

## 「（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業環境影響評価方法書」に対する質問事項及び事業者回答

## 1. 事業全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1		前倒し調査	1次	「前倒環境調査を適用した適切かつ迅速な環境影響評価の実施について（H30, NED0）」に示されるような前倒し調査の実施（又は予定）について、配慮書段階では、「2022年1月より2営業期分の希少猛禽類を対象とした鳥類調査（定点調査）を実施」とされていましたが、方針に変更はなかったでしょうか。上記以外に実施（又は予定）している場合は、環境項目ごとに調査の実施時期・内容をご教示ください。	方針に変更はございません。また、猛禽類以外の前倒し調査は実施しておりません。
1-2		相互理解等	1次	配慮書段階では「コミュニケーションを図るタイミングとその内容（住民説明会の実施や広報紙の活用等を想定）については、情勢や時期を踏まえて吟味し、適切に実施したいと考えております。」とのことでしたが、これまでにどのような情報提供を行ってきたか・今後どのように行っていく計画か、ご教示ください。	方法書縦覧開始前の2023年3月～5月にかけて関係町村の地元地区を対象に計12回の事業説明会を開催し、本事業について地元の理解を得るよう努めました。また、方法書手続き中においては、2023年6月23～24日に法定説明会を開催致しました。今後も準備書届前のタイミング等、適宜地元地区を中心に法定外の事業説明会を実施する方向です。
			2次	地域の景観の保全を考える上で、風力発電設備の位置・配置や意匠形態に配慮すること、地域住民との間にどれだけ合意形成が図られているかが重要であるため、風力発電設備の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより相互理解の促進に努めてください。 また、周囲との調和を図るために「北海道景観計画」、「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」を参考にし、事前相談を行うなど、景観法の届出の手続きが順調に行えるようにしてください。	今後風力発電機設置位置検討の進捗に併せて、地域住民よりご要望をいただいた場合や設計上の進捗やレイアウト案が固まったタイミングなどに応じて地域への事業説明会を開催し合意形成に努めます。 また、「北海道景観計画」、「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」を参照の上景観法の届出を順調に行えるよう、必要な事前相談を実施致します。
			3次	①2次回答にある「設計上の進捗やレイアウト案が固まったタイミング」について、これらのタイミングは環境影響評価手続き終了後を指しているのでしょうか。また「設計上の進捗」では、具体的にどの段階で説明会が開催されるのか、設計段階で複数回説明会があるのかがわからないため、現段階の想定で構いませんので開催のタイミングを具体的にご教示願います。	①環境影響評価手続きの終了後を指しているわけではありません。現地調査結果を踏まえたレイアウト案が作成できたタイミングで1回開催することを想定しておりますが、それ以外にも自治体や地域の要望に応じて適宜説明会の実施を検討致します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-2		相互理解等	3次	<p>②方法書縦覧開始前の説明会と、方法書手続中の説明会について、開催概要（開催箇所、参加人数、主な質問とその回答等）をお示しください。また、現時点で説明会の開催を予定している場合、それについても併せてお示しください。</p>	<p>②説明会の実施状況については以下のとおりです。 【方法書縦覧開始前の説明会】 開催箇所：A:更岸公民会館、B:浜更岸会館、C:遠別神社、D:福祉の家共成館、E:本町1丁目町内会館、F:天理教北天塩分教会、G:天塩町1丁目地区会館、H:新川町内会館、I:天塩町南町町内会館、J:天塩町社会福祉会館、K:初山別村自然交流センター、L:遠別町生涯学習センター マナビィ 参加人数：A:5名、B:8名、C:8名、D:5名、E:12名、F:6名、G:1名、H:5名、I:9名、J:12名、K:2名、L:9名 主な質問とその回答等： 「住民が知らぬ間に風車が立ってしまうことはないのか。」というご質問に対して、環境影響評価手続きの法定説明会を経る必要があるが、法定説明会以外にも地域によりご理解を頂く為、事業概要に係る説明会を可能な限り丁寧に実施するよう努めると回答。 「バードストライクが起きないのか」というご質問に対して、確率としてゼロにすることは難しいが、環境影響評価手続きの中でバードストライクの発生確率を可能な限り低減できるような風車の配置や環境保全措置を考えていくと回答。 「騒音がどの程度発生するのか」というご質問に対して騒音値の予測評価を行い、法で定められた環境基準値を超過しないように配慮する。一方で、音の感じ方は個人差がある為、なんらか苦情を頂戴した場合は個別に対応を検討すると回答。 【方法書手続中の説明会】 開催箇所：A:天塩町福祉会館、B:初山別村自然交流センター、C:遠別町生涯学習センター マナビィ 参加人数：A:5名、B:0名、C:4名 主な質問とその回答等： A:「道路からの景観が一番重要。オロロンラインというのはみんな旅行をしながら来る道。」というご意見をいただき、「地域の皆様にも事業説明を繰り返しさせていただくことや環境影響手続きの中でいろいろなご意見を頂戴しながら、計画については必要に応じて見直していきたい」と回答。 B:なし C:「富士見地区の自然環境への影響を心配している。富士見地区にはエゾモモンガがいる。オオワシは渡り鳥だが、オジロワシは8割くらい北海道で繁殖して、夏は森で生活する。だから今回も富士見地区にしても、冬だけじゃなくて夏もみなきゃだめ。」というご意見をいただき、「モモンガについては、情報をいただいたので我々もその点については留意して、調査を行ってきたい。オジロワシについては、繁殖個体もいるということも承知していて、基本的には猛禽類は通年調査しているため、渡ってくる時期だけ調査するといったことはない。」と回答。 また、現時点で想定している説明会としましては、現地調査結果を踏まえたレイアウト案が作成できたタイミングで1回開催することを想定しておりますが、それ以外にも自治体や地域の要望に応じて適宜説明会の実施を検討致します。</p>
1-3		図書の公表	1次	<p>貴社ウェブサイトによると、本方法書のインターネットでの公表期間は「次の図書の公開日または1年経過日のいずれか早い日まで」と縦覧期間終了後も閲覧可能となっておりますが、電子縦覧図書のダウンロード・印刷は不可能となっております。 図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 なお、配慮書段階では、「縦覧期間終了後の公開や印刷、DL等については、ご指摘の通り、地域住民等の一般の方々との相互理解が重要であると考えておりますので、アセス図書の公開のあり方については引き続き検討いたします。」とご回答いただいていたことを踏まえ、配慮書以降の検討内容がわかる回答としてください。</p>	<p>インターネットで公開される環境影響評価図書の印刷やダウンロードを不可としている理由としてデータの改ざん等、図書の悪用・乱用を防ぐ目的から行っているものであり、その恐れを排除できない限りにおいては、対応は難しいものと考えています。 しかしながら、住民等との相互理解の観点からも重要な課題と考えておりますので、方法書段階からは法定の縦覧期間1カ月以降にも継続して弊社HPにて図書が閲覧できるように改善を行いました。</p>
			2次	<p>①準備書以降の図書について、印刷やダウンロードを可能とすることは、検討されないのでしょうか。事業者の見解をお示しください。 ②地域住民との相互理解促進には、図書のダウンロード・印刷を可能とすることが望ましいと考えますが、地域住民等へ資料配付をしている等、地域住民との相互理解促進に向けて工夫されていることがありましたら、可能な範囲でご教示ください。また、準備書以降の手続きにおいて検討されている対応がありましたら、あわせてご教示ください。</p>	<p>①1次回答のとおり、インターネットで公開される環境影響評価図書の印刷やダウンロードを不可としている理由としてデータの改ざん等、図書の悪用・乱用を防ぐ目的から行っているものであり、その恐れを排除できない限りにおいては、現時点では対応は難しいものと考えています。社内でも改善案について協議を継続しています。 ②地域住民へは環境影響評価の法定の説明会とは別に町内会単位での事業説明会や自治体単位での事業説明会を通じて事業概要の説明および説明資料の配布を行っております。今後も事業の進捗および地域の要望に応じて同様の説明会の開催を検討しております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-3		図書の公表	3次	インターネットで公開されたページへのアクセス数をお教え頂けますでしょうか。また、その数値を見て、相互理解への効果を含めてどのようにお考えでしょうか。	方法書縦覧期間中の6/1～7/14のアクセス数は951回でした。一方で、縦覧場所における縦覧者は2名でした。この結果を踏まえると、目安となる基準値があるわけではないですが、インターネット利用による電子縦覧には一定の周知効果があったと評価しています。その結果を受けて、今後も縦覧場所における縦覧だけでなく、電子縦覧も継続して実施していくべきと考えています。
1-4		正確な図書の作成	1次	本図書には誤字脱字のほか不正確な内容が多数認められます。本事業に関しては、配慮書に対する知事意見にて図書の正確性について指摘しており、貴社からは正確で分かりやすい図書の作成に努める旨の見解（p555）をいただいておりますが、目立った改善がなされていないように思われます。原因及びこのような図書を作成し続けることについての貴社の認識を改めて伺います。	配慮書の際に、誤記や誤植に対する意見を受けたことを真摯に受け止め、本方法書では配慮書時点で3名で行った図書のチェック体制の人数を5名に増やし対策を講じましたが、今回も誤記や誤植が残り申し訳ございませんでした。査読者それぞれで、誤りを直していったため、言葉や文言の整合が図られなくなったという原因もあります。準備書では査読者個別の修正でなく読み合わせなどをして対応していきたいと考えます。また、図表番号等のリンクやこのように文章や表とリンクしている記載については、最終段階で各リンクの内容に不整合がないか確認し、例えば質問2-3のような矛盾が確認できた際には、正しい内容に修正していくことを考えています。
			2次	①誤記の多さを指摘されてから対応策を考えるという、場当たり的な対応に終始しているように思われます。今回の図書の作成の各行程について、担当者人数・作業時間をお示しください。また、今回のやり方と比較して、次回以降では各工程の担当者人数・作業時間の点から量のどのような改善策を考えているのかご提示ください。 ②1次回答の「また、」以下に記載されている記載内容の不整合については、読み合わせでは防ぐことは難しいと考えますが、具体的にどのよう確認するよう改善されるのかをお示しください。 ③質問6-33の1次質問において、哺乳類・鳥類の調査地点の設定根拠について質問し、実際の設定根拠は、図書に記載されている内容と相違している旨が回答されたところです。 図書に記載されている設定根拠に誤りがあることは、本図書及び貴社の信頼性を大きく損なうものであり、設定根拠は正確に記載するべきと考えますが、貴社の認識を改めて伺います。 ④1次QAにて図書の誤りを指摘した箇所が複数あり、図書縦覧期間中であったことから内容を訂正し正しい情報を伝えるべきと考えますが、どのように対応したか。（対応していない場合は、その理由も説明してください） ⑤要約書34ページに「中間処理施設業」とありますが、「中間処理業」と記載すべきと考えます。今後の図書作成に当たっては、要約書についても誤記や誤植、不正確な記載がないようにしてください。	①場当たり的な対応に見受けられて申し訳ございません。今回の図書に際しては、担当者人数は12人、作業時間は3カ月程度となっております。次回以降の図書は、担当者人数、作業時間は増やすようにしますが、今回の反省点としては、人数をかけた一方で査読者の個別の修正になってしまったことが要因が大きいと考えておりますので、査読者個別の修正でなく読み合わせなどをして対応していきたいと考えます。 ②リンクがある場所については、読み合わせの際に、リンクをチェックする担当を用意して確認させながら進めることを考えています。 ③一次質問の回答では図の縮尺の関係で端部に見るとは書いておりますが、調査地点の位置や設定根拠には誤りがあったとは考えておりません。なお、現在は、航空写真、植生、現地踏査により植生を判断したものですので、現地調査の際には、その植生の代表する環境であるかを確定したうえで、調査に入ります。 ④配慮書手続きの際に正誤表を各自治体へ送付させていただきましたが、自治体からは特段の追加要望がなかったことから、今回も同様の対応とする予定としていたため、縦覧期間中に修正の公表の対応はしていませんでした。 ⑤中間処理業に修正いたします。今後の図書作成に当たっては、要約書についても誤記や誤植、不正確な記載がないように留意します。
			3次	①2次回答①について、担当者数・作業期間は示されておりますが、それだけです。そのため、「査読者個別の修正になった」ことが原因であったことが回答から読み取れません。作成と修正の行程があったように見受けられますが、どのような行程で図書を作成し、各行程を何人がどの程度の期間および時間で進めたのかをお示しください。その際、各行程・各担当者の具体的な作業時間を明確にしてください。今回のような事態を避けるためには、より具体的な情報の整理が必要であると思えます。 ②「読み合わせなど」といった対応案についても効果的かどうか読み取れません。上記①の検証をしたうえで、適切な対応案をその理由と共に示してください。 ③2次回答④について、図書に誤りがあっても、自ら正しい情報を伝える意思は貴社には無いという理解で宜しいか。	①各工程の細かな作業時間までは記録しておりませんが、図書の作成については、2月1日～4月10日にかけて図書の素案の作成を委託先のコンサルにて実施し、計7名で作業しております。また、その間に、調査地点の素案を作成し、事業者と委託先コンサルの中で調査手法、地点等の協議をしております。素案提出後は計5名のチェックを1週間かけて行い、その後、事業者からのチェックバック結果を委託先のコンサルへ送付し、1週間程度かけて各章で担当章を振り分けて修正し、4月24日に第二次案を作成しました。その後、計5名のチェックを2週間かけて行い、その後、委託先のコンサルの中で1週間程度かけて各章で担当章を振り分けて修正し、5月17日に第三次案を作成しております。以後、5月23日の原稿の校了まで、事業者と委託先のコンサルの計12名で各々チェックを行い、ファイルを修正しました。 ②上記の修正作業については、主に、各担当者が自分担当部分を中心にチェックを行ったものとなり、第三者的な視点が欠けていたと考えています。そのようなことのないように、読み合わせの実施は有効なチェック方法であると考えています。 ③2次回答④でお答えしました内容に加えまして、今回は方法書手続きであり、次回に準備書手続きが控えていることから、準備書において修正をした上で縦覧したいと考えています。

2. 「第2章 対象事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	3 4 16 575	2.2.3 特定 対象事業により 設置される 発電所の出力	1次	<p>①発電機の出力及び基数が配慮書段階から増加していません。単機出力・基数それぞれに対し、配慮書段階から変更となった理由をお示しください。また、対象区域を絞り込んだ一方で、発電所の出力及び発電機の基数は増加しているが、配慮書以降の検討内容及び区域の絞り込みと出力・基数の増加が両立する理由を説明願う。</p> <p>②配慮書の出力350,000kW程度、基数70~80基程度に対して、「今後送電容量が整備・増強されることを見越した上での実施可能な規模」とされていたが、今回、出力650,000kW、基数90~100基程度と、区域を大幅に絞った上で規模が大幅に拡大しており、配慮書段階での想定区域設定条件が環境影響が大幅に大きくなる方向に変わっており、配慮書段階の予測・評価を改めてし直した上で次の段階に進めるかどうかを検討すべきと考えるが、見解を伺う。</p> <p>③配慮書段階では、「本事業の配慮書では風車設置範囲や工事想定範囲を最大限設定していることから、方法書以降において事業区域が拡大することはない」とされていたが、今回、追加された区域が存在する。貴社の信頼性に関わる重大な問題と考えるが、認識を伺う。</p> <p>④調査・予測・評価の結果を踏まえ、準備書作成時に事業規模を縮小することもあるのか、若しくは、単機出力・基数が増加することや発電所総出力が増加することはあるのか、事業者の見解をお示しください。</p>	<p>①風況解析及び環境配慮の観点から事業範囲を絞り込んだうえで、初期段階の造成設計を行ったところ、配慮書時点で想定していた基数を上回る基数が配置可能であることが判明致しました。また、風車メーカーとの協議から単機出力の大きい風車が将来的にリリースされる可能性が見込めることが判明したことを踏まえて、出力および基数が増加となったものです。</p> <p>②出力や基数は増加していますが、発電所アクセス省令第18条では、環境影響を受ける範囲と認められる地域について、「対象事業実施区域及びその周囲1キロメートルの範囲内の区域であること」との記載があり、今回の計画変更では事業実施区域（事業実施想定区域）が大幅に減少（配慮書：40,877ha⇒方法書：8,339ha）していることから、対象事業実施区域及びその周囲1キロメートルの範囲内の区域も減少し、環境影響を受ける範囲と認められる地域が減少していることから、環境影響は低減する方向の計画変更であると考えます。</p> <p>③遠別富士見地区ではご指摘のとおり、配慮書から事業実施区域が拡大していますが、環境影響評価法では配慮書から方法書での区域の拡大は制限されていないことから、方法書以降において然るべき調査・予測・評価を行えば、区域の拡大は許容されるものと考えます。なお、事業全体としては大幅に事業実施想定区域から事業実施区域を縮減しており（配慮書：40,877ha⇒方法書：8,339ha）、環境影響は低減する方向の変更であると認識しています。また、今回追加したエリアについては周辺に住居等がないこと、既存文献において希少種の生育地・生息地がないことを確認しており、追加した経緯については経済産業省及び環境省にも確認いただいています。</p> <p>④調査・予測・評価の結果次第では準備書作成時に事業規模を縮小する必要があると考えております。一方で、準備書の作成時期によってはメーカーのラインナップが変更となり単機出力が増加すること、設計を行っていく中で発電所出力が環境影響評価法の軽微変更（出力の10%以上の増加、事業実施区域の300m以上の拡大、関係地域の追加）を逸脱しない範囲で増加することはあり得ると考えます。その場合には、必要に応じて、追加の調査・予測・評価の実施を検討します。</p>
		2.2.4 対象事業 実施区域	2次	<p>①1次回答の①について、初期段階の造成設計とはどのようなものであり、どの程度内容が決まっているものなのでしょうか（風車の配置等）。また、配置可能な基数とはどのように算出するのでしょうか。具体的に教示ください。</p> <p>②1次回答の②について、区域面積と出力はそれぞれ事業の性質を表す別の指標であり、一方が小さくなり、もう一方が大きくなる計画変更に対し「環境影響を低減する方向の計画変更である」と考えるのは不適切ではないでしょうか。1次回答の④に記載されているとおり、今後の手続きにおける軽微変更の要件には、発電所の出力についても定められていることを踏まえると、総出力が80%以上増加する計画変更を「環境影響を低減する方向の計画変更」とする認識は誤りであり、環境に配慮した事業計画を策定することに対する事業者の認識及び姿勢が著しく不足していることを表していると考えますが、今回の計画変更は、環境影響を低減する方向の計画変更であると言えるのか、改めて、事業者の見解をお伺いします。</p> <p>③1次回答の②について、環境影響を受けると認められる地域の範囲は対象事業実施区域の面積減により減少していることですが、計画変更後も環境影響を受ける範囲と認められる地域内に含まれる住居等は存在しており、それらの地域に関しては、配慮書時点と比較して事業規模の拡大による影響が大きくなるため、配慮書段階の予測・評価を改めてし直した上で次の段階に進めるかどうかを検討すべきではないでしょうか。</p>	<p>①初期の造成設計では簡易風況予測や風況調査に基づき、基本的には1つの発電所の基数を最大限配置できるように設計します。設計の中で土木造成量が過大になり得る箇所は除外しますが、一方で風車の仕様や輸送路が固まっておらず、事業地の土地利用協議や環境影響配慮書手続も未了の段階で作成したものですので変更余地は多分にある内容となっております。</p> <p>また配置可能な基数については主風向側に対してはローター直径の10倍、主風向以外においてはローター直径の3倍の離隔を取ることを基本に最大限設置できるように設計しますが地形や土木造成等でケースバイケースとなるため具体的な算出方法はお示しできません。</p> <p>②ご指摘のとおり、面積は減少（配慮書の事業実施想定区域：40,877ha⇒方法書の事業実施区域：8,339ha）しているものの、事業全体の出力は増加（配慮書：350,000kW⇒方法書：650,000kW）していますが、面積の減少率（-204%）の方が出力の増加率（+186%）よりも大きくなっています。また、「令和4年度再生可能エネルギーの適正導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書」によれば、「風力発電は、その他の法対象事業と同様に規模の大小のみにより環境影響を判断することが困難である」とされており、必ずしも出力のみで環境影響を評価することはできないと考えます。更に、同報告書では、「風力発電は規模にかかわらず立地場所の特性による環境影響が懸念される場合がある」とされており、規模（出力）より立地場所による影響が大きいと考えられます。その意味では、今回の計画変更により、風力発電機の立地場所や工事による改変区域となる面積を大きく削減しているため、環境影響を低減する方向の計画変更であると考えます。なお、環境影響評価法で定められている軽微変更のルールについては方法書時点における事業計画を基として以降の手続きにおいて定められているものと認識しています。</p> <p>③本事業全体としては、環境影響を受けると認められる地域の範囲は対象事業実施区域の面積減により減少していることから、事業全体の環境影響は低減する方向と考えています。配慮書段階の予測評価は風車位置や機種が確定していないため、準備書段階の予測評価と比較すると、精度が粗いものになってしまつことから、準備書段階において風車位置や機種を絞り込んだ上で予測評価を実施し、影響度合いにより風車位置の変更等を検討したいと考えております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	3 4 16 575	2.2.3 特定対象事業により設置される発電所の出力  2.2.4 対象事業実施区域  1) 風力発電機の単機出力及び基数  表7.2-2配慮書及び方法書における事業計画(概要)の比較	2次	<p>④1次回答③について、「区域の拡大は許容されるもの」とのことだが、所管省の見解を確認すれば、前言を翻しても問題はないとお考えか。 また、アセス制度上、事業者と国、地方公共団体及び住民との関係をそれぞれどのように考えているのか、あわせてお示しください。</p> <p>⑤1次回答④において、「出力の10%以上の増加、事業実施区域の300m以遠の拡大、関係地域の追加」を逸脱しない範囲で増大することはあり得るとされていますが、そのことを踏まえて調査範囲を設定されている(準備書段階で調査範囲が拡大することはない)でしょうか。適切な調査範囲が設定されていることについて、環境影響評価の項目毎にご回答ください。</p>	<p>④配慮書時から大幅に事業区域面積を縮小したものの、一部区域が追加となり事業区域に変更が生じてしまい申し訳ございません。しかしながら、本質的に重要なことは、事業区域を変更してはいけないという点ではなく、事業区域を変更した場合には変更に対応した調査・予測・評価を行うことだと考えます。本方法書は区域を拡大したエリアも含めて調査・予測・評価の方法を検討しました。また、方法書届出前には経済産業省・環境省に対して、区域の拡大について説明をさせていただきましたが異論の意見はなく、環境影響評価法における軽微変更(事業区域の300m以遠の拡大)は方法書以降に適用されるものであることから、今回の区域追加は問題ないものと考えております。 なお、事業者と国、地方公共団体及び住民との関係については、大臣勧告(意見)、知事意見、意見書や住民説明会の場でのご意見など、事業計画についてご意見をいただくもの(事業者側からすればご意見を求めるもの)と考えています。</p> <p>⑤「出力の10%以上の増加、事業実施区域の300m以遠の拡大、関係地域の追加」を逸脱しない範囲を前提に本方法書の調査範囲を設定しているものではありません。</p>
			3次	<p>①2次回答②について、面積の減少率と出力の増加率との間に、環境影響についてどのような関係が成立しており貴社の見解になるのか、具体的に説明願います。その際、規模より立地場所による影響が大きいことを面積にすり替えずに回答してください。 なお、国の検討会で議論された「立地」は面積の絞り込みではなく地域間比較であることから、貴社の2次回答は報告書の文言の一部を都合良く切り取ったもので成り立たないことを指摘しておきます。</p> <p>②2次回答④について、「事業区域を変更した場合には変更に対応した調査・予測・評価を行うこと」はアセスの基本であり、本質的に重要なことは、事業の実施に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するための事業者の信頼性だと考えるが、見解を伺う。また、事業者として「大臣勧告(意見)、知事意見、意見書や住民説明会の場でのご意見など」を買っただけなのか、その意見をどのように受け止め、どう対応すべきものと考えているのか、伺う。</p> <p>③環境影響評価の手引(令和2年11月 経済産業省)においては、「事業者により対象事業実施区域を定めることとなるが、この後のアセスメント手続きにおいて、対象事業実施区域の変更によりアセスメント手続きを方法書から再度行うこととなる可能性があるため、区域の設定に当たっては十分な検討が必要となる。」とされています。 2次回答の⑥からは、区域の選定に当たって十分な検討が行われたかについて疑義が生じますので、事業者の見解をお示しください。</p>	<p>①事業実施区域は変更を行う可能性がある範囲となりますが、その範囲が減少することは、変更による影響を受ける可能性のある動物、植物、生態系、水の濁り等の様々な環境要素への影響を低減することに繋がると考えます。また、事業全体の出力は+186%増加(配慮書:350,000kW⇒方法書:650,000kW)していますが、事業実施区域の面積は事業実施想定区域と比較すると-204%減少(40,877ha⇒方法書の事業実施区域:8,339ha)しており、面積の減少率の方が出力の増加率よりも大きくなっています。更に、出力の増加については必ずしも環境影響の増大に繋がるとは限らないと考えます。今回の出力増加には配慮書時(単機出力4~5MW)から方法書時(単機出力4~7MW)に変更したことが背景にあります。単機出力の増加について、例えば、騒音では「風力発電機の音響パワーレベルに係る調査結果について(令和2年6月19日 環境省)」によれば、風力発電機が大型化した場合でも音響パワーレベルは増大していないとされています。また、バードストライクについても、単機出力が大きい風車ではブレード旋回範囲であるM高度が高くなりますが、高空を飛翔する種への影響は大きくなる可能性がある一方で、低空を飛翔する種への影響は低減させる可能性があります。</p> <p>③2次回答⑥を以下のとおり訂正させていただきます。 配慮書から方法書における事業実施区域拡大にあたっては、軽微変更の要件(事業実施区域の300m以遠の拡大)も考慮しながら検討を行いました。 なお、発電所に係る環境影響評価の手引(令和2年11月 経済産業省)によれば、「通常、風力発電所の対象事業実施区域の周囲300メートル程度の範囲内においては、対象事業実施区域内と同様な詳細な環境調査を行っており、この範囲内であれば、対象事業実施区域が移動しても環境に与える影響は把握できており、環境影響評価が大きく変わるおそれがない」とされています。</p>
追加 2-17	3 4	2.2.3特定対象事業により設置される発電所の出力	1次  2次	<p>「最大出力が風力発電所出力を上回る場合は、これを下回るよう出力制限により対応する」とあるが、出力制限を行う場合と行わない場合で、環境への影響についてはどのような違い・差があるのか、伺う。 また、出力制限を伴う計画となる場合、本来の発電機出力に比べ環境影響を過小に評価することになる可能性について、伺う。</p>	<p>出力制限の有無による環境影響の違いについては、騒音や風車の影については風車の単機出力や稼働数が異なることが想定されるため、それに応じた環境影響の差が生じるものと思います。一方で、地上性の動植物や水の濁り等については、出力制限の有無によって変更面積が変わることはないため、環境影響の差はないものと考えます。 なお、準備書段階での予測評価においては、出力制限をしない最大値での発電所出力を想定して予測評価することから、過小評価にはならないと考えます。</p>
2-2	4	2.2.4対象事業実施区域	1次	<p>大きく4つの位置に分類される、とのことですが、どのような位置であることを踏まえて分類されたのか、また、なぜ4つに分類する必要があるのかをご教示ください。</p>	<p>配慮書の時点より、5発電所を想定するとしていたところ、配置検討や風況解析を行う中で、5発電所ではなく4発電所とすることとなりました。各発電所についてはそれぞれ国道等を隔てるなどして隣接しているわけではないこと、かつ、電気的にもそれぞれを直接的に繋げる計画ではないことから、発電所数に合わせ4つに分類しているものです。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-3	11	図2.2-4(2) 対象事業実施区域位置詳細図(遠別富士見地区)	1次	④の矢印が北東の方角を示していますが、p.12の表では「南方向を望む」となっており整合が取れませんので、正しい情報を示してください。	p12の表が誤記となっており、北東方向が正しい情報になりますので、準備書において修正いたします。
2-4	14	図2.2-5(2) 対象事業実施区域位置詳細図(初山別大沢地区)	1次	① ①の矢印が南の方角を示していますが、p.15の表では「南東方向を望む」となっており整合が取れません。 ② ③の矢印が北～北東の方角を示していますが、p.15の表では「西方向を望む」となっており整合が取れません。 以上に対し、正しい情報を示してください。	いずれについても、p15の表が誤記となっており、以下が正しい情報になりますので、準備書において修正いたします。  ①南方向 ②北東方向
2-5	15	表2.2-3 対象事業実施区域の現況(初山別大沢地区)	1次	「⑥:初山別大沢地区南側から北方向を望む」となっていますが、④の誤りでしょうか。	⑥は④の誤りであるため、準備書において「④:初山別大沢地区南側から北方向を望む」に修正いたします。
追加 2-18	16	2.2.5対象事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要	1次		
			2次	①風力発電施設や工事用道路等の具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水等について、河川管理者と打合せ願います。 また、海岸保全区域内に施設を設置する場合は、海岸管理者に申請が必要となりますので、留意してください。 ②事業実施区域は、稚内空港に近接しているため、航空機の飛行経路に影響を及ぼす可能性があるため、東京航空局稚内空港事務所等の関係機関に確認してください。	①承知致しました。 ②承知致しました。
2-6	16	(1)風力発電機の設備の配置計画	1次	①風力発電機の配置が明らかにされていませんが、適切な調査方法(現地調査地点等)の検討には、風力発電機の配置の情報が必要なものもあるため、配置計画を明らかにして方法書手続を実施することが望ましいと考えますので、現段階での風車の配置計画等をご提示ください。  ②今後、風車の配置によっては、本方法書で示されている調査地点等の見直しが必要となるおそれがありますが、どのように対応されるお考えでしょうか。	①風力発電機の配置は未確定であることから提示は難しいですが、方法書では現時点で考えられる最も広域な設置検討範囲を示しています。現地調査計画の検討においては、設置検討範囲を基とすることであっても、最大影響を把握する観点から、調査計画の検討は可能であると考えます。  ②方法書では現時点で最大限広くとった風車設置検討範囲を示しており、最も安全側な調査計画としているため、調査計画の手戻りは発生しないと考えています。
			2次	①貴社は配慮書に於いて、変更の可能性がある「最大範囲」を事業実施想定区域とすることで、環境影響が及ぶ範囲を最も広範囲に設定し、生活環境や自然環境への環境への影響を「安全側」に考慮したとしていますが、本図書に於いて一部区域が新たに加わっており、貴社のいう「最も安全側」な計画というのは同意できませんが、見解を伺います。  ②「最も安全側な調査計画としている」とのことですが、1次質問6-33や6-37等への回答を踏まえると、現段階で具体的な調査計画が定められておりません。「最大影響を把握する観点」から調査計画の検討を行うのであれば、例えば動植物及び生態系においては少なくとも調査区域全域をもれなく把握可能な踏査ルートや、注目種に該当する可能性のある全ての種における調査計画を記載して検討を行う必要がありますが、図書にはこれらの記載がなく、最大影響を把握可能な調査計画が立案されているとは考えられません。 調査方法が適切に検討できる程度に、風力発電機の配置を含めた事業計画及び調査計画を作成し、また、質問1-4で指摘した誤記や誤植、不正確な記載について改善した上で、改めて方法書としてとりまとめる必要はないでしょうか。事業者の見解を伺います。	①配慮書時から大幅に事業区域面積を縮小したものの、一部区域が追加となり事業計画に変更が生じてしまい申し訳ございません。しかしながら、本質的に重要なことは、計画変更をしないといけないということではなく、計画変更した場合には変更に対応した調査・予測・評価を行うことだと考えます。本方法書は区域を拡大したエリアも含めて調査・予測・評価計画を検討しました。  ②動植物の調査については、植生ごとに調査地点を配置するなどしており、調査範囲の動植物を網羅的に把握するように努めております。また、生態系については注目種については、専門家に助言をいただいたうえで対象種を選んだものであり、その注目種について記載しております。
			3次	①2次回答の①について、貴社のいう「最も安全側」な計画というのは、段階が進むと以前よりも後退することもあり得るという理解で宜しいでしょうか。  ②2次回答の②に関し、図書において、対象種については変更することもあるとしており、具体的な調査手法も曖昧なままで矛盾しています。改めて要望しますが、「最大影響を把握する観点」から、動植物及び生態系においては少なくとも調査区域全域をもれなく把握可能な踏査ルートや注目種に該当する可能性のある全ての種における調査計画を記載してください。 また、「調査方法が適切に検討できる程度に、風力発電機の配置を含めた事業計画及び調査計画」を作成し、また、質問1-4で指摘した誤記や誤植、不正確な記載について改善した上で、改めて方法書としてとりまとめることを検討してください。	①各図書作成の段階において、その時点の事業計画に基づいた最も安全側の区域設定を行いますが、環境影響評価の手続きや地権者様等との協議を踏まえ、事業実施区域が変更となる可能性はあります。その場合には、事業実施区域の変更に対応した現地調査・予測・評価を追加で行います。 ②動植物、生態系の調査計画については、2次質問6-35、6-37、追加6-51に詳しい質問が、より詳細に回答していますので、そちらの回答を参照ください。また、再縦覧に関しては、方法書での記載については、現在の風車設置検討範囲を基に、専門家に助言をいただいたうえで調査計画を作成したもので、計画の基本的な骨格は妥当と考えており、再縦覧を行う予定はありません。しかしながら、方法書審査の中で頂いた様々なご指摘を受けて、現地調査計画については適切に修正を行い、有識者と相談のうえ調査計画を確定し、現地調査を実施します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-7	16	1) 風力発電機の単機出力及び基数	1次	発電所全体の基数が示されていますが、4地区の各地区における基数をどのように決定される計画なのか、ご教示ください。	基数については、設計、調査・予測評価結果及び地権者との協議状況を踏まえながら決定してまいります。
			2次	基数については、調査・予測評価結果等を踏まえて決定することとありますが、風車の密度が増大することにより環境への影響が増大する等、予測評価結果は変わってくるのではないのでしょうか。風車の配置検討にあたり、風車の密度についてどのように検討することを想定されているのか事業者の見解をお示しください。 また、現時点で、風車間の距離は何km以上を想定しているのか、単位面積当たりの風車設置基数は何基以内を想定しているのかについて、あわせてお示しください。	風車の密度による環境影響の増大については、現地調査も未実施であることから、現時点で正確にお答えすることは困難です。そのため、準備書段階において、下記のような数値を算出した上で、予測評価の結果に応じて風車配置を検討したいと考えております。 騒音：風車騒音と残留騒音の合成値 風車の影：影のかかる時間 動物：変更による生息地の消失率等 植物：変更による生育地の消失率等 生態系：変更による営巣環境、採餌環境の消失率等 人と自然との触れ合いの活動の場：工事車両の走行による現況交通量に対する増加率等  また、風車間の離隔は主風向側に対してはローター直径の10倍（1,700m）、主風向以外においてはローター直径の3倍（510m）の離隔を確保することを基本として検討を実施いたします。なお、単位面積当たりの風車設置基数については、地形や地権者様との協議により変動しますので、現時点では決まったものではありません。
			3次	①2次回答において、動物・植物については「生息地の消失率等」を算出するとされていますが、動物については障壁効果（忌避）の影響の及ぶ範囲が風車の密度（風車間の距離）・配置によって大きく変わることが予測されます。密度・配置の変化によって想定されるあらゆる環境影響の変動を適切に把握できる調査手法を設定し、影響評価を実施してください。 ②2次回答において「予測評価の結果に応じて風車配置を検討」とされていますが、各要素間の相互関係をどのように評価するのか、また、その評価結果が環境影響の程度の比較にどのような根拠で有効となるのか、具体的にお示し願います。	①動物の中でも鳥類は年間衝突回数算出結果を基にしたバードストライクの影響、渡り鳥の主要な移動経路（メッシュ解析による利用頻度の算出結果）に対する障壁効果についても影響予測を行い、衝突回数や渡りの利用頻度が高くなるメッシュの風車については、配置の変更を検討し、風車の密度を考慮して影響評価を行います。二次回答は説明が不十分で申し訳ありませんが、補足いたします。 ②相互関係については、例えば鳥類の年間衝突回数も渡り経路の利用頻度もそれほど高くはないものの、両項目を考慮すると影響が大きくなるような状況も想定されますので、1項目の予測結果のみではなく、各項目の影響を複合的に考慮し、風車配置の見直しを検討します。一次質問にあった風車間の距離はこの検討結果によって変わるので一概に何km以上とは現時点では定めていたものではありませんが、高密度によって影響が増大しないように、影響がより少ない配置を検討します。
2-8	19	2) 工事期間及び工事行程	1次	工事行程の概要が示されていますが、これは4地区すべてで同様であるという理解でよろしいですか。	工事の実施による影響を安全側で予測評価する為、4地区同時並行的に工事を行うことを前提とした工程としております。
			2次	4地区同時並行的に工事を行うことを前提とした予測評価は、想定される複数の工程のうち、1つの工程に対しての予測評価のみにとどまり、「環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているか」を検討するためには不十分ではないのでしょうか。4地区同時並行的に工事を行う必然性がないのであれば、環境影響を実行可能な範囲内で回避又は低減できる工事工程を検討すべきと考えますが、事業者の見解をお示しください。なお、交通量の増大により影響を受ける項目があるほか、鳥の営巣のように特定の時期に受ける影響を考慮する必要がある項目があることを踏まえて、ご回答ください。 また、現時点で、同時並行的ではない工事工程を既に決定されている場合には、実際の工程を踏まえた予測評価を行う必要があると考えますので、当該工程をお示しください。	現時点では工事計画の詳細が未定であることから、最大の環境影響を把握する観点として4地区同時並行的のケースを想定しております。一方で、ご指摘いただいた鳥類の繁殖への影響のように、工期が長期化することによる影響増大も考えられることから、そのような項目については発生源側のタイミング（重機・車両の稼働台数が最大となる時期）だけではなく、影響を受ける側のタイミング（ライフサイクル上の重要な時期）も考慮した影響予測を行ないます。
			3次	影響を受ける側のタイミングも考慮した影響予測を行うとありますが、4地区同時並行的のスケジュールのまま予測を行い、工期が長期化した場合の影響増大も予測できるのでしょうか。どのような考慮を行うことで、工期が長期化した場合の影響増大を予測するのかお示しください。	これから工事の計画の熟度は深まっていくため、その時点で見えてきた発生源側のタイミング（重機・車両の稼働台数が最大となる時期）を踏まえて影響を見ていきたいと考えております。
2-9	19	表2.2-6 工事工程の概要	1次	月数0の下に主要工程欄にある、▼着工 運転開始の記載について、ここでの運転開始は何の運転開始を意味しているのでしょうか。月数48の下にも運転開始の記載があり、これは発電機の運転開始を意味しているものと推測しますが、この運転開始との違いと合わせてご回答をお願いします。	「▼着工」 着工の右横の「運転開始」については誤記でございました。削除いたします。
2-10	20 21	4) 風力発電機設置地点の造成・基礎工事 5) 風力発電機据付工事	1次	使用する建設機械は可能な限り低騒音型、低振動型を用いる計画とのことですが、どのような場合に低騒音型、低振動型ではない建設機械を使用することが想定されるのかをご教示ください。	基本的には低騒音、低振動型の重機を使用して施工する予定ですが、場所打ち杭工事等、低騒音・低振動型の重機がない重機については通常のものを使う予定です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-11	22	7) 工事中の排水	1次	①「生活排水」との記載は、「生活雑排水」の誤りではないでしょうか。 ②排水を浸透させるのであれば、地下水への影響が懸念されることから、仮設の工事事務所を設置する可能性がある範囲をどのように検討されるのかについて、ご教示ください。	①本記載の「生活排水」はトイレの水は含まない生活雑排水の意味で記載しています。準備書で同様の記載とする際は、「生活雑排水」に修正します。  ②仮設の工事事務所の設置は、浄化槽の設置を検討する場合には、浄化後の排水を放流可能な道路側溝または排水路がある範囲において検討を進めていきます。  生活雑排水については、図書の記載が誤りであり、正しくは「汲み取り式または浄化槽を使用」することになります。浄化後の排水は、放流先管理者へ地下水への影響が無いことを確認し許可を得た上で、道路側溝や排水路に流すこととし、浄化槽から直接地下水へ浸透させることは致しません。放流先がない場合や地下水への影響が懸念される場合は、便槽を設置して汲み取り式を採用します。 トイレは方法書に記載の通り汲み取り式または浄化槽を使用し、浄化槽の場合は生活雑排水と同様の排水処理を行います。 以上の記載は準備書において追記修正します。
2-12	25	9) 残土	1次	①残土は事業実施区域内で処理すれば良いというものではなく、埋め戻し、盛土及び土捨場における処理する場合であっても、アセス評価項目の水質への影響だけでなく、住民理解に向けて災害防止の観点からの対応が必要と考えるが、安全性をどのように示していくのか、伺う。  ②土捨場位置は現時点では未定とありますが、準備書提出段階で明らかになる予定でしょうか。	①残土は極力少なくなるように詳細計画を進めて参りますが、地盤安定性の検討を十分に行った上で残土処理を行います。耐震対策に加え、土砂崩れや土砂の流出が生じないように、法面形状の安定性検討および必要に応じて盛土内に排水層を設置するなど、湧水、地下水、降雨等による浸透水への対策も行うことで、盛土安定化を図ることとなります。  ②具体的な風車配置が明らかになる準備書時点では土捨て場位置について配置案をお示し致します。
			2次	土捨て場の位置が決まっていなければ水の濁りについて、適切な調査地点の設定は不可能と考えますが、見解を伺う。	土捨て場は対象事業実施区域内に設置することから流域を代表できる地点に調査地点を設定しているため、現計画の調査地点で予測評価に対応できると考えています。なお、現在の流域外に土捨て場を設置する場合には、調査地点の追加等の対応を検討します。
2-13	25	10) 緑化	1次	改変部分のうち、緑化について記載されているのが切盛土法面のみについてとなっています。ヤード等の造成面についても、風車供用後に必ずしも構造物に占有されるわけではないため、緑化を行うことが望ましいと考えますが、事業者の見解を伺います。	ヤード造成面については、操業後のメンテナンス作業にて車両アクセスが想定される範囲は砕石舗装となり、それ以外の範囲は平場も緑化を行います。
			2次	①ヤードは裸地（採石舗装も含む）のままだと外来種繁殖が顕著な事例があります。このため、外来種対策として採石以外にどのような対策を想定されているのかをご教示ください。 なお、採石以外の対策を検討されない場合には、当該対策のみで外来種対策が十分であるとする根拠をお示しください。 ②「極力在来種を使用した配合」とあるが、貴社における在来種の使用実績を伺う。 (使用実績がある場合は、事業地と使用在来種の種子産地を示してください)	①車両アクセスとして使用する場所は定期的に草刈りを行うことから、外来種を含めて草本類が繁茂する状態にはならないと考えます。 ②弊社の道北事業では、オオヨモギ、オトコヨモギ、エゾヌカボ等の在来種の使用実績があります。いずれも産地は北海道内となります。
			3次	使用した在来種の使用効果をどのように把握され、どのように評価されているか事業者の見解をお示し願います。また、可能であれば、使用効果(成果)を示す資料をお示し願います。	弊社の過去案件では法面緑化の活着状況をモニタリングした事例があります。サイト全体としては、法面の濁水の発生予防等の早期の法面被覆の形成という法面緑化の目的も踏まえて、早期の発芽が期待できる外来種子の割合が多い状況でした。しかしながら、1年目は外来種が優占がしていたものの、2年目には外来種が衰退し、在来種が勢力を増した箇所もありました。なお、資料の提供については差し控えてさせていただきます。
追加 2-19	26	1) 風力発電機の輸送計画	1次		
			2次	「輸送計画を変更する可能性がある」との記載について、貴社はこれまで様々な回答の中で「適切に」「最大限」「安全側」に立って予測評価を行う旨の説明を行っているが、その場合の対応について、騒音、振動及び人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点にどのように反映しているのか。	環境影響評価の対象としているのは27ページに示した風車輸送ではなく、28ページに示した工事関係車両（ダンプトラックや生コン車等）の走行となります。
			3次	工事関係車両の主要な走行経路については、変更の可能性がないと解してよろしかったでしょうか。変更の可能性のある場合には、騒音、振動及び人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点にどのように反映しているのかをお示しください。	工事関係車両の主要な走行経路については現時点では方法書にお示したルートとなりますが、今後変更となった場合には、騒音・振動及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響評価について、調査地点の追加の必要性を検討し、必要な場合には追加調査を実施します。



番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-14	27 28	図2.2-11 大型資材の輸送経路(予定) 図2.2-12 関係車両の主要な走行経路	1次	道路名を追記した図を別添資料としてお示しください。その際、26ページ記載の(2)交通に関する事項において「等」として記載されている道路がどの道路を指すのかわかる図としてください。	道路名を入れた地図を別添資料2-14として示します。国道40号から道道106号へつながる道路の、道道616号、道道763号、道道444号を「等」として表記していたので、それらの道路名も記載しました。なお、区域南側は使用致しません。誤りですので、図の修正を致します。
			3次	発電所アクセス省令第18条では、「既に入手している情報によって、一以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると判断される地域」は、「環境影響を受ける範囲と認められる地域」であると規定されていますが、関係車両の主要な走行経路が、幌延町内にも位置するにもかかわらず、幌延町が環境影響を受ける範囲に含まれないと判断されたことを妥当とする根拠をお示しください。 なお、交通騒音、交通振動及び人と自然との触れ合いの活動の場の観点から回答してください。	今回は、各地区の北側に工事車両の走行の影響を把握する地点をもうけており、天塩町の北側に位置する地点については、天塩遠別沿岸地区、北里牧場地区、遠別富士見地区、初山別大沢地区のすべての事業の工事車両ルートになります。 幌延町についても工事車両の運行ルートとなっておりますが、関連車両の走行量については北側から南側へ事業地に向かう方向で集約しますので事業地に近いほど大きくなると考えております。そのため、天塩町北側の既存調査地点の影響が最大になると考え、交通騒音、交通振動及び人と自然との触れ合いの活動の場のいずれも、幌延町には設定しておりません。
2-15	28	図2.2-12 関係車両の主要な走行経路	1次	①対象事業実施区域内における関係車両の走行経路が示されていないので、区域内のどの道路を使用する予定なのかわかるよう、現在の図よりも拡大した別添図等によりご教示願います。 ②北側に伸びる工事資材運搬車両の走行経路が途中で切れているように見えますが、これ以上北や東へは走行しないということなのでしょうか。	①対象事業実施区域内の走行経路については、工事計画の詳細が未定のため、お示しすることが出来ません。 ②走行致しますので、走行するルートが網羅された図へ修正します。修正した地図を別添資料2-15として示します。なお、区域南側については現時点では走行する予定はありません。
2-16	29	(1)温室効果ガス削減量	1次	参考までに、トドマツ林が吸収する面積・年当たりの二酸化炭素量は、どの段階のトドマツ林で算出したものか、また、ほかの森林と比べたときにどのくらいの違いが生じるのか、ご教示願います。	トドマツが吸収するCO2量については、参考資料に記載の「道民一人が1年間の生活で排出するCO2量は炭素重量で約3.1tです。これは、トドマツ(80年生のもの)が一年間に吸収するCO2量の約900本分(約2.2ha)に相当します。」との情報を参照しており、当該資料によれば樹齢80年のトドマツに基づいております。 スギ林の場合、本事業による二酸化炭素の削減量は、約8.4万haが1年間に吸収する二酸化炭素量に相当するものと算出しております。  <参考資料> 「森林のもつ二酸化炭素 吸収・貯蔵機能について」(2009年、北海道)
追加 2-20	30	図2.2-13 対象事業実施区域及びその周囲における他の風力発電事業	1次		
			2次	「(仮称)上勇地ウインドファーム事業」は、「(仮称)上勇知ウインドファーム事業」の誤りではないでしょうか。	「(仮称)上勇知ウインドファーム事業」と修正します。別添2-20に示しました。

### 3. 「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	31	2)気象概要	1次	「天塩観測所、遠別観測所、初山別観測所は対象事業実施区域内にある。」とありますが、図3.1-1(33ページ)からはそのようには判断されません。正しい内容をご教示ください。	「遠別観測所については対象事業実施区域内にある。」が正確な言い回しになるため、修正します。
追加 3-33	43	表3.1-10対象事業実施区域内の河川の状態	1次		
			2次	①位置図を見る限り、オタコシベツ川及び風連別川は対象事業実施区域外と思われるので、正しい内容をお示しください。 ②本表に対象事業実施区域内の普通河川名を追記した表をお示しください。 ③対象事業実施区域内に二級河川及び普通河川が含まれることから、河川への影響が想定される場合は除外を検討してください。	①②普通・準用河川を追加したうえで、表を修正しました。別添追加3-33に示しました。 ③河川への濁りの影響については、沈砂池等の保全措置を含めた予測評価を実施し、重大な影響が懸念された場合には、公共用水域への水質への影響を発生させないような保全措置を検討し、濁りを現状程度に留める若しくは環境基準値以下となるようにします。
3-2	45	1)河川	1次	本文に「国土交通省によって天塩川4地点の水質調査が行われており、」と記載されていますが、表3.1-11では調査機関として国土交通省のほか北海道も記載されています。正しい内容をご教示ください。	表に記載のとおり、下中川捕獲場の調査機関は北海道となりますので、文章は「国土交通省及び北海道によって天塩川4地点の水質調査が行われており、」に修正します。
3-3	49	②生活環境項目	1次	本文は、令和元年度について記載されていますが、表では令和3年度について記載されています。最新データの正しい内容についてご教示ください。	表に記載の令和3年度が正しいため、文章を令和3年度に修正します。
3-4	62	図3.1-9 重要な地形の位置	1次	対象事業実施区域北部では重要地形である浜更岸-天塩川東岸が、南部では豊岬段丘が重複しており、特に豊岬段丘においては区域の半分以上が重要な地形と重複しています。 海岸線沿い・海食崖等の崖地や海岸段丘について区域から除外することに関し、配慮書段階では「鳥類の現地調査や予測評価を行った上で判断していきます。」と回答されましたが、この対応に変更はないでしょうか。	まず、重要地形の定義ですが、本方法書では「文化財保護法」及び「日本の地形レッドデータブック第2集-保存すべき地形-」に指定されるものを重要地形として定義しており、「浜更岸-天塩川東岸」及び「豊岬段丘」は、「自然環境保全基礎調査」に記載されているものですが、本文献は、重要度に関する記載がなく重要度を判定するものでないため参考までに整理しています。 ただし、「浜更岸-天塩川東岸」及び「豊岬段丘」についても、環境の保全を図っていくことは重要と考えますので、配慮書段階で回答した「鳥類の現地調査や予測評価を行った上で判断していきます。」に変更はありません。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-5	66	表3.1-22 既存資料による動物相の概況	1次	キタリスが確認されていますが、エゾリスと同種として扱っているという認識でよろしかったでしょうか。また、文献その他の資料でどのように記載されていたのか、参考にご教示いただくことは可能でしょうか。	「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」のR4年度版リストで、エゾリスからキタリスへの和名変更がなされました。それ以前の文献では、すべてエゾリスと記載されています。変更の根拠は、日本哺乳類学会から出されている世界哺乳類標準和名リスト(2021)となっています。
			2次	1次回答において、「エゾリスからキタリスへの和名変更がなされました」とされていますが、そのような事実はなく、エゾリスはキタリスの亜種であることにより表記が変更されたものではないでしょうか。改めて、正しい内容をご回答ください。また、当該内容について、準備書作成時に注釈等により明記することをご検討ください。	1次回答において、「エゾリスからキタリスへの和名変更がなされました」としたのは、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」のR4年度版リストに記載方式として、キタリスに変更されたという意味で書いております。なお、本リストを離れて考えると、「和名」については種和名はキタリス、エゾリスが亜種和名となります。この点、分かりにくい点、備考として、和名は『「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」のR4年度版リストの記載に準拠した』旨を追記します。
			3次	準備書作成時には、2次回答に記載の注釈のほか、キタリス=エゾリスであることがわかるような注釈も入れる等の対応についてご検討ください。	備考として、和名は『「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」のR4年度版リストの記載に準拠した。なお、本リストではエゾリスについてもキタリスと表記されている』とします。
3-6	75	表3.1-30 底生動物の重要な種	1次	本表に記載のある「ザリガニ」は、ニホンザリガニという認識でよろしかったでしょうか。	その認識で間違いありません。「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」のR4年度版リストに準拠して、「ザリガニ」の表記といたしました。
			2次	準備書作成時には、ニホンザリガニであることがわかるよう、注釈を入れる等の対応についてご検討ください。	ご指摘の通り、準備書作成時には、ニホンザリガニであることがわかるよう、注釈を入れる等の対応を検討いたします。
追加 3-34	76 117	表3.1-31 表3.1-42	1次		
			2次	表3.1-31のNo.5の鳥獣保護区等位置図は令和2年のものを参照しているのに対し、表3.1-42のNo.12の参照年が平成30年となっています。本資料は令和4年が最新版なので、最新の情報を反映し、それにより図書に修正がないかどうか、結果を示していただくとともに、ページによって参照年が異なる理由をご教示願います。また、本項目以外の文献に関しても最新の情報を使用しているのか、確認の上、結果をお示しください。	表3.1-42のNo.12参照年を平成30年としていたのは誤りで、表3.1-31のNo.5及び表3.1-42のNo.12のいずれも令和2年の情報を用いておりました。鳥獣保護区については令和4年に変更いたします。なお、令和4年の情報を確認しましたが、令和2年の区域と変更はございません。
3-7	77 79	表3.1-33 動物の重要な生息地 図3.1-10(2) 動物の重要な生息地の位置(拡大:北側)	1次	富士見公園鳥獣保護区が道路改良等を行う区域や風車設置検討範囲と重複していますが、配慮書段階から事業区域を絞り込む際、なぜこの地域を除外できなかったのでしょうか。配慮書段階では「現地調査を行い、改変区域及び風車位置を基に、専門家等のご意見もいただきつつ、影響の予測評価を行うことで、影響の程度を準備書段階にて明らかにすることができると考えています。」と回答がありましたが、現段階で土地改変の可能性があれば、方法書段階で専門家等に鳥獣保護区の土地改変についてヒアリングを実施すべきではないでしょうか。	富士見公園鳥獣保護区については、資材搬入路として道路改良等を行う可能性もありますが、現道が存在することから影響を最小限にできる余地があると考えます。また、現時点では風力発電機設置検討範囲と重なっていますが、実際に風車を建設するかどうかについては、今後の調査・予測・評価の結果を踏まえて、専門家のご意見もいただきつつ、検討していく予定です。
			2次	①鳥獣保護区に指定されている区域は、その指定の目的を踏まえると、事業実施想定区域からの除外を優先的に検討すべきであり、風車を建設すべきではないと考えます。風車を建設するかどうかについては、まず、鳥獣保護区内に建設しないことを検討されるのか、事業者の見解をお示しください。 ②1次回答において、「専門家のご意見もいただき」とされていますが、複数の専門家にヒアリングをしてください。 また、専門家から風力発電機の設定及び道路改良等の改変を行うべきではないとの意見があった場合は、土地の改変は行わないと解してよろしかったでしょうか。	①鳥獣保護区については、除外を優先的に考えるものと認識しております。現在、一部の地域で、風力発電機設置検討範囲と重なっていますが、今後の調査・予測・評価の結果を踏まえて検討していく予定です。 ②有識者については、何名にするかは定めておりませんが、環境影響を適切にアドバイスいただけるようにヒアリングしてまいります。なお、方法書段階でも、鳥類及び生態系については複数の専門家に意見を伺っております。また、専門家から風力発電機の設定及び道路改良等の改変を行うべきではないとの意見があった場合は、その場所の回避を検討いたしますが、工事の実施上で回避が難しい場合には、土地の改変若しくは影響の最小化となるように、専門家と協議したいと考えます。
3-8	91	a) センシティビティマップにおける指定状況	1次	「ガン類やハクチョウ類等の集団飛来地は、対象事業実施区域周囲の沿岸部に多く確認されている。」とのことですが、図3-65(95ページ)では、対象事業区域とランク1のメッシュが重複していますので、正しい内容をご教示ください。	当該部分の表記を、「重要種は、対象事業実施区域及びその周囲においては、チュウヒ、オジロワシ、クマタカ、オオワシ、タンチョウが確認されている。このほか、対象事業実施区域には全国のガン類やハクチョウ類等の集団飛来地が含まれている。」と変更いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-9	98	(2) 植物の生育	1次	<p>配慮書段階で、収集すべき資料も例示した以外にも資料が多数存在と、情報収集への懸念を指摘し、「見逃さないよう進める」「提示した資料も収集し既存文献に追加する」と回答されたが、リストを見る限り対応しているようには見えない。方法書作成にあたり、どのような対応をされたのかをお示しください。</p> <p>なお、配慮書段階では、下記のとおり例示等していました。</p> <p>「例えば、植物に関する図書にない資料としてサロベツであれば、 橘ヒサ子・伊藤浩司. 1980. サロベツ湿原の植物生態学的研究. 環境科学: 北海道大学大学院環境科学研究科紀要 3: 73-134 江川知花他. 2017. 北海道サロベツ湿原泥炭採掘跡地における外来植物の侵入. 保全生態学研究 22: 187-197</p> <p>天塩・中川・雨竜研究林および周辺(海岸の研究もある)であれば、 館脇操・五十嵐恒夫. 1971. 北大天塩・中川地方演習林の森林植生. 北海道大学農学部 演習林研究報告28: 1-192 等、他にも資料が多数存在しており、」</p>	<p>方法書では、配慮書で整理した文献以外にも、「遠別町史」、2021年度 モニタリングサイト1000 ガンカモ類調査」「2022年度 モニタリングサイト1000 ガンカモ類調査」を追加しており、見逃さないように対応していると考えております。</p> <p>また、方法書においては、利尻礼文サロベツ国立公園の動植物への影響を危惧するご意見を配慮書段階で受けたことを踏まえ、その影響を回避するために、北側の利尻礼文サロベツ国立公園のエリアを対象事業実施区域から省くことにしました。エリアが縮小したため、左記のサロベツ湿原等に係る文献の追加は行っておりません。</p>
			2次	<p>①サロベツ湿原周辺を対象事業実施区域から除外したことを理由に配慮書段階で提示した文献を収集文献に追加しなかったとのことですが、「地域の環境情報や環境影響を見逃さないよう」、これらの文献には対象事業実施区域内に関する情報が記載されていないことを確認した上で、文献を追加しなかったということでもよろしかったでしょうか。</p> <p>②本質問は、植物の生育に関する質問ですが、1次回答にあるガンカモ類調査に関する資料について、植物に関する記載があるかの確認を行ったのでしょうか。収集した既存資料(植物相・植生及び重要な植物群落)には、ガンカモ類調査に関する資料は記載されていませんので、方法書作成に当たりガンカモ類調査に関する資料をどのように活用されたのかをご教示ください。</p> <p>③追加の文献が過不足ないか判断できません。植物に限らず、他の項目も含め、追加の文献収集のために行った具体的な手順(作業工程)と実施日時、そのために費やした時間をお示しください。システマティックレビューの手法に則っていない場合、これに基づく文献収集を行ってください。</p>	<p>①サロベツ湿原について対象事業実施区域から除外したことから、上記の図書については確認しておりません。</p> <p>②回答について、植物だけでなく動物も含めて回答しておりました。ガンカモ類調査の結果を回答に用いたものではございません。</p> <p>③追加の文献については、配慮書時点の文献についてご指摘をいただいた「遠別町史」等の追加を行わせていただきました。</p> <p>期間については、実施日時は記録しておりませんが、配慮書の意見をいただいてから方法書の間で調べた形で、配慮書時点の文献について更新が行われていないかなどのチェックを行っております。</p> <p>システマティックレビューの文献整理手法がどの程度のことを指すのか分かりませんが、本図書の文献整理は、地域の動植物の相や生息しているような重要種の情報を、地域で集められる資料から把握することを目的に実施しており、その目的は達成していると考えます。</p>
			3次	<p>①2次回答①について、自然環境への影響を「安全側」に考慮し、調査実施前に対象事業実施区域内に関する情報が記載されていないことを確認する必要はないでしょうか。</p> <p>②2次回答の③について、「更新が行われていないかなどのチェック」をされたとのことですが、「など」の内容を明らかにし、必要な文献の見落とし・見逃しがないように、どのように対応したのかについて、具体的に回答願います。</p>	<p>①現地調査までに記載の有無を確認します。</p> <p>②配慮書の意見をいただいてから、文献の更新漏れ等の見逃しがないようにするために、配慮書で用いた文献について更新が行われていないか資料を確認しました。</p>
3-10	101 102 103	図3. 1-26(2)(3)(4) 現存植生図	1次	<p>現存植生の分布が不明瞭なため、拡大図等により、明瞭に判別可能な図をお示しください。また、風力発電機設置検討範囲との重複状況がわかる図を別添資料としてお示しください。</p>	<p>風力発電機設置検討範囲と重ね合わせ、拡大した図を別添資料3-10に示します。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-11	113 116	4) 重要な植物群落 図3.1-28 重要な植物群落の位置	1次	天塩町干拓一更岸海岸林が事業実施想定区域と重複していますが、配慮書段階から事業区域を絞り込む際、なぜこの地域を除外できなかったのかをご教示ください。	当該特定植物群落は冷温帯夏緑広葉低木林が選定時の相観でしたが、特別植物群落の選定時から時間が経過しており、当時の環境から変化している可能性もあるので、今後の現地調査結果と当時の状況との比較や予測評価の結果を踏まえて、今後の事業計画を検討していきます。
			2次	①対象地の北部に「天塩干拓～更岸海岸林」が含まれている。これは北海道でも希少な天然性の海岸林であり、保護すべき対象であるが、現地調査において天然性の海岸林であることが確認された場合は、事業実施想定区域からの除外するのか、また、除外しない場合にはどのような環境保全措置を想定しているのか（想定している環境保全措置を妥当と考える理由を含む。）、事業者の見解をお示しください。 ②相関に大きな変化があるかや、妥当な環境保全措置があり得るのかについては、複数の専門家にヒアリングを行った上で判断すると考えてよろしかったでしょうか。	①現地調査において天然性の海岸林であることが確認された場合には、予測評価の結果を踏まえて、専門家の意見も聞きながら事業計画を検討いたします。 ②有識者については、何名にするかは定めておりませんが、環境影響を適切にアドバイスいただけるようにヒアリングしてまいります。
			3次	①2次質問①への「予測評価の結果を踏まえて、専門家の意見も聞きながら事業計画を検討いたします。」との回答についてですが、実際にどのような環境保全措置をとるのかは、予測評価の結果を踏まえて決定されることになることは理解できますが、現時点で想定される環境保全措置がないのであれば、有効な環境保全措置は存在しないものとして「天塩干拓～更岸海岸林」は風力発電機設置検討範囲から除外するべきではないでしょうか。改めて、どのような環境保全措置を想定しているのか（想定している環境保全措置を妥当と考える理由を含む。）、事業者の見解をお示しください。また、準備書段階で「天塩干拓～更岸海岸林」内に風力発電機を設置する計画である場合には、より具体的な環境保全措置を準備書に記載されるのかについても事業者の見解をお示しください。 ②審議会では複数の専門家等へのヒアリングを推奨しています。2次質問の②について、「有識者については、何名にするかは定めておりません」と回答されていますが、複数の専門家にヒアリングする方針とすることについて、事業者の見解をお示しください。	①回避の必要性や環境保全措置として取りうることで対応については、予測評価の結果を踏まえ、かつ専門家の意見も聞きながら検討してまいりたいと思っておりますので、現在の回答は困難です。 なお、「天塩干拓～更岸海岸林」内に風力発電機を設置する場合には予測評価の結果を踏まえて、その生育に重大な影響を及ぼす影響があった場合には環境保全措置を検討し、その環境保全措置を準備書に記載します。 ②地域に精通した専門家の存在は生物区分ごとに異なり、人数も限られているので確約は難しいですが、可能なかぎり複数にヒアリングを行うようつてまいります
3-12	120	2) 重要な自然環境のまとまりの場	1次	「対象事業実施区域内には特定植物群落の天塩町干拓一更岸海岸林と北海道鳥獣保護区の富士見公園等が含まれる」との記載について、「等」に含まれるものを明らかにしてください。	「等」としたのは誤りでした。本文より、「等」を削除いたします。
追加 3-35	121	表3.1-45 重要な自然環境のまとまりの場	1次		
			2次	雪寒別天売焼尻国定公園の行の選定基準の欄については、「国立」と記載されていますが、「国定」の誤りではないでしょうか。	「国定」の誤りですので「国定」に修正します。別添追加3-35に整理します。
追加 3-36	125	食物連鎖	1次		
			2次	対象事業実施区域及びその周囲は、「海岸に沿って砂丘列が延び」、「点在する湖沼」とあるが、配慮書からの区域の絞り込みを経て稚咲内砂丘林及び湖沼群や天塩川等を区域から除外しており、具体的に何処を想定しているのか。 また、区域絞り込み後の食物連鎖の把握として適切か、見解を伺う。	事業実施区域北部のパロマウツナイ川、ウツツ川の周辺に点在する池沼や、隣接する遠別川河口部の河川公園内の池沼の存在を想定しております。また、生態系図については有識者に確認いただいたうえで作成しています。環境要素としての変更はないことから、区域絞り込み後の食物連鎖の把握として問題ないと考えております。
3-13	127	1) 主要な景観資源	1次	文献やWebサイトの情報を基に記載されていますが、関係町村や関係団体等へのヒアリングに関し、ヒアリングの実施先及びその結果についてご教示願います。	・天塩町 総務課 ・遠別町 商工観光課 ・初山別村 企画振興室 へヒアリングいたしました。
			2次	関係町村へのヒアリング実施日及び結果をそれぞれお示しください。 また、図書にはヒアリング結果を参照している情報はありませんが、ヒアリングで得た情報はすべて文献に網羅されていたということでしょうか。	以下に示す各町村の担当部署に第4章に示す主要な眺望点の情報を確認いただき、追加の必要な情報や不特定多数の町村民が利用する場を教えてくださいました。また、その際に景観資源についても追加する必要があるかを確認いただきました。結果として遠別町より眺望点として共同斎場の追加、景観資源として日本海の夕日の追加について意見をいただき、6章で整理しました。 天塩町：総務課 R5年4月10日回答 遠別町：商工観光課 R5年4月4日回答 初山別村：企画振興室 R5年4月4日回答

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-14	131	2) 主要な眺望点 図3. 1-33(2) 主要な眺望点の分布状況 (拡大: 北側)	1次	①主要な眺望点のうち、国道232号のみ文献やWebサイトによらず選定されていますが、日常的な視点場であると判断された理由をご教示ください。また、主要な眺望方向が利尻山方向のみであると判断された理由をご教示ください。 ②国道232号沿いからの景観には、夕日の海岸等もありますが、ほかに眺望点とすべきポイントはないと判断された理由をご教示ください。 ③関係町村や関係団体等へのヒアリングに関し、ヒアリングの実施先及びその結果についてご教示願います。あわせて、第6章において身近な視点場とした地点を第3章では記載しなかった理由をご教示ください。	①風力発電事業の先行事例である「幌延風力発電事業更新計画環境影響評価書」を踏まえて、日常的な視点場である国道232号を選定しました。また利尻山が本地域の主要な景観資源になっていることから、そちらの方向が重要と考え利尻山方向と記載しました。 ②ご指摘の通り国道232号沿いからは夕日等のきれいな眺望等もございます。特に利尻山が本地域の主要な景観資源になっていることから利尻山と書いたものであり、ほかの景観資源が重要でないと考えているものではございません。 ③ヒアリング先としては質問3-13と同様です。町村の意見としては、眺望点として金浦原生花園及び身近な視点場を配慮書時点から追加しています。 3章の検討(配慮書時点)は風車の設置地点の精度が高くなかったことから身近な視点場の設定は精度が上がる方法書段階でヒアリング等を踏まえて設定するものとしていました。(注: 金浦原生花園は配慮書時点では景観資源としていましたが、町村の意見を踏まえ、身近な視点場としても追加した)
			2次	①1次回答の①において、「利尻山の方向が最重要と考え利尻山方向とした」旨の記載がありますが、利尻山の方向以外に重要な眺望方向があるのであれば、それら全体を含む方向を眺望方向とすべきではないでしょうか。事業者の見解を改めてお伺いします。 ②1次回答の②において「ほかの景観資源が重要でないと考えているものではございません」とのことですが、そのように考えるのであれば、そのような地点も主要な眺望点とすべきではないでしょうか。事業者の見解を改めてお伺いします。	①主要な眺望点から確認できる景観資源は利尻富士方面と考えられます。なお、景観には、雄大な日本海の夕日も含まれますが、同じく西側方向であることから方向については現状でよいと考えています。ただし、撮影写真はパノラマのように横方向に広がりがあるものとするなど、雄大な日本海を評価できるものとしていきます。 ②他の景観資源として、日本海の夕日なども含まれますが、各眺望点から同一方向にあることから上記の方向で概ね把握できると考えています。
			3次	2次回答②において、「各眺望点から同一方向」であるとされていますが、127ページ記載されている景観資源では、金浦原生花園やみさき台公園といった景観資源が確認されており、これらの景観資源の方向は、利尻山方向と同一方向にはならないのではないのでしょうか。眺望点と景観資源の位置関係をどのように精査した上で、利尻山方向のみを眺望方向とすることが妥当であると判断されたのかをお示しください。	方法書131頁の表3. 1-47において主要な眺望点から見える眺望景観を整理していますが、多くの地点で利尻山や日本海等の西側方向の眺望を重要としていることから、西側方向を眺望方向として設定しました。 上記と同一方向にないと考えられる金浦原生花園やみさき台公園等の施設については、地形や現地踏査時点では眺望点から十分に視認できないと判断しています。なお、準備書における予測評価時点では、現地調査により視認可能性を確認したうえで、視認が可能な場合には予測評価の対象に追加します。
3-15	131他	表3. 1-47他	1次	図書全体で「道の駅富士見」と「道の駅えんべつ富士見」が混在していますが、正しくは「道の駅えんべつ富士見」ですので、修正をお願いします。	「道の駅えんべつ富士見」として図書を修正します。修正する箇所は以下の通りです。修正した箇所の一例として図3. 1-33 (1) 及び(2)の修正内容を別添資料3-15に示します。 P131: リード文及び表 3. 1-47 P132: 図3. 1-33 (1) P133: 図3. 1-33 (2) P136: 表3. 1-48 (2) P352: 表6. 1-2(3) P421: 表6. 2-23 p476 表6. 2-48 p530 表6. 2-73 p573 表7. 2-1(2)
3-16	135	(2) 人と自然との触れ合いの活動の状況	1次	文献やWebサイトの情報を基に記載されていますが、関係町村や関係団体等へのヒアリングに関し、ヒアリングの実施先及びその結果についてご教示願います。	景観の地点と重複するものが多い項目であることから景観と兼ねて質問3-13の通り伺いました。
			2次	関係町村へのヒアリング実施日及び結果をそれぞれお示しください。	以下に示す各町村の担当部署に人と自然との触れ合いの活動の情報を確認いただき、追加の必要な情報や不特定多数の町村民が利用する場を教えてくださいました。結果として特に追加などはございませんでした。 天塩町: 総務課 R5年4月10日回答 遠別町: 商工観光課 R5年4月4日回答 初山別村: 企画振興室 R5年4月4日回答
3-17	139	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	対象事業実施区域内に金浦原生花園が位置しており、P10等と比較すると、風量発電機設置検討範囲とも重複しているように思われます。当該箇所の特性を考えると、変更を行うべきではないと考えますが、現時点で区域から除かなかった理由、また、影響を回避もしくは低減するため事業者としてどのように配慮していく方針なのか、お示しください。	金浦原生花園と風力発電機設置検討範囲に重複があることは認識しており、風力発電機の具体的な配置を検討中であるため重複している次第です。今後風力発電機配置の検討を行う中で、可能な限り変更を回避すると共に、変更が生じる場合は遠別町と協議を実施した上で遊歩道からの金浦原生花園や利尻富士等への景観影響に配慮した設計とする方針です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-37	145	1)土地利用基本計画に基づく区域の指定状況	1次		
			2次	①対象事業実施区域の一部は、地域森林計画対象民有林であり、1haを超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合は、知事の許可を受ける必要がありますので、事前に留明振興局産業振興部林務課と打合せする必要があります。 なお、次に該当する場合は、上記許可に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受けること。 【新規許可の場合の審議会の諮問基準】 1. 開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 2. 開発行為に係る森林面積が10ha未満であって、全体計画の一部についての申請である場合は、全体計画の開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 3. 開発行為に係る森林の全部又は一部が、水資源保全地域にあるもの。 ②事業実施区域は、農業地域及び森林地域に掛かっています。土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きが必要となりますので留意願います。	①事前協議含めて留明振興局産業振興部林務課と前広に打合せを実施いたします。 ②承知致しました。
追加 3-38	145	3)農業振興地域整備計画に基づく農用地区域の指定状況	1次		
			2次	事業実施区域は道営農業農村整備事業の実施予定地区に含まれているため、事業実施の際は関係機関(留明振興局)に確認を行うこと。	承知致しました。
3-18	149 152	(1)河川及び湖沼 図3.2.-4 簡易水道の位置	1次	①事業実施想定区域と遠別町及び初山別村の簡易水道取水地点が近接していますが、各町村との協議状況をご教示ください。 ②天塩町の上水道取水地点が図中に確認されませんが、本図の範囲外に位置するということでしょうか。	①现阶段で各町村との協議は未実施ですが、今後風力発電機配置及び改変範囲が具体的になる中で適切に協議を実施致します。 ②天塩町の上水道取水地点については、各自治体に聞き取りは行っておりますが、具体的な位置の回答は得られませんでした。
			2次	①1次回答の①において、遠別町及び初山別村と適切に協議を実施する旨を回答されていますが、「適切に」の具体的な内容（協議を実施する時期、協議すべき内容等）について事業者の見解をお示しください。 ②1次回答の②において、天塩町の上水道取水地点の具体的な位置は回答が得られていないとされており、事業により影響を受ける可能性がないとは言えず、環境保全措置を講じる必要が生じる可能性があります。このため、今後の天塩町との協議に係る事業者の見解をお示しください。	①時期としては、今後風力発電機配置及び改変範囲が具体的にになった準備書の段階を想定しています。協議内容としては、想定される改変土量や風車基礎の深さ等を想定しています。 ②回答に語弊がありました。一次回答で「具体的な位置の回答は得られませんでした」としていますが、「上水道取水地点」はないという回答でした。
			3次	水道水源への影響は回避を優先的に検討すべきと考えます。2次回答①では、適切な回避・低減措置について協議するとはされていませんが、関係町村と協議することに対する事業者の見解をお示しください。 また、質問番号6-21において、水の濁りの調査地点について関係町村への協議は予定していないと回答されていますが、準備書段階で関係町村から水質調査の実施について要請等があった場合にどのような対応を想定されるか、事業者の見解をご教示ください。	水道水源への影響については、適切な回避・低減措置について協議も考えています。 準備書段階で関係町村から水質調査の実施について要請等があった場合には対応を検討してまいります。
3-19	151	(3)地下水	1次	①「対象事業実施区域及びその周囲の自治体では、浄水の水源として地下水は利用されていない。」とのことですが、表3.2-10(149ページ)では、天塩町の簡易水道は、深井戸から取水しているとされていますので、正しい内容をお示しください。 ②上水の水源としての利用についてのみ記載されていますが、上水以外の利用については確認されていないのでしょうか。事業実施想定区域内に居住宅があり、関係町村にヒアリングを行う等により飲用井戸の有無については特に確認が必要ではないかと考えますが、上水の水源以外の利用状況を把握する必要性について、事業者の見解をお示しください。	①天塩町に対して、簡易水道の位置を確認いたしました。図中に記載の通りの回答でしたので、本記載となっております。 ②上水の位置については、各自治体に聞き取りは行っておりますが、具体的な位置の回答は得られませんでした。なお、風力発電事業においては、工事中の造成による一時的な濁水の発生については沈砂池等の対策により濁水等が外部に流出しないような措置を講じることと、地中まで至る造成箇所は基礎に限定され地下水脈に及ぼす影響は極めて小さいと考えられることから、現時点での地点の記載等は必須ではないと考えております。今後、万が一、地下水への影響を及ぼすような造成を検討する場合には、自治体等へのヒアリング等を通して、地下水利用の状況を把握します。
			2次	土地の改変区域の周辺に存在する住居等において、飲用井戸としての利用が確認された場合は、必要な配慮を行ってください。	土地の改変区域の周辺に存在する住居等において、飲用井戸としての利用が確認された場合は、必要に応じて配慮を行う等、検討いたします。
			3次	飲用井戸としての利用の有無をどのように確認されるのかをご教示ください。なお、周辺住民等からの申出により把握することを想定されている場合には、周辺に存在する住居等の所有者・居住者へ本計画を確実に周知する方法についても併せて回答するなど、漏れのないよう確認することがわかる回答としてください。	改変区域の範囲が具体化した段階において、各自治体に近隣の飲用井戸を利用している住居を確認します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-20	154	(1)道路	1次	本文において、図中番号9の交通量を記載されていますが、一般国道232号に関し複数ある地点の中から当該地点が交通の状況を代表する地点であると判断された理由をご教示ください。	配慮書時に記載した地点に合わせ、本地点の台数を記載しましたが、一般国道232号を代表する地点という意味合い特にはありませんでした。この記載において、特定の地点だけを記載すると代表地点の記載ととらえさせてしまう恐れがあるため、当該記載（「対象事業実施区域を南北に横断する一般国道232号（図中番号：9）における2015年度の24時間の交通量は1,608台/日となっている。」）については削除いたします。
3-21	161	図3.2-7(1)環境保全において特に配慮の必要な施設配置	1次	本図では、天塩町南更岸付近や、遠別町北浜付近の住宅と風力発電機設置検討範囲が重複していますが、「住宅等から500mの範囲には風力発電機は設置しない計画」（160ページ）と矛盾しているのではないのでしょうか。どちらが正しいかを示した上で、修正資料をお示しください。	「図3.2-7(1)環境保全において特に配慮の必要な施設配置」の住居は基盤地図情報サイトの建築物の情報（普通建物、堅ろう建物）をもとに入れております。ただし、この情報には現在、居住のない家や作業小屋等も含まれているため、風力発電機の設置範囲は、これらを除外した住居からの距離として図示しております。分かりにくい図でしたので、住居等の配置について、現在確認されている非居住居を抜いた図面（別添資料3-21）に修正します。
			2次	現在確認されている非居住居を除いたと回答がありましたが、どのような基準をもって非居住であると判断したのか、確認方法について具体的に教示願います。	作業小屋や倉庫は外観上明確に居住に供する建築物ではないものとして除外対象としました。居住がない家については、家屋が崩壊しているなど外観上明らかに居住の実態がないこと、もしくは外観上は居住可能であっても実際の居住有無について役場への確認や近隣への聞き取りにより確認を行っております。
			3次	関係車両の主要な走行経路は、幌延町内にも位置しますが、幌延町内を対象とした確認結果が示されていません。質問番号2-15に対する回答の別添資料で示されたルートに沿道を網羅する範囲を対象に調査を実施しなかったことを妥当とする根拠をお示しください。	今回は、各地区の北側に工事車両の走行の影響を把握する地点をもつており、天塩町の北側に位置する地点については、天塩遠別沿岸地区、北里牧場地区、遠別富士見地区、初山別大沢地区のすべての事業の工事車両ルートになります。幌延町についても工事車両の運行ルートとなっておりますが、関連車両の走行量については北側からの南側へ事業地に向かう方向で集約しますので事業地に近いほど大きくなると考えております。そのため、天塩町北側の既存調査地点の影響が最大になると考え、交通騒音、交通振動及び人と自然との触れ合いの活動の場のいずれも、幌延町には設定していません。
3-22	165	(2)産業廃棄物 表3.2-21対象事業実施区域から50km圏内の産業廃棄物処理業者(2019)年	1次	発電所に係る環境影響評価の手引（令和2年 経済産業省）では、廃棄物の状況について、方法書においては「対象事業実施区域から半径50km範囲における、産業廃棄物の中間処理及び最終処分場の施設数を一覧表とし、位置図を記載する。」とされていますので、当該内容をお示しください。	発電所に係る環境影響評価の手引（令和2年 経済産業省）においては、「対象事業実施区域から半径50km範囲における、産業廃棄物の中間処理及び最終処分場の施設数を一覧表とし、位置図を記載する。」となっておりますが、産業廃棄物の中間処理及び最終処分場の施設数や具体的な位置を示す資料は確認できませんでした。そのため、その情報に準ずるものとして、北海道の資料から、対象事業実施区域の周囲50km圏内の事業者の数および事業所位置を整理するものとししました。
			2次	発電所に係る環境影響評価の手引においては、「必要に応じ、関係地方公共団体、専門家等から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努める」とされていますので、廃棄物処理施設の位置を確認するためにどのような対応を行ったのかをご教示ください。なお、現時点で施設位置を確認できていないことが妥当であることがわかる回答としてください。	産業廃棄物の中間処理及び最終処分場の施設数や具体的な位置については聞き取り等で把握に努めましたが、具体的な情報は把握できませんでした。地域の産業廃棄物の中間処理及び最終処分場の位置を大まかにでも判断できる情報を少しでも記載したく、北海道の資料から、対象事業実施区域の周囲50km圏内の事業者の数および事業所位置を整理しました。
3-23	166	図3.2-9対象事業実施区域から50km圏内の産業廃棄物処理業者の位置	1次	上記質問と同様の理由から、施設の位置を示した図をお示しください。	3-22の回答と同様です。
3-24	170	③水質汚濁	1次	「対象事業実施区域及びその周囲の天塩川が、B類型に指定されている」とされておりますが、周囲とはどの範囲を示すのかをご教示ください。なお、表3.1-12(1)(47ページ)において、河川類型がAと示されている地点があることとの整合を踏まえて回答してください。	周囲とは、土別取水口（土別市上水東山浄水場取水口）から下流の範囲で、B類型に指定されています。なお、表3.1-12の下中川捕獲場は、天塩川でなく、天塩川水系ベンケナイ川の調査地点であり全域がA類型に指定されています。
3-25	172	表3.2-28(1) 表3.2-29(1) 表3.2-30(1) 生活環境の保全に関する環境基準	1次	環境基準項目として「大腸菌群数」の項目はありませんので、修正してください。また、備考欄の記載についても正しい内容をお示しください。	準備書以降の図書では、「大腸菌数」として修正いたします。また、備考欄についても同様に準備書において正しい内容を追記します。
			2次	1次質問における「備考欄の記載についても正しい内容をお示しください。」に対して回答してください。	一次質問で、「大腸菌群数」を「大腸菌数」と改め、表3.2-28(1)、表3.2-29(1)、表3.2-30(1)のうち、表3.2-28(1)表3.2-30(1)については備考欄の内容を修正しました。修正した内容は、別添3-25に示します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-39	191	⑩廃棄物	1次		
			2次	<p>対象事業実施区域について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17に基づく廃棄物が地下にある区域として指定されている区域が含まれていないかを所管する行政官庁に確認し、回答してください。</p> <p>なお、当該指定区域の土地の形質を変更する場合は、同法第15条の19に基づく形質変更届出が必要となる場合があるため留意してください。</p> <p>(参考：指定区域一覧掲載HP  <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/sit_eikuiki.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/sit_eikuiki.html</a>)</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17に基づく廃棄物が地下にある区域について周辺の状況を担当課に確認しました。対象事業実施区域内には、遠別町に一カ所ございます。</p> <p>指定区域の情報は、別添追加3-39に示します。</p>
			3次	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17に基づく廃棄物が地下にある区域において土地の変更を行うことは、廃棄物の発生量・最終処分量の増加につながる可能性があります。当該区域において土地の変更を行うことに対する事業者の見解をお示してください。</p> <p>また、現時点で当該区域における土地の変更を行う可能性が否定できない場合には、工作物の撤去を行う可能性がないと言えるのかについても併せてご回答ください。</p>	<p>事業実施区域及びその周辺には指定区域が3カ所ありますが、そのうち2箇所は事業実施区域外ですので変更の予定はありません。残り1箇所についても、住居に近いことから騒音影響を考慮して、現時点では風車の設置は予定していませんので、こちらも変更の予定はありません。</p>
3-26	192	表3.2-48 自然関係法令等一覧	1次	<p>表下部の注釈に、「対象事業実施区域の周囲については、図3.2-10等に示す図面の範囲となる。」としていますが、図3.2-10は上川やオホーツクの区域などを含んでおり、表の内容と整合が取れていないのではないのでしょうか。</p> <p>また、自然公園について示されている図3.2-11(196ページ)には国定公園及び道立自然公園が示されていますが、本表では指定なしとされています。</p> <p>本表における対象事業実施区域の周囲の範囲及び指定の有無について、正しい内容をお示してください。</p>	<p>参照先が図3.2-10ではなく、図3.2-11の誤りのため、修正します。その上で、それ以外は正しい情報となります。</p>
			2次	<p>1次回答において、参照先が図3.2-11であることを確認しましたが、1次質問において指摘したとおり、図3.2-11(196ページ)には国定公園及び道立自然公園が示されています。再度、表3.2-48において、対象事業実施区域の周囲については、国定公園及び道立自然公園に関し、「○」(指定あり)とする必要がないか、確認してください。</p> <p>また、「-」(指定なし)が正しい場合は、参照している図が3.2-11とは判断されませんので、図書において修正すべき内容を全て網羅する回答としてください。</p>	<p>図3.2-11には国定公園、道立自然公園が含まれておりますので、表3.2-48において、対象事業実施区域の周囲については国定公園及び道立自然公園に関し、「○」とします</p>
追加 3-40	193	①自然公園 ②自然環境保全地域	1次		
			2次	<p>関係法令の最終改正年月日に誤りがあるので、修正してください。</p> <p>自然公園法 最終改正 令和4年6月17日法律第68号</p> <p>北海道立自然公園条例最終改正 令和4年3月31日条例第10号</p>	<p>準備書作成時に関係法令の最終改正年月日を改めて確認するとともに情報を更新いたします。</p>
追加 3-41	193	表3.2-49 対象事業実施区域及びその周囲の自然公園の状況	1次		
			2次	<p>利尻サロベツ国立公園の面積は、下記HPに記載されている面積が正しいので、修正が必要です。確認の上、正しい内容をお示してください。</p> <p>(<a href="https://www.env.go.jp/park/rishiri/intro/index.html">https://www.env.go.jp/park/rishiri/intro/index.html</a>)</p>	<p>HPを確認し、修正します。修正した表3.2-49の情報は別添追加3-41に示します。</p>
3-27	197	図3.2-12 環境緑地保護地区等の指定状況	1次	<p>環境緑地保護地区等が点で示されていますが、p.194の表3.2-50を見るといくつかの地番で区域が構成されていますので、指定範囲が分かるよう、別図にてお示してください。</p>	<p>中川町の環境緑地保護地区については、元出典から記載した情報以上の範囲等の情報は得られていないため、現行の記載としております。</p>
			2次	<p>記載されている情報以上のものが得られないのであれば、関係機関に聞き取りをする等して正確な情報を示すべきではないでしょうか。場合によっては調査、予測及び評価手法に影響する可能性があるため、正確な情報の聴取結果をお示してください。</p>	<p>環境緑地保護地区については聞き取りを行い具体的な範囲を把握しました。範囲図を添付3-27に示します。</p>



番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-28	204	図3.2-16埋蔵文化財包蔵地の位置	1次	①風力発電機設置検討範囲との重複状況が分かる図をお願いします。 また、埋蔵文化財包蔵地を対象事業実施区域から除外していませんが、配慮書段階では「風力発電機の設置対象区域を絞り込むなどして史跡・名勝・天然記念物等の配慮が必要な箇所を改変しない計画を検討します。」と回答しているにもかかわらず、区域から除外しなかった理由についてご教示願います。  ②埋蔵文化財の取り扱いについて、「事業計画の具体化を踏まえ、適切な時期に関係自治体の教育委員会と協議し、必要に応じて適切な対応を講じます。」と配慮書段階で回答がありましたが、回答中の「適切な時期」、「必要に応じて」「適切な対応」の具体的な内容をご教示願います。	①風力発電機設置検討範囲との重ね合わせの図を別添資料3-28に示します。なお、配慮書段階の回答では「風力発電機の設置対象区域を絞り込むなどして史跡・名勝・天然記念物等の配慮が必要な箇所を改変しない計画を検討します。また、埋蔵文化財の取り扱いについては、事業計画の具体化を踏まえ、適切な時期に関係自治体の教育委員会と協議し、必要に応じて適切な対応を講じます。」としておりますが、埋蔵文化財包蔵地を全て検討範囲外とするとしたものではありません。可能な限りかからないようにしますが、必要に応じて、関係自治体の教育委員会と協議し対応を検討していきます。  ②風力発電機の配置と改変範囲が具体的になった後に、関係自治体の教育委員会と「埋蔵文化財保護のための事前協議」の提出に向けた協議をすることとなります。
			2次	1 回答の①にある「必要に応じて」を具体的に説明してください。	風力発電機の配置と改変範囲が具体的になった後に、埋蔵文化財包蔵地が近接する場合のことで。
追加3-42	208	①保安林	1次		
			2次	国有保安林内で発電施設等を設置又は撤去する場合は、事前に所轄の森林管理署と打合せすること。 また、対象事業実施区域の一部は、国有保安林に指定されているため、保安林を避けて計画することとし、やむを得ず保安林内での計画が必要な場合は、速やかに留萌振興局産業振興部林務課と打合せすること。 さらに、次に該当する場合は、保安林の転用に係る解除に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要があるため留意すること。 【保安林の転用に係る解除の場合の審議会の諮問基準】 ※林野庁所管の保安林におけるものを除く。 ①転用に係る面積が1 ha以上のもの。 ②転用に係る面積が1 ha未満であって、次に該当するもの。 ・転用の目的、態様等からして、国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められるもの。 ・森林審議会の諮問を要する林地開発行為の許可と一体となって保安林の解除を要するもの。	承知致しました。今後の風力発電機位置検討を進めるにあたり、国有保安林内及び国有保安林の土地利用について留萌北部森林管理署及び留萌振興局産業振興部林務課と前広に協議を実施いたします。保安林の転用に係る解除手続についても留意いたします。
追加3-43	208	③土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	1次		
			2次	「対象事業実施区域内には土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は存在しない」と記載されていますが、留萌建設管理部と打合せの上、正しい内容をお示しください。 なお、図3.2-19(1)(2)に誤りがある場合は、当該図を修正した図をあわせてお示しください。	土砂災害警戒区域は含まれているため、「対象事業実施区域内には土砂災害警戒区域の一部が存在する」とします。 図面については「留萌振興局用地管理室維持管理課」に照会し、天塩町の「西雄信内沢川」(土砂災害警戒区域)、遠別町の「共成(1)」(土砂災害警戒区域)を追加しております。 追加後の図面を別添3-43に示します。
追加3-44	210	⑤山地災害危険地区	1次		
			2次	対象事業実施区域内及びその周囲には、「山地災害危険地区調査要領」(平成18年7月林野庁)に基づく、山地災害危険地区が存在しており、土砂災害の発生のおそれがあることから、山地災害危険地区へ影響しない場所への施設計画を検討すること。	今後の風力発電機設置位置検討を進めるにあたり、山地災害危険地区についても留意致します。
			3次	「留意」とは具体的にどのような対応を行うのか、伺う。	山地災害危険地区に係る箇所については、改変を回避することを第一とし、改変が避けられない場合は森林法における林地開発許可制度にて定められる安全性が確保される設計とします。航空測量による詳細地形図ならびに地盤調査に基づく予測評価を実施し、専門家の意見も参照し安全性の検証を行います。
3-29	210	⑨海岸保全区域	1次	①遠別町内にある海岸保全区域は、対象事業実施区域内に存在するのかが否かを明らかにしてください。  ②初山別村内にある海岸保全区域について、資料が確認できなかったとされていますが、所管する行政官庁に直接確認はされなかったのでしょうか。海岸保全区域を把握するためにどのような対応をされたのかをご教示ください。	①海岸保全区域は海岸線に位置しますが、本事業は海岸線を改変するものではないため、対象事業実施区域外となります。  ②初山別村内の海岸保全区域については、海上保安庁のサイトに具体位置が記載されていなかったことから、図書での記載としましたが、「海岸保全区域一覧」( <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/4/7/7/9/9/6/6/_/kaigankuiki_ichiran.pdf">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/4/7/7/9/9/6/6/_/kaigankuiki_ichiran.pdf</a> )の情報から位置を確認できましたため、別添資料3-29に示します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-30	211 ～ 214	図3.2-18 保安林の指定状況 図3.2-19 砂防指定地等の指定状況	1次	風力発電機設置検討範囲との重複状況が分かる図をお示し願います。	風力発電機設置検討範囲との重ね合わせの図を別添資料3-30に示します。
			2次	<p>①風力発電機設置検討範囲に複数の防風保安林が含まれているが、防風保安林は個別の保護対象がある保安林である。配慮書段階から方法書段階への区域の絞り込みにあたり、当該防風林の保護対象の確認結果及び当該防風林を事業実施想定区域から除外しなかった理由をご教示ください。</p> <p>また、調査・予測・評価がどのような内容の場合には、風力発電機の設置が可能と判断されるのか、設置する場合にはどのような環境保全措置を想定しているのか（想定している環境保全措置を妥当と考える理由を含む。）、事業者の見解をお示しください。</p> <p>②更岸・干拓地区防風林森林整備協定 (<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/kikaku/attach/pdf/danti-16.pdf">https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/kikaku/attach/pdf/danti-16.pdf</a>)により森林整備がされている区域は、事業実施区域よりも北側に位置すると考えてよろしかったでしょうか。</p> <p>あわせて、配慮書段階から方法書段階への区域の絞り込みにあたり、留萌北部森林管理署等の森林を所管する行政官庁と協議等を行ったのか、行った場合にはその内容をどのように反映して絞り込みを行ったのか、行っていない場合には今後の協議等の実施に係る事業者の見解について、お示しください。</p> <p>③風力発電機設置検討範囲に複数の山腹崩壊危険地区があり、工事等を避けるべきと考えるが、配慮書段階から方法書段階への区域の絞り込みにあたり、山腹崩壊危険地区を事業実施想定区域から除外しなかった理由をご教示ください。</p> <p>また、調査・予測・評価がどのような内容の場合には、風力発電機の設置が可能と判断されるのか、設置する場合にはどのような環境保全措置を想定しているのか（想定している環境保全措置を妥当と考える理由を含む。）、事業者の見解をお示しください。</p> <p>④風力発電機設置検討範囲の一部が水源かん養保安林に指定されているため、できる限り変更を避けるなど、十分な配慮を行ってください。</p> <p>⑤配慮書段階で、保安林の区域について、所管の森林管理署並びに北海道留萌振興局産業振興部林務課及び森林室に確認が必要である旨を指摘していましたが、本図に示された保安林の区域に誤りが見られます。所管官庁に確認の上、図3.2-18及び1次回答の別添資料3-30について、正しい図をお示しください。</p> <p>⑥配慮書段階で保安林の区域に誤りがあり、所管官庁への確認が必要である旨を指摘していたにもかかわらず、方法書において正しい保安林の区域が示されなかった原因、また、対象事業実施区域及びその周囲の概況を正しく把握していないことを踏まえて、本図書に記載されている調査、予測及び評価の手法は適切な内容が記載されていると言えるのか、事業者の見解をお示しください。</p>	<p>①保安林等は地域の多くの面積を占めていることや、所管の林野官庁により審査いただくこととなりますが、保安林内作業許可または保安林解除の手続きも可能なことから、現時点の区域の絞り込みに際しての除外対象としておらず、調査・予測・評価の上、判断することとしています。</p> <p>調査・予測・評価の結果、動植物の重要種の生息生育に大きな影響を与えない場合や地域の生態系に大きな影響が生じない場合には、風力発電機を設置できる可能性があると判断します。設置する場合の環境保全措置については設計を踏まえながら検討してまいりますので、現段階においてはお示し出来ません。</p> <p>②更岸・干拓地区防風林森林整備協定に掲載されている整備区域は、対象事業実施区域外の北側と東側に位置する森林と認識しております。</p> <p>また、留萌北部森林管理署へはまだ具体的な使用箇所が定まっている段階ではないため、事業概要の説明に留まっており、個別具体的な協議の実施までには至っておりません。今後風車配置の検討を進めると並行して、使用を希望する範囲の使用許可に係る協議を進めてまいります。</p> <p>③環境影響評価方法書の段階では風力発電機設置位置が具体的にないため、山腹崩壊危険地区を一律に事業実施区域から除外しておりません。今後山腹崩壊危険地区に留意した上で風力発電機設置位置の検討を進めると共に、山腹崩壊危険地区付近に風力発電機を設置する場合、地質調査等を実施した上で官庁との適切な協議を行います。</p> <p>④水源かん養保安林についても森林管理者様と適切な協議を実施した設置計画と致します。</p> <p>⑤別添3-30に、国土数値情報「国有林野」の国有保安林の情報に加えて、北海道林務局森林計画課「ほっかいどう森まっぶ」の民有保安林の情報、水産林務部森林環境局道有林課「道有林森林資源情報資料」を追加しました。</p> <p>情報が最新という回答は、国有林の情報は、令和5年8月4日に留萌北部森林管理署に、民有林の情報については令和5年8月5日に留萌振興局林務課及び森林室から頂いております。</p> <p>⑥保安林について、配慮書時点で記載した国土数値情報「森林地域」の情報を、国土数値情報「国有林野」に修正したことで正しい分布を記載したと考えております。保安林については一部、情報漏れがございますが、その区域に対する調査、予測、評価の手法は同様のものとなりますので、現行の方法書に記載の調査、予測、評価の手法に修正はございません。</p>
			3次	<p>①2次質問の①における防風保安林の「保護対象の確認結果」について回答してください。</p> <p>②保安林は明確な機能目標があり、設定されている。2次質問への回答では、2次質問の①に対し、希少種の分布や生態系機能への影響について評価する旨の回答であったが、保安林に関しては、保安林機能への影響評価をする必要がある。とくに防風保安林は特定の保護対象が設定されているため、その保護対象への影響を具体的に予測することが必要となる。保安林機能への影響評価について、どのようにお考えか、具体的に回答ください。</p> <p>③2次質問①への「環境保全措置については設計を踏まえながら検討してまいりますので、現段階においてはお示し出来ません。」との回答についてですが、実際にどのような環境保全措置をとるのかは、設計を踏まえながら決定されることになることは理解できますが、現時点で想定される環境保全措置がないのであれば、有効な環境保全措置は存在しないものとして防風保安林は風力発電機設置検討範囲から除外するべきではないでしょうか。改めて、どのような環境保全措置を想定しているのか（想定している環境保全措置を妥当と考える理由を含む。）、事業者の見解をお示しください。また、準備書段階で防風保安林内に風力発電機を設置する計画である場合には、より具体的な環境保全措置を準備書に記載されるのかについても事業者の見解をお示しください。</p> <p>④2次質問⑥について、保安林の情報収集に関して、配慮書公告時点から方法書作成までに行った具体的な対応（どこに何を連絡したか、何の情報をどのような手段で収集したか）を改めてお示しください。</p>	<p>①保安林については2次回答①のとおり、今後の判断として現段階での絞り込み対象としておりませんでした。今後の計画の中で「保護対象がある保安林」については可能な限り避けて風車配置を検討してまいります。なお、防風保安林の個別の保護対象について現在確認してございません。</p> <p>②保安林については2次回答①のとおり、今後の判断として現段階での絞り込み対象としておりませんでした。保安林については、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備等の重要な機能があると思いますので、環境影響評価では、その樹木の生育環境を維持できるかどうか評価してまいります。</p> <p>③2次質問①の回答の通り保安林への風車設置については林野庁との協議や、環境影響に係る調査、予測、評価の上、検討するものであり、現時点で確度の低い環境保全措置を想定することと有効な環境保全措置を講じることは必ずしも結びつかないものと考えます。今後の各官公庁との協議や、現地調査、環境影響予測を踏まえながら有効な環境保全措置を検討していきます。なお、「開発行為の許可基準等の運用について」（林野庁）によると、「風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。」とされており、可能な限りの樹木の残置、または新たな植林や防風林の機能を代替する防風壁の設置が有効な環境保全措置になり得るものと考えています。</p> <p>準備書時点での林野庁との協議状況にもよりますが、上記のような環境保全措置の記載について検討してまいります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-31	221	⑧遠別町風力発電施設に関するガイドライン	1次	遠別町では「遠別町風力発電施設に関するガイドライン」を制定しており、「法規制等により極めて建設が困難な区域」として金浦原生花園、「自然保護等から建設が好ましくない区域」として鳥獣保護区、「上記以外の区域であり、調整を要する区域」として防風林等が図示されています。 対象事業実施区域には、これらの全ての箇所が含まれており、遠別町と協議・調整を進められているかと思いますが、協議・調整の内容や進捗について伺います。	現段階で遠別町との協議は未実施ですが、今後風力発電機配置及び変更範囲が具体的になる中で協議・調整を実施した上で、今後の事業計画へ反映させていきたいと考えております。
			2次	①ガイドラインにおける「法規制等により極めて建設が困難な区域」、「自然保護等から建設が好ましくない区域」については建設を避けるべきと考えますが、事業者の見解を伺います。 ②p556に記載の配慮書に対する知事意見の総括的事項No.5で「遠別町では、「遠別町風力発電施設に関するガイドライン」を定めており、これを踏まえ、遠別町と十分に調整を図り、方法書ではその結果を反映した計画とすること。」を求めています。事業者の見解として「遠別町とは今後も調整を図り、その結果を踏まえた事業計画を検討してまいります」としていますが、1次回答では遠別町との協議が未実施であり、事業者の見解で示された内容と矛盾しています。改めて、配慮書に対する知事意見の事業者の見解をお示ください。 ③配慮書に対する知事意見において、遠別町と十分に調整を図り、方法書ではその結果を反映した計画とすることを求めています。なぜ、方法書作成前に遠別町と協議をしていないのかをご教示ください。また、協議していないことが妥当な対応であるとする理由について事業者の見解をお示ください。 ④1次回答における「配置及び変更範囲が具体的になる中で」とは、具体的にどのような状況になった場合に協議・調整を行うことを想定しているのか、現時点の見込みをご教示ください。なお、ガイドライン3項に調整手順が定められていますが、この手順をアセス手続きのどの段階で実施する予定であるかについても小項目ごとにご教示下さい。 ⑤遠別町との協議が現段階で未実施とのことですが、初山別村及び天塩町も同様でしょうか。また、関係自治体の意見なしで方法書の内容を作成したということでしょうか。各関係町村との協議状況及び今後の協議に対する事業者の見解をお示ください。 ⑥ガイドラインでは、「関係する公的機関、近接住民及び漁業・農業協同組合、森林組合等、環境保護団体等への事業計画説明を行う。」と定められています。図書は事業説明にあたって有用な資料になると考えますが、提供はされていないのでしょうか。	①「法規制等により極めて建設が困難な区域」、「自然保護等から建設が好ましくない区域」については認識しているもの上記に設定されている区域について一律で開発行為ができないという理解ではありません。今後町、関係機関から意見を伺いながら事業範囲の絞り込みを行います。 ②遠別町のガイドラインに定める「事前調査」以降の調整は未着手ですが、事業計画については地権者協議状況や計画地について適宜報告を行っております。環境影響評価方法書段階では、変更範囲が未確定であること、遠別町風力発電施設に関するガイドラインにて定められている協議に係る事前調査が完了していないことから、今後協議を行う為に必要な設計および調査を実施したうえで、遠別町との協議に着手する予定です。 ③遠別町には事業計画地についての地権者協議状況や事業計画について適宜報告を行っておりますが、風車配置や道路線形などの変更範囲については検討段階にあること、ガイドラインに定められている事前調査の実施前段階であり、十分に協議を行えるだけの情報を持ち合わせていないため未実施でございます。協議を行わないことを妥当としているわけではございません。 ④ (1) 済 (2) 準備書段階を想定しております。 未 (3) 準備書段階を想定しております。 未 (4) 評価書段階までに順次実施することを想定しております。 一部済 (5) (4)の終了に合わせて実施することを想定しております。 未 ⑤天塩町、初山別村へも遠別町と同様、事業計画に係る地権者協議状況や計画地について適宜報告を行っております。今後必要な設計および調査を実施し、その結果を踏まえながら各町村へ改めて協議を行う予定です。 ⑥図書を提供はしておりませんが、1-3(2次質問)への回答にも記載のとおり、事業計画について各町村にて近隣住民を対象とした事業説明会、町村内の全住民を対象とした説明会を実施しており、計画概要について説明する機会を設けてまいります。今後も事業の進捗に応じて説明の機会を設けてまいります。
			3次	2次質問の①について、「建設を避けるべき」であると考えられるのかに対する事業者の見解についてご回答ください。また、避ける必要はないと考えている場合には、その根拠を併せてお示しください。 なお、アセスは「事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保」(法第1条)するための制度ですが、貴社としては法令により開発行為が明確に禁止されている場所であれば事業は行方方針なのかがわかる回答としてください。	ガイドラインにおいて示されている区域区分は、「事業者が計画段階において電力発電施設等の建設等の可能性を検討するために参考に掲げたものであり、事業者が最終的に確定するにあたっては所管との法規制等に係る協議において、法規制の有無、内容及び詳細な区域を確認する必要がある。」とされており、現地調査やそれを踏まえた予測評価、造成計画に基づく協議が十分に実施されていない現段階において事業実施区域から除外するのは時期尚早であると考えます。上述の通り法令等により明確に開発行為が禁止されていない場所における開発行為については地権者の了解のほか、自治体、関係官庁との十分な協議を踏まえ判断されるべきものであると考えます。
3-32	221	図3.2-22 遠別町風力発電施設に関するガイドラインマップ	1次	図の解像度が低く、図内の文章が読み取れないので、解像度の高い図をお示し願います。	遠別町のサイトの地図を解像度を上げた図にしました。別添資料3-32に示します。
追加3-45	223	⑪北海道地球温暖化対策推進計画	1次	令和4年3月に計画を策定ではなく、改定になりますので、6行目の「策定」を「改定」に修正してください。	「策定」を「改定」に修正します。また「t-CO <sub>2</sub> 」という表記にします。修正した文章は、添付追加3-45に示します。
			2次	また、中間目標に関する単位を「t-CO <sub>2</sub> 」とされていますが、計画においては、「t-CO <sub>2</sub> e」としていますので、修正してください。	

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	226	表4.1-1 計画案会配慮事項の選定	1次	注意書き1行目と2行目の■の違いがわかりません。「計画段階配慮書に記載した内容と同じである。」とされていますが、配慮書では区別されていたものであり、配慮書と同じとは判断されません。本章の他のページについて、間違いなく配慮書と同じとなっているのか、また、どのような確認をされたのかについて回答願います。	注意書き1行目と2行目の配色がつぶれておりました。配慮書時点と同様に、1行目が濃い灰色、2行目が薄い灰色となります。本章の他ページについては、配慮書時点で確認した誤字等の修正を行った他は同じとなっております。また、チェックについては複数人の目で確認するようにしています。備考欄の色については確認が漏れており申し訳ございません。
4-2	334	表4.4-1 重大な環境影響が考えられる項目の評価結果(騒音、風車の影)	1次	方法書以降の手続き等における配慮事項等として、「環境保全について配慮が特に必要な施設及び住居からの距離に留意して、風力発電機の機種及び配置を検討する。」としているが、配慮書では最短距離が0.57kmだった(234ページ)ものが、本図書では配慮書で最短だった施設からの距離は遠くなっているが、変わって最短となった施設は配慮書段階よりも距離が0.59km(159ページ)と、配慮書段階の全体の最短距離と殆ど変わっていない。貴社の示す「距離に留意」して検討とはどういうことか、見解を伺う。 また、この結果、配慮書での評価結果「配慮事項等」を検討することで、重大な影響を回避又は低減が将来的に可能であると考えられる。」について疑義が生じるが、見解を伺う。	方法書以降の手続き等における配慮事項等として、「環境保全について配慮が特に必要な施設及び住居からの距離に留意して、風力発電機の機種及び配置を検討する。」としていますが、方法書段階では騒音等の予測評価を未実施であるため、今後の調査及び予測結果を踏まえて風車の配置は改めて検討していく予定です。方法書以降というのは、必ずしも方法書ですべて実施するという意味ではなく、準備書や評価書の手続きも含めた配慮事項となります。
			2次	「今後の調査及び予測結果を踏まえて風車の配置は改めて検討」するに当たり、どのように「距離に留意」するのかをお示しください。 なお、配慮書において、配慮が特に必要な施設までの最短距離が0.57kmであることを踏まえて「距離に留意」するとしていたこととの関連がわかる回答としてください。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成29年、環境省)に基づく騒音レベルを満足する距離を検討します。 なお、配慮書において、配慮が特に必要な施設までの最短距離は0.57kmでしたが、こちらの数値を基準として今後の配慮事項を検討するものではありません。一般的に騒音は発生源と受音点の距離が大きくなるほど、距離減衰により影響は小さくなることを踏まえて、距離に留意すると記載しているものです。

5. 「第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
5-1	345	(1)対象事業実施区域等の設定	1次	事業者見解として「対象事業実施区域の設定に当たっては、想定区域からの絞り込み又は複数案の比較検討に関する検討経緯を明確にし」とあり、第7章(P574)において説明があるが、配慮書の「想定区域」の設定段階で行われるべき程度の内容と見受けられるが、見解を伺う。	配慮書審査の大臣意見、知事意見でご指摘のあった利尻礼文サロバツ国立公園への影響を始め、騒音、風車の影、動物、植物、生態系、景観、人と自然とのふれあい活動の場の各項目について、それぞれの絞り込みの検討経緯を明確にした記載を本方法書のp574～575に記載しました。なお、現段階では調査・予測・評価を行っていないことから、既存文献及び配慮書の審査時にいただいたご指摘に基づく絞り込みとなっています。

6. 「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 6-49	349	本事業の事業特性	1次		
			2次	残土は事業実施区域内での埋め戻し及び盛土等で処理することのことだが、これは「土地又は工作物の存在及び供用に関する事項」の地形改変には当たらないのか。	本方法書は「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省)を参考に作成していますが、同資料によると、風力発電所の一般的な事業内容として、盛土等による作業は「工用資材等の搬出入」及び「造成等の施工による一時的な影響」に分類されていることから、事業特性の記載内容としてはそちらに準拠しました。しかしながら、盛土等を含めた一連の改変の影響については、「造成等の施工による一時的な影響」及び「地形改変及び施設の存在」の2つの観点から予測評価を行います。例えば、方法書p354のマトリックスでは植物を上記2つの項目として選定しています。
6-1	350	表6.1-2(1) 主な地域特性	1次	①大気質の状況における、「微小粒子状物質(PM2.5)の一般局1局」との記載について、38ページの1)大気質の記載内容と異なっていますので、正しい内容をお示しください。 ②項目「騒音・低周波音の状況」では、主な地域特性として騒音についてのみ記載されており、整合がとれていません。40ページ、42ページ記載内容との整合も踏まえ、正しい内容をお示しください。 ③水質の状況について、「国土交通省によって天塩川の4地点で水質調査が行われている。」との記載について、正しい内容をお示しください。 ④土壌の状況について、「主に褐色森林土、泥炭土等が分布している。」とされていますが、53ページの1)土壌の記載内容と異なっていますので、正しい内容をお示しください。 ⑤地形の状況について、対象事業実施区域及びその周囲とは、どの範囲を示すのかをご教示ください。また、図3.1-7(58ページ)の図の範囲とした場合、山地が大部分を占めると思われますので、正しい内容もあわせてお示しください。	①「光化学オキシダントを除き、すべての測定局で環境基準を達成している」と内容を修正します。 ②表中に低周波音の記載を追加するものとして「・超低周波音に係る調査は実施されていない。」と追記します。 ③質問3-2の回答と同様に、「国土交通省及び北海道」に修正します。 ④53ページのリード文に合わせて、「褐色森林土、灰色台地土壌」にします。 ⑤対象事業実施区域及びその周囲は、図中の範囲を示します。重要な記載は地形の状況の2ボツ目の「・対象事業実施区域の地形は、主に砂礫台地、大起伏山地、三角州性低地となっている。」ですので、分かりやすいように本記載のみに修正します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-2	351	表6.1-2(2)主な地域特性	1次	<p>①動物の生息の状況のうち、センシティブティマップによる注意喚起レベルについて、「対象事業実施区域及びその周辺における北側」とは、どの範囲を示すのかをご教示ください。また、図3.1-21(92ページ)の図の範囲とした場合、注意喚起レベルA1のメッシュが確認されますので、正しい内容もあわせてお示しください。</p> <p>②植物の生育の状況のうち、植生自然度に関し、植生自然度9の自然林等について言及する必要がないと判断された理由をご教示ください。</p> <p>③生態系の状況について、環境類型区分に関し、耕作地について言及する必要がないと判断された理由をご教示ください。</p>	<p>①対象事業実施区域及びその周辺における北側は図中の範囲を示します。A1のメッシュもわずかにあるため、記載を「注意喚起レベルB～A1」にします。</p> <p>②植生自然度について、植生自然度9も記載すべき事項でしたため追記いたします。</p> <p>③生態系の状況について、環境割合の大きい耕作地についても記載すべきでしたため追記いたします。</p>
追加 6-50	350- 352	表6.1-2主な地域特性	1次		
			2次	<p>事業実施想定区域全体を対象とした特性は示されていますが、4つの地区別の特性が示されていません。質問6-3への1次回答にあるように「地区ごとに細かな配慮ができるように」調査計画を立てるためには、事業実施想定区域全体とは別に、地区ごとの特性も把握する必要がありますと考えます。</p> <p>このため、地区毎に異なる地域特性について、その項目及び内容を明らかにするとともに、各地区において地域特性が同一となる項目については、その項目及び同一であると判断した理由をご教示ください。</p>	<p>方法書の中では、一つ事業として地域特性を整理しております。構成の問題としますので、準備書では各地域の特性も追記するようにいたします。</p>
			3次	<p>①構成ではなく、事業に対する基本的認識の問題です。地域特性をきちんと認識しない状況で適切な環境影響調査計画が立案できるとは考えられず、次の段階の図書で記載すれば良いという問題ではありませんが、そもそも全体を対象とした地域特性しか示していないことについて、対象事業実施区域の説明(P4)で分布位置から4つとした理由と整合する説明をお願いします。</p> <p>②配慮書に対する知事意見において、「発電所毎に想定する区域を適切に設定し、それぞれの区域に応じた状況について改めて整理する」ことを求めていましたが、これに対応せず、全体を一つの事業として地域特性を整理するのみで十分と考えた理由を伺います。</p> <p>③2次質問における「地区ごとに異なる地域特性について、その項目及び内容を明らかにするとともに、各地区において地域特性が同一となる項目については、その項目及び同一であると判断した理由をご教示ください。」に対して回答してください。</p>	<p>①②、配慮書に対する知事意見において「発電所毎に想定する区域を適切に設定し、それぞれの区域に応じた状況について改めて整理する」と求められたことから、調査、予測及び評価の手法について今回、地区別に細分化して内容を整理したものととなります。地域概況については③の回答にありますが、生活環境については地区ごとに大きな違いがなかったことや、自然環境が各地区ごとに分類して整理された資料でないことを受け、共通する部分が大きいと、まとめて整理しておりました。</p> <p>③各地域において異なる内容としては、景観、人と自然とのふれあいの活動の場の分布状況です。その他の項目については既存資料の測定地点の有無が異なることはありますが、内容としては同様になってきます。同一に整理した理由としては、生活環境項目については地域によって大きな違いがなかったこと、自然環境項目については、文献資料についても、今回の4地区単位でなく、市町村単位以上の広域な情報の整理となっているためです。</p>
6-3	354	6.1.2環境影響評価項目の選定及び選定理由	1次	<p>配慮書段階では、本事業は5発電所程度で1つの事業となるため、「5発電所程度全体の影響を予測評価」する予定、「個別の発電所については検討」と回答しているが、本方法書では個別の3地区毎に調査計画を立ており、また、他事業者の事業との累積的影響も検討しているが、事業全体としての計画は示されていない。事業全体としての環境影響について、どのような調査を行い、影響の予測・評価をしていくのか伺う。</p>	<p>本事業は広範囲にわたるため、全体で一つの計画でなく、地区ごとに細かな配慮ができるように、個別の地区毎に調査計画を立てております。</p> <p>なお、個別の地区のみで評価が終結しないように、各地区の複合影響を受ける箇所にも調査地点(騒音のTK-N9地点、E-N6地点)を設置し、事業としての環境影響を把握するようにしております。</p>
			2次	<p>①「天塩遠別沿岸地区」「北里牧場地区」は発電機の設置範囲の分布位置から分けている(P4)にも拘わらず、調査は両地区を区別せずに計画する理由を伺う。</p> <p>②1次回答は、全体の影響の予測評価の調査は騒音でしか行かないとの意味に受け取れますし、複合影響だけでなく4発電所全体としての観点での調査地点も必要です。</p> <p>改めて、事業全体としての予測・評価の観点からどのような調査を行うのか伺います。</p>	<p>①対象事業実施区域は、風力発電機の設置検討範囲をもとに工事を実施する可能性のある範囲を設定しています。「天塩遠別沿岸地区」「北里牧場地区」は近接しており対象事業実施区域の範囲が重なる部分もあるため、一つの区域として計画しました。</p> <p>②動植物に関する質問と思いますが、各地区の結果を積み上げることで全域の予測評価が可能と考えています。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-4	354 358 362 366	表6.1-4、 6.1-6、6.1- 8、6.1-10 環 境影響評価の 選定項目	1次	①「工事の実施」についている※は何を意味しているのでしょうか。 ②注2として、「○」「×」は、配慮書において計画段階配慮事項として選定（しなかった）項目を示すとされていますが、表題と内容の整合がとれません。正しい内容をお示しください。 ③本表では、「超低周波音」を選定項目とされておりませんが、配慮書段階では、「住民説明会等の機会を通して住民に対して丁寧に説明したうえで、超低周波音による不安や懸念が払拭されない場合には、個別に対応（当該住民に対する更なる説明、超低周波音の予測値の提示、現況調査の実施等）させていただくことを含め対応を検討します。」とされていました。 これまでの住民等への対応状況及び超低周波音を選定項目とする必要はないと判断された理由をご教示ください。	①「工事の実施」についている※は誤記のため修正いたします。 ②注2について以下のように修正します。 2.「○」は、本事業において環境影響評価項目として選定した項目を示す。 「×」は、本事業において環境影響評価項目として選定しなかった項目を示す。 ③超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年、環境省）によると、「20Hz以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回り、また、他の環境騒音と比べても、特に低い周波数成分の騒音の卓越は見られない。」とされ、令和2年11月発電所アセス省令の改訂に伴い、参考項目から除外された項目であることなどから選定しておりません。 なお、住民説明会においても参考項目に準じた項目選定とした旨をお伝えしましたが、特に異論や反対意見はありませんでした。
			2次	P542の意見No. 18では地域住民から超低周波音に関する懸念が示されていますが、これは異論ではないのですか。この意見に対し、個別に対応した等あれば、対応状況等についてお示しいただくとともに、超低周波音による不安や懸念が払拭されたと考えた理由をお示しください。	No18の意見者は札幌市に拠点を置く組織であります。騒音や超低周波音については、風車建設予定地の近くにお住まいの地元住民の声が最も重要と考えております。その意味では、住民説明会において、項目非選定について反対意見がなかったことから一定のご理解をいただいたものと考えます。しかしながら、今後も地元へ個別の説明会を実施させていただく中で、超低周波音についてご懸念の声が出てきた場合には、項目追加の対応を検討したいと考えております。
			3次	「札幌市に拠点を置く組織」からの意見であることは分かりましたが、その組織に地域住民が参画しており、組織として意見を検討して提出した可能性や、事業者には直接意見を言いにくいと考えている地域住民からの相談に基づいて意見を述べた可能性等もあるのではないのでしょうか。 超低周波音による不安や懸念の把握に当たっては、地元への個別の説明会のみで十分な対応と言えるのか、事業者の見解をご教示ください。	風車から発生する超低周波音の影響を受ける可能性があるのは、風車建設予定地の近くにお住まいの地元住民であることから、不安払拭や懸念の把握については、地元へ個別に説明することが効果的であると考えますが、P542の意見No. 18も踏まえ、準備書では超低周波音についても調査・予測・評価の対象にすることを検討します。
6-5	355	2)環境影響評価項目の選定の理由 【天塩遠別沿岸地区、北里牧場地区】	1次	対象事業実施区域に重要な地形及び地質が存在しないことから評価項目として選定しないとしていますが、浜更岸-天塩川東岸（砂丘）が区域内に存在しているため、評価項目として選定すべきではないのでしょうか。	まず、重要地形の定義ですが、本方法書では「文化財保護法」及び「日本の地形レッドデータブック第2集-保存すべき地形-」に指定されるものを重要地形として定義しており、「浜更岸-天塩川東岸」及び「豊峠段丘」は、「自然環境保全基礎調査」に記載されているものですが、本文献は、重要度に関する記載がなく重要度を判定するものでないため参考までに整理させていただいております。
			2次	「自然環境保全基礎調査」において重要地形とされているのであれば、重要度に関する記載がなくとも重要地形として調査し、予測・評価すべきではないのでしょうか。本方法書において重要地形としないことが妥当である根拠をお示しください。	「自然環境保全基礎調査」の結果は、「第3回自然環境保全基礎調査 北海道自然環境情報図」から持ってきたものです。 本資料は、「地形、地質、植生、野生動物等自然環境の保全のための施策に必要な基礎資料を整備するために行うもので、(以下略)」と記載されております。この文章を根拠に、本資料は、基礎情報を載せたものであり、重要度を整理したものでないとしています。
			3次	「自然環境保全基礎調査」において重要地形であると記載されている箇所はないということでしょうか。図書の「表3.1-20 対象事業実施区域及びその周囲の重要な地形の状況」の中に重要な地形ではないものも含めて記載しているということでしょうか。 同一の地形に対し、図書内で重要な地形と記載されている箇所とそうではない箇所があるという矛盾が生じていることが妥当である理由をわかりやすく説明してください。	「自然環境保全基礎調査」においては重要地形と定義されていません。 「表3.1-20 対象事業実施区域及びその周囲の重要な地形の状況」の中に重要な地形ではないものも含めて記載したことになります。本記載が、混乱を招いているため、表中から「自然環境保全基礎調査」の内容について削除します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-6	363	2)環境影響評価項目の選定の理由 【初山別大沢地区】	1次	対象事業実施区域に重要な地形及び地質が存在しないことから評価項目として選定しないとしています。豊岬段丘（海成段丘）が区域内に存在しているため、評価項目として選定すべきではないでしょうか。なぜ項目として選定しなかったのか理由を説明いただき、本項目に係る今後の対応についてご教示願います。	まず、重要地形の定義ですが、本方法書では「文化財保護法」及び「日本の地形レッドデータブック第2集-保存すべき地形-」に指定されるものを重要地形として定義しており、「浜更岸-天塩川東岸」及び「豊岬段丘」は、「自然環境保全基礎調査」に記載されているものですが、本文献は、重要度に関する記載がなく重要度を判定するものでないため参考までに整理させていただいております。
			2次	「自然環境保全基礎調査」において重要地形とされているのであれば、重要度に関する記載がなくとも重要地形として調査し、予測・評価すべきではないでしょうか。本方法書において重要地形としないことが妥当である根拠をお示しください。	「自然環境保全基礎調査」の結果は、「第3回自然環境保全基礎調査 北海道自然環境情報図」から持ってきたものです。本資料は、「地形、地質、植生、野生動物等自然環境の保全のための施策に必要な基礎資料を整備するために行うもので、(以下略)」と記載されております。この文章を根拠に、本資料は、基礎情報を載せたものであり、重要度を整理したものでないとしています。
			3次	「自然環境保全基礎調査」において重要地形であると記載されている箇所はないということでしょうか。図書「表3.1-20 対象事業実施区域及びその周囲の重要な地形の状況」の中に重要な地形ではないものも含めて記載しているということでしょうか。同一の地形に対し、図書内で重要な地形と記載されている箇所とそうではない箇所があるという矛盾が生じていることが妥当である理由をわかりやすく説明してください。	「自然環境保全基礎調査」においては重要地形と定義されておられません。 「表3.1-20 対象事業実施区域及びその周囲の重要な地形の状況」の中に重要な地形ではないものも含めて記載したことになります。本記載が、混乱を招いているため、表中から「自然環境保全基礎調査」の内容について削除します。
6-7	366	6.1.3累積的環境影響評価項目の実施方針	1次	「評価書以前のアセス図書を用いることは、審査により修正された内容があった場合に、不確定の情報による予測となる可能性があるため、基本的には評価書が確定した事業についてのみを累積的影響の検討対象とする。」としているが、貴社事業においても「軽微な変更」として建設段階で評価書確定時と異なる位置に設置する事例があるなど、竣工するまでは不確定の情報であり、環境への影響に最大限配慮するならば不確定要素があったとしても具体的な位置・規模の情報が入手できればその段階で予測・評価をすべきと考えるが、見解を伺う。	評価書以前の図書、例えば、方法書や準備書から評価書に至るまでの計画変更と評価書公告縦覧から竣工までの計画変更では、前者の方が内容として大きなものになることが多く（例えば、大臣勸告・知事意見の内容反映等）、不確定要素が相当程度大きいものと考えています。後者の場合には確かに計画変更もあり得ますが、工事計画届等の許認可の制限から前者に比べると規模の小さいものであり、累積的影響の予測評価に用いるのであれば、評価書時点の計画の方が精度の高い予測ができるかと考えます。
			2次	貴社はこれまで様々な回答の中で「適切に」「最大限」「安全側」に立って予測評価を行う旨の説明を行っており、その立場に立つならば累積的影響についても様々な可能性を含めて対応すべきと考えるが、改めて見解を伺う。	自社の事業のみであれば、安全側の環境影響を予測評価するために最大限の変更面積や風車設置数等を検討することが可能です。しかしながら、他社の諸元を含むとなると、準備書段階の変動幅の大きい他社の計画を基にすることは、他社の影響を過大評価する可能性もあることから、事業者間の調整が困難になると考えます。
			3次	①安全側の環境影響を予測評価するとは、累積的影響が想定される風車等は全て考慮して評価することではないかと考えますが、評価書以前のアセス図書を用いないことで安全側の環境影響の予測評価が可能であると判断される理由をご教示ください。 ②2次回答における「事業者間の調整」とは具体的にどのようなことを調整することを想定されているのかをご教示ください。 また、他社の影響を過大評価した場合に、なぜ、事業者間の調整が困難になるのかをご教示ください。	①自社の事業影響についてはこれまでのご説明のとおり、安全側の予測評価を実施しますが、他社の影響を含む場合にはそれが難しい場合があると思料します。当社が安全側の予測評価をしたいと望んでいる場合でも、相手先の会社の考え次第では、例えば、騒音諸元についても複数候補機種がある中で、先方が自社の事業影響を大きく捉えられることを懸念してパワーレベルの小さい機種の情報しか提供していただけない可能性もありますし、そもそも不確定要素が大きい評価書以前の段階では情報提供に応じてもらえない懸念もあります。 ②周辺で事業を計画されている事業者に対して、風車位置の座標や騒音諸元等を含む風車情報、変更区域図や土量等を含めた設計図面等の提供依頼をすることを想定しています。
6-8	366	(1)累積的環境影響評価の項目の選定	1次	工事の実施による騒音、振動の影響について累積的影響の評価対象として選定されていませんが、隣接して複数の工事を同時に進める計画となっていることから選定する必要があるのではないのでしょうか、事業者の見解を伺います。	累積的影響というのは本事業と別事業の影響が累積するものと認識しています。本事業では4発電所程度の工事が同時稼働する条件で調査・予測・評価を行うこととしていますが、4発電所程度で1つの事業という位置づけであり、周辺で他事業の工事が同時稼働する情報はありませんので、他事業との累積的影響の評価は必要ないと考えます。 しかしながら、4発電所間の累積的影響は把握する必要があると考えており、方法書p379の地点TK-9は天塩町遠別沿岸地区と遠別富士見地区の累積的影響の把握地点、方法書p434の地点E-N6は遠別富士見地区と初山別大沢地区の累積的影響の把握地点として設定しています。
			2次	「周辺で他事業の工事が同時稼働する情報はありません」とのことですが、準備書作成までに同時稼働するとの情報が得られた場合には累積的影響の評価を行うということでしょうか。あるいは、工期をずらして同時稼働しないようにするのでしょうか。同時稼働する可能性を否定できないのであれば、方法書において、工事の実施による累積的影響評価の実施方針や調査、予測及び評価の手法について記載されるべきと考えますので、当該内容をお示しください。	現時点では本事業の周辺で他社事業が計画されている情報はありますが、本事業の準備書作成までに本事業の周辺において他社事業の評価書が縦覧開始された場合には、累積的影響の予測評価対象とします。 なお、累積的影響の対象項目の選定及び調査・予測・評価の方法の検討には、他社事業の位置情報が必要となることから、本方法書にはその手法をお示しできておりません。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
368-370 423-425 478-480	6-9	専門家等へのヒアリング	1次	<p>①各地区のヒアリング内容が全て同一となっています。バットディテクター調査に係る指摘の前段等、一部地区にのみ該当する指摘が全ての地区で記載されているなど、それぞれの地区の状況が正しく反映されているか疑問が残ります。配慮書に係る道の知事意見では、それぞれの区域に応じた状況について改めて整理することを求めたところですが、記載するページを分けたところで、記載内容が同一であれば意味がありません。それぞれの地区別の状況に応じた聞き取りを行い、その結果を記載するべきと考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>②令和5年4月19日に聞き取りを行った鳥類の地元有識者と、令和5年5月11日に聞き取りを行った鳥類の地元有識者は同一の人でしょうか。</p> <p>③区域は南北に長く、最大で30km程度離れています。対象によってはヒアリングを行うべき専門家が異なることもありえるのではないかと考えられますが、全地区で同じ専門家、またはほぼ全ての分野でヒアリング対象が一人のみとなっています。ヒアリング対象の選定について、全地区で同じかつ一人で十分とした根拠についてお示しください。</p> <p>④事業者の対応について、専門家の各意見に対し、調査、予測及び評価のどの段階でどのように反映したのかを具体的にお示しください。</p> <p>⑤専門家の「主な意見内容」の記載内容は、ヒアリング対象者への確認を行った上で確定されたものでしょうか。</p>	<p>①ヒアリングのご意見については、地区ごとについて意見を求めたところですが、いただいたご意見から全地区に共通するものと考えられるご意見がほとんどであることから、全地区で考慮すべきこととして反映したことになります。ご指摘のバットディテクターの設置箇所数に関するご意見等は個別の地区のものを他の地区に入れてしまっていたのは、記載ミスでしたので、準備書以降で修正いたします。</p> <p>②鳥類は2名の有識者に別日程で聞き取りを行ったので、その結果を示しています。</p> <p>③こちらでも地区ごとの専門家について探しましたが、なかなか地区ごとに適した専門家(大学教員等)は確認できませんでした。現地調査実施前には、専門家レベルではないものの役場にお勤めの動植物等に詳しい職員等に別途聞き取りを行って、現地調査を実施していきたいと考えています。</p> <p>④いただいた意見は調査方法の該当箇所(P394~395、449~450、504~505)に現地調査時の留意事項として対象種や対象範囲、対象環境を記載し、ご意見のあった対象種を確認できる内容を追記しています。シカについては、調査方法のフィールドサイン法、無人撮影法で確認できる種であるので、具体的な種名は記載していません。予測方法については、予測評価時の留意点としてのご意見のみであり、予測方法自体を変えるようなご意見ではなかったため、具体的な記載はしていませんが、準備書の予測評価の段階でのご意見が反映できるように、議事録に整理しているのみになります。</p> <p>⑤方法書に「主な意見内容」に記載する内容はヒアリングに議事録を各専門家に送付し、確認していただいた内容を記載しています。</p>
			2次	<p>①1次回答の④において、「シカについては、調査方法のフィールドサイン法、無人撮影法で確認できる種であるので、具体的な種名は記載していません。」とされていますが、「調査において留意すること」とは、具体的に何に留意すべきとの意見でだったのでしょうか。また、その留意事項に対し、394ページ等における哺乳類(コウモリ類を除く)の調査手法・調査内容及び412ページ等における餌資源(エゾシカ)の状況の調査手法・調査内容に記載されている内容のどの部分で対応可能なかをお示しください。</p> <p>②「植生自然度の高い海浜植生での鳥類生息状況に留意すること」との意見がありますが、植生に係る調査終了後に鳥類の生息状況の調査を開始されるのでしょうか。植生自然度の高い海浜植生がある場所で、鳥類の生息状況に留意した調査を実施することがわかるよう、回答してください。</p> <p>③「猛禽類のオジロワシ、～餌場を把握すること。オオワシの越冬期～餌場の有無を把握すること。」との意見がありますが、82ページにおいて渡り経路が確認されているオオワシ及びオジロワシについて、P394等に記載されている調査項目のうちどの調査項目を実施するのかをお示しください。</p> <p>④「海岸部の魚や海獣類等が漂着する場所～漂着物にも注意すること。」との意見に対し、海ワシ類の営巣と風力発電機は何km以上離隔をとるのか、営巣地から何kmの範囲を餌場と考えているのかを示し、また、漂着物の確認地点がどの図に示されているのかを明らかにした上で、適切な調査が実施可能と判断されていることを示してください。</p> <p>⑤「天売島で繁殖～海岸部に集結する可能性がある」及び「クマタカは～海岸部に集結する可能性がある」との意見に対し、海岸部の確認が可能な調査地点はどの図に示されており、いずれの意見に対しても適切な調査が実施可能と判断されている根拠をお示しください。</p>	<p>①専門家からはシカが増えているという最近のトレンドについてご意見をいただき、調査でも沢山確認される可能性があることをご指摘いただいたものです。当該地域での生息個体数の把握までは難しいものの、センサーカメラやフィールドサイン法での足跡の確認状況から、指摘を踏まえて利用頻度等の量的な把握にも留意して調査を行います。P394、P412には詳細な記載できておらずに申し訳ありませんが、P411の図6.2-12のフローに示すとおり、オジロワシの餌資源としてシカの利用頻度の多い箇所を良好な採餌環境として推定し、風力発電施設と餌場との関係について予測評価します。</p> <p>②いただいたご意見を踏まえて、鳥類調査の調査ルートには海浜植生(砂丘植生)を含むルートを設定しており、このルートを自然度の高い海浜植生の代表箇所としています。現地調査の中で特に自然度の高い海浜植生が別途確認された場合には、専門家への聞き取りを行った上で、調査ルートの追加も検討いたします。</p> <p>③P394の表6.2-10の鳥類(希少猛禽類)の項目で、希少猛禽類の行動内容を把握することを記載していますが、この行動内容に採餌行動や餌運搬等の指標行動の確認を含んでおります。</p> <p>④「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き(改定版)(環境省、令和4年8月)」の記載内容に従い、定点観察調査で海ワシ類の行動圏解析を行った上で、営巣中心域内には風力発電施設を設置しないこととします。手引きにも記載があるとおり、行動圏は単純な円ではないため、巣からの離隔距離だけではなく、各繁殖つがいの行動圏を解析した上で営巣中心域内への設置を避けることを考えていますが、行動圏の解析が難しい場合は、手引きに記載のある巣から1kmの範囲内への設置を避け、2km以内の場所については専門家の意見を踏まえて慎重に検討することとします。漂着物の確認地点は、P399のSE1-6、SE2-2、SE2-3、SE3-2、SE3-3等に示す海沿いの希少猛禽類の調査地点から観察が可能であるほか、図面には踏査ルートを示していないものの、哺乳類調査の任意踏査ルートにも海岸沿いを含めて調査することで、漂着物の確認を行います。</p> <p>⑤④と同様ですが、海岸部は、P399のSE1-6、SE2-2、SE2-3、SE3-2、SE3-3等に示す海沿いの希少猛禽類の調査地点から観察が可能であるほか、P397のTK-R4やTK-R6等の海岸沿いの鳥類ラインセンサスルートで確認を行います。調査地点の配置については、専門家に示した上でご意見をいただいており、方法書に示した地点で了解を得ていることが根拠と考えますが、調査結果についても段階的に専門家への聞き取りを行い、追加の地点や調査を実施します。</p>



番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-9	368-370 423-425 478-480	専門家等へのヒアリング	2次	<p>⑥「ガン類、～渡りの時期が異なるので、先行事業の道北協議会の調査結果や本事業の猛禽類の前倒し調査結果を参考とし、」との意見がありますが、それぞれの資料において渡り時期についてどのように記載されていたのかを明らかにし、P392等に記載されている調査期間に含まれていることをお示しください。</p> <p>⑦「小鳥を含め、渡り時に夜間調査を十分に実施すべき」との意見がありますが、P394等に記載されている鳥類（渡り鳥）の調査項目では、夜間（日没後）に調査を実施するとはされていません。適切な調査が実施可能と判断されている根拠をお示しください。</p> <p>⑧「マガン、ヒシクイ等種によっても渡り時期が異なる」との意見がありますが、春季6回、秋季6回とする調査回数において、種に応じた調査期間が設定されているとする根拠をお示しください。</p>	<p>⑥道北協議会の資料は非公開情報のため詳細はお示できませんが、分析結果では、ガン類の春の渡りは3月下旬～4月下旬にかけて、秋の渡りは9月中旬から10月下旬にかけて多くと分析されています。また、渡りのピークはその年の気象条件等に応じて年変動があり、年によって半月ほどずれることもあることが分かっていますが、いずれにしても前述の期間内にピークが来ていることから、この期間内で6回の調査を等間隔で設定することで、渡りの状況を把握できると考えています。なお、猛禽類の前倒し調査は現在調査実施中であり、まだ詳細な渡りの時期の分析はできていないため、現地調査着手までに分析を行い、当該地域での最適な調査時期を設定する予定です。</p> <p>⑦P394の表6.2-10に「日の入り後まで」と記載しており、夜間も含めて調査を実施予定です。調査方法については、詳細な努力量や調査時間等を示されたものがない現状では、専門家に了解を得ること以外に科学的な根拠を得ることは難しいと考えますが、調査結果についても段階的に専門家への聞き取りを行い、追加の地点や調査の実施を検討します。</p> <p>⑧専門家からご意見は、お示した春季6回、秋季6回の中でマガン、ヒシクイのそれぞれの渡り時期に調査時期を設定するようにとの指摘です。回数については専門家の了解も得られており、時期は⑥の既往調査等での確認状況を踏まえ、またその年の気象条件等によっても渡りの開始時期、ピーク、終了時期が異なるため、他地域の主要な中継地での確認状況等の公開情報等を確認しながら適切な時期に設定する予定です。</p>
			3次	<p>①2次質問⑦について、「調査方法については、詳細な努力量や調査時間等を示されたものがない現状では、専門家に了解を得ること以外に科学的な根拠を得ることは難しい」と考えているのであれば、それを示せる程度の調査計画を方法書に記載できるようにしてから方法書手続に入るべきではないのですか。また、専門家は求められた助言を行う立場であり、この事業に対して責任を負っていません。「専門家の了解を得た」ことは科学的な根拠の説明にはならず、また「調査・予測・評価」の科学的な妥当性を説明する責任は事業者にあると考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>②2次質問の⑦に関し、図書では、鳥類（渡り鳥）の調査内容の詳細には、「双眼鏡及び地上望遠鏡を用いた観察を行う」と記載されていますが、これらの機器で夜間に飛翔する鳥類を目視することは難しいことから、鳴き声の聞き取り及び録音や、レーダー機器、暗視機器・サーマル機器を用いた調査を併用して実態把握に努めることが望ましいと考えます。夜間の調査手法について、事業者の見解をお示しください。</p>	<p>①方法書では、対象事業実施区域の植生等の環境条件や地形条件や文献で確認された生息する生物種を基に、各種の生息状況や利用頻度等を現地調査で確認できるように調査計画を立てています。文獻では、ピンポイントのこの地域の生息情報はいくらか調べたとしても出てくるのではなく、現地調査をしないと確度が上がらない中で、生息が推定される種や利用状況に対して調査計画を立てるのが方法書の段階です。調査が十分である場合は現地調査を実施してデータを取ってからの検討が重要で、方法書の段階で科学的根拠に基づく判断するのは難しいと回答したものです。回答のとおり、調査計画は専門家の助言を踏まえた上で、データが十分取得できると想定した方法を記載しているものですが、現地調査データが得られた段階で科学的根拠と照らし合わせてデータが十分かを事業者が検討し、更に専門家にもデータの充足度に関する意見を伺った上で、補足調査や追加調査を実施し、適切な予測・評価を行う考えです。</p> <p>②方法書の図書では、ご指摘のとおり日中の調査を主として目視観察のみの手法しか掲載できておりませんでした。夜間については、聞き取り、録音、暗視機器・サーマル機器を併用し、夜間の渡り個体の把握に努めます。なお、レーダー機器の使用についても検討しましたが、種の特定ができないことやノイズによりブレードの回転範囲の高度のデータが取得しづらい等の課題も大きいことから、手法として採用しませんでした。</p>
6-10	368 423 478	専門家等へのヒアリング（大学准教授 哺乳類・両生類・爬虫類、生態系）	1次	<p>トウキョウトガリネズミの把握が難しいのではないかと、という専門家からの指摘があります。特に小形の哺乳類については、シャーマントラップが起動しないことがあります。過小評価を防止するため、墜落かんを併用し、また、調査地点の環境によって捕獲数に大きな差が生じることなどから、墜落かんの設置数は、一地点あたり（環境区分毎に）少なくとも20～30個とすることが望ましく、また、口径を大きくするよりも、一調査地点あたりの設置エリアを広くし、設置数を増やすほうが、より良い調査が可能になると考えられます。適正な設置数による調査を行うことが重要であると考えますが、調査手法に関する事業者の見解を伺います。</p>	<p>墜落缶の設置については、専門家への聞き取りで特に指摘はありませんでした。トウキョウトガリネズミは生息数がかかなり少なく、捕獲による個体群への影響も考慮する必要あると考えていますが、いただいたご指摘を踏まえてシャーマントラップの設置時に合わせて墜落缶の設置も行います。</p>
			2次	<p>①1次回答において、墜落缶の設置も行うことを確認しましたが、調査内容の詳細（口径のほか、P394等に記載されているシャーマントラップによる調査内容の詳細と同等の内容）についてご教示ください。なお、墜落缶の設置は、トウキョウトガリネズミに限らずトガリネズミ類に対して有効であることや、1次質問の指摘内容を踏まえてご回答願います。</p> <p>②墜落かんによる捕獲による個体群への影響は、トラップの確認頻度を細かくし、トラップ内で餓死することを防ぐことで低減可能であると思われませんが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①墜落缶は河川水辺の国勢調査マニュアルを参考として、プラスチック製のコップ（口径9cm程度）を使用し、1地点当たり20個を1晩設置することを考えています。捕獲後は種名、雌雄の判別を行うとともに、個体の外部計測、写真撮影を行い、速やかに放獣します。トウキョウトガリネズミのほか、バイカルトガリネズミやオオアシトガリネズミの確認に努め、調査エリアを広めに設置することとします。</p> <p>②トラップは、翌朝早めの時間帯に回収し、餓死を防ぐように実施します。ただし、夜間に降雨があった場合に水没してしまうことも考えられ、雨対策を実施してもやはり死んでしまうことがよくあるため、生息数の少ない種に対しては捕獲による影響も考慮した調査が必要と考えています。</p>
			3次	<p>希少なトガリネズミ類では餓死を防ぐには2時間以内に回収する必要があると考えますが、対応を伺います。</p>	<p>2次回答のとおり、翌朝回収を考えていましたが、ご指摘を踏まえてできるだけ2時間以内に回収し、餓死を防ぐように調査工程を考えたいと思います。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 6-51	370 425 480	専門家の意見 (植物)	1次		
			2次	植物の調査においては調査地点について考え方の説明のみで図に於いても「調査地域」とするのみで具体的な調査地点、踏査ルートが示されておらず、適正な調査計画となっているか判断できる材料が著しく欠けているが、そのような調査計画に対して専門家の「調査地点の設定等に問題ない」との意見は、どのような認識のもとで示されたのか伺う。	専門家に対しては、今後の検討において風力発電機の配置や取付道路等の設計を確定し、変更区域内及びその周辺を網羅した調査地点、踏査ルートを設定することで了解を得たものです。具体的な地点やルートについて了解を得ることが重要であることは理解していますが、設計の熟度が高まっていない中で提示した地点やルートは変更が生じる可能性が高く、動物と違って移動性のない植物の地点やルートについては、変更範囲等の条件の熟度が高まった段階で設定する方が漏れのない調査が可能であると考えています。
			3次	①図書の記事内容は結論の前提を省き誤解を招くものです。また、調査の考え方を説明されただけで調査全体を理解するような記載を認めることは、専門家としての資質に疑問を持たざるを得ません。具体的な調査地点、踏査ルートを示せない状態で方法書として調査内容を示すことについて、見解を伺う。 ②「海岸性の海浜植物については、(中略)調査で確認された場合には保全を行うこと。」との意見について、「保全」の具体的な案(回避など)についての意見は確認されなかったのでしょうか。確認された場合には、その内容も併せてご回答ください。	①専門家への聞き取りは方法書のタイミングのみではないため、現地調査の各段階でご意見を伺うということもお伝えし、了解を得られたものと認識しています。変更範囲が確定し、植生の分布を現地で確認した上で、変更範囲や各植物群落を漏れなく調査するルートや地点を設定するという調査方針であり、具体的なルートがないとしても、方法書に示す調査内容としては、説明が可能と考えています。 ②保全については、現地で確認された種によっても考え方や方法が変わってくると思いますので、方法書段階では具体的な内容までは確認しませんでした。調査で確認された場合というご意見でもあったため、現地調査結果を踏まえて、具体的な方法等については改めてご意見を伺うことを考えています。
6-11	371	表6.2-2 調査、予測及び評価の手法【交通騒音】	1次	2. 調査の基本的な手法について、発電所に係る環境影響評価の手引(令和2年 経済産業省)では、調査結果のとりまとめに当たっては、天気・風向・風速も一覧表等により整理するとされています。天気・風向・風速に係る調査の実施有無の有無について教示ください。なお、実施しない場合は、理由もあわせて回答願います。	調査の実施にあたっては、天気・風向・風速についても記録します。準備書においては、調査すべき情報として追記いたします。
			2次	2. 調査の基本的な手法1)【現地調査】において、時間率騒音レベルを測定するとされていますが、その調査結果を予測及び評価においてどのように活用するのか、その根拠も含めご教示ください。	現地調査は、予測地点における現況を把握することを目的として実施します。時間率騒音レベルについては、現況を適切に把握できているかを確認するために測定します。
6-12	372 377 427 432 482 487	表6.2-2, 3, 27, 28, 52, 53 調査、予測及び評価の手法【交通騒音】【交通振動】	1次	5. 調査期間等のうち1)道路交通騒音(振動)の状況について、平日及び土曜日の各1日とされていますが、日曜・祝日は工事用資材等の搬出入はないと解してよろしかったでしょうか。	現時点の工事計画では日曜・祝日は工事用車両の搬出入はないものと想定しております。
			2次	現時点の工事計画では日曜・祝日は工事用車両の搬出入はないと想定しているとのことですが、日曜・祝日に工事用車両の搬出入を行うような工事計画への変更は、制度上許容されることから、貴社のこれまでの計画変更の考え方を踏まえると、日曜・祝日においても工事用車両の搬出入があり得るものと考えられます。「最も安全側な調査計画」であるのであれば、日曜・祝日の道路交通騒音(振動)についても調査するべきと考えますが、見解を伺います。	現時点の工事計画では日曜・祝日は工事用資材の搬出入はないものと想定していることから、日曜・祝日の道路交通騒音(振動)についての調査は不要と考えております。
			3次	施工段階では想定外の事象が発生することもあり得るため「最も安全側な調査計画」とはいえないと考えますが、見解を伺います。	事業実施前の段階において計画されている事業計画をもとに、想定される環境影響について把握、評価を行う環境影響評価の主旨を踏まえると、最も安全側な調査計画となっているものと認識しております。
6-13	373 428 483	表6.2-2, 27, 52 調査、予測及び評価の手法【建設騒音】	1次	2. 調査の基本的な手法のうち環境騒音について、発電所に係る環境影響評価の手引(令和2年 経済産業省)では、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」で定められた測定方法により調査を行い、90%レンジの上端値L <sub>5</sub> を算出するとされていますが、等価騒音レベル及び時間率騒音レベルに係る調査のみで適切な調査が可能と判断された理由をご教示ください。また、選定理由として道路環境影響評価の技術手法を挙げられていますが、発電所に係る環境影響評価の手引を参考としなかった理由をご教示ください。	90%レンジの上端値L <sub>5</sub> は、調査時間のうち上位5%に相当する時間率騒音レベルを示すことから、ご指摘いただいた「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」で定められた測定方法により、等価騒音レベル及び時間率騒音レベル調査することで把握できます。選定根拠とした資料については、「道路環境影響評価の技術手法」としておりましたが、「発電所に係る環境影響評価の手引き」を根拠資料とすることがより本事業においては適切と考えられるため、準備書において修正いたします。(いずれの資料も、建設機械の稼働に伴う騒音の調査の手法については概ね同様の内容となります)。
			2次	90%レンジの上端値L <sub>5</sub> も把握するとのことですが、当該値を予測及び評価においてどのように活用するのか、その根拠も含めご教示ください。なお、9. 予測の手法2)においては、「騒音に係る環境基準について」に規定された基準との整合性を検討するとされていますが、「道路環境影響評価の技術手法」又は「発電所に係る環境影響評価の手引」を根拠資料とするならば、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」との整合性も検討されるものと考えます。	現地調査は、予測地点における現況を把握することを目的として実施します。90%レンジの上端値L <sub>5</sub> については、等価騒音レベルの予測を実施するにあたり、現況を適切に把握できているかを確認するために測定します。なお、基準との整合性については、ご指摘のとおり、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」も用います。
6-14	373 428 483	表6.2-2, 27, 52 調査、予測及び評価の手法【建設騒音】	1次	4. 調査地点のうち2)地表面の状況について、騒音の発生源から住宅等に至る経路とされていますが、住宅等との距離は何m以上かをご教示ください。	現時点の対象事業実施区域の外部に位置する調査地点については、図6.2-1、図6.2-17、図6.2-33において、調査地点と対象事業実施区域までの距離を記載しており、最も距離の近い地点でE-N2の180mとなっております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-15	373 428 483	表6.2- 2, 27, 52 調 査、予測及び 評価の手法 【建設騒音】	1次	6. 調査期間等のうち1)環境騒音の状況について、平日に1回とされていますが、土曜・日曜・祝日は休工されると解してよろしかったでしょうか。また、発電所に係る環境影響評価の手引では、1～4季について調査するとされていますが、1季のみで適切な調査が可能と判断された理由をご教示ください。	現時点の工事計画では日曜・祝日は休工と想定しております。調査時期については、発電所に係る環境影響評価の手引に基づき、対象事業実施区域及びその周辺地域の実態、及び測定日の選定にあたって留意すべき環境の状況を踏まえ、建設機械の稼働する時間帯における最も平均的な状況を把握できる時期に1回としました。
			2次	土曜は休工されないとのことであり、また、日曜・祝日も工事が確定していないのであれば、平日のみとする調査期間は不十分ではないでしょうか。「最も平均的な状況」とは、どのような条件を基に判断されるのかを明らかにした上で、土曜・日曜・祝日を対象とせず、また、季節変動も考慮しない調査期間を妥当とする根拠をお示しください。	現時点の工事計画では日曜・祝日は休工と想定していることから、日曜・祝日の調査は不要と考えております。土曜については現時点では休工としない計画ですが、周辺の土地利用状況等を踏まえると、近傍に騒音源となるような施設がなく、平日5日間と土曜で環境騒音の状況は大きく変化しないと考えられるため、平日のみの調査で地域の騒音の特徴を十分に把握可能と考えております。  「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省）では、平均的状況を呈する日の考え方について、「測定日の選定に当たっては、年末年始、盆、雨天等発生源が大きく変化する日を選び、蝉・鳥・カエル等の声等に注意しつつ、平均的状況を呈する日を選ぶものとする。」と記載されております。本調査においても、これに準拠し調査時期を設定しており、上記に該当しない秋季の1季に調査を実施することで、最も平均的な状況下における騒音の状況を把握できるものと考えております。
			3次	①2次回答では、季節変動を考慮しないことの妥当性が十分示されていません。当該地域の主な騒音の発生源は何を想定しており、その発生源はなぜ季節変動が少ないと考えられるのか、お示しください。 ②「日曜・祝日は休工」としているのは、あくまで現時点の工事計画における想定です。質問6-12と同様、現在の調査計画は、「最も安全側な調査計画」ではなく、日曜・祝日にも調査を実施するべきと考えますが、改めて見解を伺います。	①調査の対象である環境騒音は、対象事業実施区域及び周辺において日常的に生じる騒音を対象とし、かつ、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省）の「年末年始、盆、雨天等発生源が大きく変化する日を選び、蝉・鳥・カエル等の声等に注意しつつ平均的状況を呈する日を選ぶものとする。」より、自然環境の季節変化により生じる発生源の変化を除外して扱うものと認識しております。配慮書や方法書を作成するにあたり、地域の各集落の状況等を確認しましたが工場等の騒音は聞こえず、主な発生源として、当該地域の住民が日常生活を送るうえで発生する騒音が想定されましたが、建設機械の稼働が想定される季節（春季～秋季）においては、大きな発生源の変化は生じないものと考えております。 ②事業実施前の段階において計画されている事業計画をもとに、想定される環境影響について把握、評価を行う環境影響評価の主旨を踏まえると、現段階の施工計画において「日曜・祝日は休工」としていることから、日曜・祝日の調査は不要と考えます。
6-16	374 429 484	表6.2- 2, 27, 52 調 査、予測及び 評価の手法 【施設騒音】	1次	2. 調査の基本的な手法について、発電所に係る環境影響評価の手引では、調査結果のとりまとめに当たっては、天気も一覧表等により整理するとされています。天気の記録有無についてご教示ください。なお、記録しない場合は、理由もあわせて回答願います。	調査の実施にあたっては、天気・風向・風速についても記録します。準備書においては、調査すべき情報として追記いたします。
6-17	376 431 486	表6.2- 3, 28, 53 調 査、予測及び 評価の手法 【交通振動】	1次	1. 調査すべき情報について、発電所に係る環境影響評価の手引では、沿道の状況も調査するとされていますので、どのように沿道の状況を把握されるのかをお示しください。	沿道の状況については、調査地点付近の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設、建物の状況、既存の振動発生源の存在を把握します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-18	379 434 489	図6.2- 1, 17, 33 騒音・振動調査地点位置図	1次	①事業実施区域内の既存道路及び当該図の範囲内にある学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設を追記した図をお示しください。 ②図中に「TK-N2」の記載がありませんので、追記してください。 ③ユース天塩ウインドファームの近くにある調査地点からの風車設置検討範囲までの距離が470mとされていますが、これは住居等からの距離でしょうか。住居等からの距離であれば、なぜ、離隔距離が500m未満なのでしょう。	①別添資料6-18としてお示しいたします。 ②当該地点について追記いたします。 ③調査地点は住居となっております。470mとしているのはユース天塩ウインドファームからの距離で、住居と風車設置検討範囲間の距離は500mとなります。
			2次	「適切・最大限・安全側」の立場に立つならば、保全対象である各居住宅において、設置検討範囲のいずれかの地点に風車が置かれることにより最近接となる可能性のある位置については調査地点を設定すべきであると考えます。「最も安全側な調査計画」として適切な騒音・振動調査地点位置図を再度お示しください。	調査地点は、対象事業実施区域及びその周囲のうち、地域の集落の分布から地域を区分し、残留騒音が概ね同程度と考えられる地域ごとに選定しています。また、騒音影響については、風車からの距離が近いほど影響が大きいと、各地域において、風車設置検討範囲から最も近い箇所を調査地点にすることで、最も安全側な調査計画とできているものと考えております。
			3次	準備書での予測は、現時点では不明な風車位置に基づいて行われるため、現在の区域からの最も近い距離にある保全対象が、最も風車から距離が近い保全対象になるとは限りません。そのため、風車設置検討範囲から最も近い保全対象の地点だけでなく、検討範囲の任意の地点に風車を設定した際に最近接となる可能性のある保全対象の位置において予測・評価が行われる必要があると考えます。また、「残留騒音がおおむね同程度と考えられる地域ごとに選定」されていることを妥当とする根拠が示されていません。以上により、現在の計画が「最も安全側な調査計画」であるとの判断はできません。 改めて、「最も安全側な調査計画」であるとする根拠をお示しいただくとともに、調査地点を追加される場合には、追加後の位置図をお示しください。	調査地点は、現時点での最新の事業計画である風車設置検討範囲に基づき、最も最近接する保全対象を設定しております。ご指摘のとおり、準備書での予測は風車位置に基づいて行われるため、現在の事業計画から想定可能な地点が最近接とならない場合もありますが、その場合は予測地点を当該保全対象に変更することで対応可能と考えております。 なお、調査地点を「残留騒音がおおむね同程度と考えられる地域ごとに選定」することについては、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省）において「調査地域を代表する残留騒音が把握できる地点を選定する」と記されていることから妥当であると考えております。 以上のことから、現在の調査計画は、「残留騒音が概ね同程度と考えられる地域ごとに、最も風車の影響が大きいと考えられる地点で調査が行われる計画」となっており、最も安全側な調査計画であると考えております。
6-19	378 433 488	表6.2- 4, 29, 54 騒音・振動調査地点の設定根拠	1次	①道路交通騒音・振動の調査地点として、国道232号の沿道の住宅周辺を代表する地点として、TK-NV1、E-NV1、S-NV1地点が適切であると判断した理由、及びその他調査すべき地点がないと判断した理由を地点毎にご教示ください。 ②TEK-NV1よりも北側の国道232号、道道106号沿いに測定地点を設定する必要はなかったでしょうか。 28ページの図2.2-12において、工事資材運搬車両として示されており、発電所に係る環境影響評価の手引において、調査地点は、「工事用資材等の搬出入に用いる自動車が集まる対象事業実施区域周辺の主要なルートのうち、一般車両台数に比べ、工事用資材等の搬出入に用いる自動車の割合が大きいルートとする」とされていることを踏まえ、見解をお示しください。	①いずれの地点についても、各対象事業実施区域に係る主要な工事用車両運搬ルート沿道のうち、最も影響が大きい地点であると判断し、調査地点として選定しております。また、いずれの地区においても北側からの資材搬入を想定していることから、北側の保全対象が最も影響が大きくなり、その他に調査すべき地点がないものと判断しました。 ②天塩町北側の道道106号及び国道232号の沿道には保全対象が極めて少ないことから、当該地域への地点設定は不要と判断しました。
			2次	①一次回答①について、各地区から見れば北側が最も工事関係車両台数が多くなるとの意図と考えますが、同じ交通量であれば、より道路に近い位置に立地する居住宅の方がより影響が大きくなるということはないでしょうか、改めてその他調査地点がないか、事業者の見解をお示しください。 ②一次回答②について、保全対象が存在するのであれば、調査地点を設定すべきではないでしょうか。調査地点を設定しないことが妥当である根拠をお示しください。	①調査地点は、最も道路に近接している地点を選定しております。そのため、現在の調査地点以上に大きな影響が生じる地点は存在しないものと考えます。 ②TK-NV1は、国道232号、道道106号が合流した地点に位置し、工事資材運搬車両の走行台数が最も大きくなる地点であり、また、近傍の交通量は、上記の2路線の合計と同程度で、一般車両に対する工事用車両の割合も同程度となると考えられます。そのため、その影響はTK-NV1の沿道で最も大きくなるかと考え、天塩町北側の道道106号及び国道232号の沿道よりも、本地点を調査地点としました。
			3次	①1次回答及び2次回答の②からは、1次質問の別添2-15で示された関係車両の主要な走行経路のうちTEK-NV1よりも北側の国道232号、道道106号も「一般車両台数に比べ、工事用資材等の搬出入に用いる自動車の割合が大きいルート」に該当するのではないのでしょうか。TK-NV1における道路合流前後では、現況騒音及び予測される寄与値が異なると想定されますので、TEK-NV1よりも北側の国道232号、道道106号沿いに測定地点を設定しないことを妥当とする根拠をお示しください。なお、「一般車両台数に比べ、工事用資材等の搬出入に用いる自動車の割合が大きいルート」に該当しないとする場合には、工事車両の走行計画を確定していない状況で、なぜそのように断言できるのか、4つの発電所を同一工期で施工する計画であることも踏まえ、事業者の見解をお示しください。 ②本図書では、関係車両の主要な走行経路が幌延町内にも位置するにもかかわらず、幌延町内の沿道に保全対象があるかの確認がされていませんが、保全対象の確認を行わずに適切に調査地点が設定されていると判断できる根拠をお示しください。	①K-NV1における道路合流前後では、現況騒音及び予測される寄与値が異なると想定されますが、TK-NV1は、国道232号、道道106号が合流した地点に位置し、工事資材運搬車両の走行台数が最も大きくなる地点であり、また、近傍の交通量は、上記の2路線の合計と同程度で、一般車両に対する工事用車両の割合も同程度となると考えられることから、現時点の計画では、TK-NV1の北側の国道232号、道道106号の影響よりもTK-NV1における影響が大きいと考えられます。合流後のデータをもって合流前のデータの確認はできませんが、TK-NV1は影響の大きい個所での安全側の評価地点になりますので、本地点を調査地点として設定しました。 ②①の回答のとおり、現時点での走行計画において、TK-NV1において想定される影響を上回らないと考えられるため、幌延町内の沿道においては調査地点を設定しませんでした。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-20	382 437 492	表6. 2- 5. 30. 55 水の濁りに係る調査、予測及び評価の手法	1次	5. 調査期間等のうち、現地調査における一般的な降雨時について、降雨による影響が確認可能と考えられる調査のタイミングをどのように決定するかをご教示ください。	現地の天気予報に基づき降雨規模及び時間帯を確認し、その状況に合わせて開始時、ピーク時、終了時が対象となるように採水を行います。
			2次	適切に開始時、ピーク時、終了時に採水が行われたことを準備書で示されるものと考えますが、地区毎に、どの気象観測所のデータを用いることを想定されているのかをご教示ください。	天塩町：天塩地域気象観測所、遠別町：遠別地域気象観測所、初山別村：初山別地域気象観測所を想定しています。なお、それぞれが海岸側にあることから、内陸のみで降雨があり、海岸線の観測所のデータでは流域の降雨の状況が十分に反映されないなどの場合には、必要に応じて内陸側の雄信内川雨量観測所、大成雨量観測所等のデータも参考とします。
6-21	383 438 493	図6. 2- 3. 19. 35 水の濁りの調査地点	1次	①TK-W12とTK-W13の間にある河川には調査地点が設定されていませんが、事業実施想定区域内の河川であるにも関わらず、調査が不要と判断された理由をご教示ください。 ②遠別町及び初山別村の簡易水道取水地点を追記した図をお示しください。 ③S-W12よりも南側にある対象事業実施区域（道路改良等）を集水域に含む更に南側にある河川に調査地点を設定する必要がないと判断された理由をご教示ください。	①現地で当該河川を確認したところ、農業用のコンクリート排水路で流れがほとんど見られず、魚類・底生動物等の生息の観点から、影響が小さいと考えられるため、調査の必要性は低いと判断しています。 ②別添資料6-21に示します ③南側の河川についての影響は道路拡幅のみであり、掘削等の大規模な濁水発生源となりにくいと考えること、また、その際の濁水については、沈砂池等の対策により南側の流域には排水しないように対応することを想定することで影響はないとして未設定としました。
			2次	①1次回答の①において、TK-W12とTK-W13の間にある河川について、調査の必要性は低いとされていますが、当該河川が流入する海域には漁業権が設定されています。このため、調査地点の設定について、漁業権を有する者と協議することが望ましいと考えますが、漁業権を有する者との協議状況及び今後の協議予定について、事業者の見解をお示しください。 ②遠別町取水地点が含まれる集水域の範囲内で、遠別町取水地点よりも上流に調査地点を設定する必要はないでしょうか。事業者の見解をお示しください。 また、農業用のコンクリート排水路であることが確認された根拠をお示しください。 また、環境保全についての配慮が適正になされているかを評価するに当たり、調査地点について町と協議することにより、より適切な調査地点の設定が可能になると考えますので、町との協議状況及び今後の協議予定について、ご教示ください。 ③1次回答の③において、「南側の流域には排水しないように対応することを想定することで影響はない」としていますが、当該河川に初山別村取水地点があることから、排水されることが否定できないのであれば、当該集水域の範囲内で、初山別村取水地点よりも上流に調査地点を設定する必要はないでしょうか。改めて事業者の見解をお示しください。 また、環境保全についての配慮が適正になされているかを評価するに当たり、調査地点について村と協議することにより、より適切な調査地点の設定が可能になると考えますので、村との協議状況及び今後の協議予定について、ご教示ください。	①当該漁業権を有する者との協議は現時点では未実施です。風力発電機設置位置や建設工事の計画が具体的に becoming 中で必要に応じ協議を実施いたします。 ②遠別町取水地点の上流側の調査地点として、E-W2地点を設定していること、また、風車の設置場所は遠別町取水地点を含む流域に隣接する流域の境界（尾根上）を予定していますが、その際の濁水については、沈砂池等の対策により北側の流域には排水しないように対応することを想定することで遠別川の下流域には影響はないと考えており、新たな調査地点の設定は不要と考えております。 なお、対象河川の名称が啓明排水川であることから農業用排水路と判断しており、さらに、1次回答のとおり、現地踏査で農業用のコンクリート排水路であることを確認しております。 また、現時点では町との協議は予定しておりません。 ③初山別村取水地点へのは流入河川である入沢の沢川、北風連別川の流域で工事が予定されていますが、それらの支川の工事範囲の流末付近を水質調査地点としていることから影響のモニタリング及び予測評価が可能です。このため、新たな調査地点の設定は不要と考えております。 また、現時点では村との協議は予定しておりません。
6-22	386 441 496	表6. 2- 7. 32. 57 水の濁りの調査地点（土壌）の設定根拠	1次	表層地質図から調査地点を設定されていますが、土壌分類図（55ページ）から調査地点を設定されなかった理由をご教示ください。	濁水の予測のために必要な情報として、降雨により流出形態が異なると考えられる地質毎に調査地点を選定するものとしており、分析項目は粒度分析を想定しています。土壌分類図の区分は土の物理性状に着目した分類であるため、目的とする分析項目には表層地質図の方が有機物等の含有を含めて区分されている土壌分類図より適しているかと判断しました。
追加 6-52	387 442 497	表6. 2- 8. 33. 58 風車の影に係る調査、予測及び評価の手法	1次		
			2次	4. 調査地点について、具体的な調査地点はどこか。（示されないと、適切な調査計画となっていないか、判断のしようがありません）	調査地点については、風力発電機設置検討範囲周辺の学校、病院、福祉施設及び住宅等を考えています。基本的には風車騒音の調査予測地点と同じ地点を想定していますが、窓と風車の位置関係や地形等による遮蔽状況等を確認の上、適切な地点を選定します。
6-23	388 443 498	表6. 2- 8. 33. 58 風車の影に係る調査、予測及び評価の手法	1次	5. 調査期間等について、調査回数を1回とされていますが、現地調査は土地の利用の状況及び地形の状況が適切に把握できる時期をどのように判断されるのかをご教示ください。	土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することが目的であるため、調査時期については冬季（積雪期）以外であれば問題ないものと考えておりますが、樹木が落葉して地形が確認しやすい秋季（晴天時）を想定しています。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 6-53	388 443 498	表6.2- 8, 33, 58 風車 の影に係る調査、 予測及び評価の 手法	1次		
			2次	7. 予測地域及び予測地点について、「National Wind Farm Development Guidelines-Draft」では、「施設の稼働によるシャドーフリッカーの影響を受ける恐れがある範囲」が2km範囲内であると結論づけているわけではなく、「ドイツにおける代替的な指標として紹介しているだけであり、「適切・最大限・安全側」の立場に立った計画としては不十分ではないでしょうか。同ガイドラインにおいて、太陽表面を2.5%遮断した場合においても人間は知覚可能であること、2.5%以下の水準に達するためには7.6km以上の離隔を取る必要があることが指摘されており、またこれらの試算は2MWの風車サイズを前提としたものであるため、風車が大型化している本計画において、10年以上前の代替的な指標をそのまま用いることは不適切と思われる。ブレードサイズ等から、適切な距離を算定して予測地域を設定すべきと考えますが、事業者の見解を伺います。	ご指摘の通り、風車の大型化に伴い風車の影の影響も大きくなるため、予測範囲は「適切・最大限・安全側」の観点から不十分となる可能性もあります。そのため、予測計算結果を見て、より広範の表示エリアが必要となった場合には計算範囲を拡大して予測を行います。
			3次	2次質問を踏まえた適切な予測地域（範囲）を、その根拠とともに示してください。	2次質問を踏まえた適切な予測地域の算定には、準備書段階で設定可能な事項が必要となることから、準備書において、適切に算定を行ったうえで設定します。
6-24	389 444 499	表6.2- 9, 34, 59 動物 に係る調査、 予測及び評価 の手法	1次	産地や海岸段丘の区域からの除外について、配慮書段階では「鳥類の現地調査や予測評価を行った上で判断していきます。」と回答がありましたが、鳥類に関して、そのような観点からの予測・評価がなされ、準備書にその内容が反映されるという認識でよろしかったでしょうか。	産地や海岸段丘も含めて鳥類調査を実施しますので、その現地調査結果から予測評価を行い、準備書にお示しします。
			2次	産地や海岸段丘も含めて鳥類調査を実施することですが、例えば、507ページの図にある鳥類ラインセンサスルートS-R6付近の海岸は産地となっており、ラインが海岸から400m程度離れています。調査手法には、「片側50m範囲内に出現した鳥類の記録」と記載されているため、50mより離れた箇所にある産地（海岸部）は調査されないことにならないでしょうか。ラインセンサス法の調査内容の詳細に「特に海浜植生の小鳥類や海岸部に集結するカモメ類等に注意して調査する」とも記載がありますが、ラインセンサスルート追加の必要性について、事業者の見解をご教示願います。	ラインセンサスのルートとしては、ご指摘のとおり海岸の産地からは離れており、産地は調査範囲に含まれないことにはなりますが、P509の希少猛禽類や渡り鳥の定点調査地点のS03-1、S04-1等からは産地を観察できる調査地点を設けています。現地の状況から産地沿いをラインセンサスのルートとして調査するのは危険を伴うことが確認されたため、希少猛禽類や渡り鳥の調査の中で産地の鳥類相やカモメ類等の記録を行うことで、ラインセンサス法で確認ができない産地や海浜植生に生息する鳥類についてもデータを補うように対応し、ラインセンサスルートの追加はしない方針です。
			3次	①当該箇所は改変可能性のある範囲となっておりますが、調査が行えないような危険な地形で工事を行う可能性があるということでしょうか。 ②S03-1から当該産地までは最大で3km程度離れており、S04-1からはより離れています。調査時に視認することは可能かもしれませんが、予測・評価が可能となる程度に定量的なデータは得られるのでしょうか。事業者の見解を伺います。	①現実的には急峻な産地形等で工事を実施することはないですが、工事を実施する可能性がある箇所を最大限含ませるために、範囲に含めています。 ②猛禽類調査や渡り鳥の調査は、望遠鏡を用いて実施しますので、3km程度離れた箇所の飛翔個体も確認は可能です。ただし、ご指摘のとおり遠方なので、現地調査中にもデータの取得状況を随時確認した上で、不足するようであれば、地点の追加、調査日程の延長等により、十分なデータが得られるように、調査を行います。
追加 6-54	389 408 444 463 499 517	5)動物 7)生態系	1次		
			2次	天然記念物鳥類の繁殖の確認調査及び生息状況調査、並びにバードストライク及び移動経路阻害の可能性に係る調査等について、専門家の助言等に基づき、適切かつ十分に行ってください。専門家から追加・補足的な調査を要請された場合は適切に実施してください。これらの調査等に基づいて科学的なデータを提示し、事業計画が文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取してください。事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議してください。	天然記念物を含め、鳥類の繁殖確認及び生息状況の調査を行い、確認状況に応じて専門家の助言を得ながら調査を進めるようにします。文化財保護法の保存に及ぼす影響が想定される場合は、文化庁との協議についても検討します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-25	392 447 502	表6.2-9.34.59 動物に係る調査、予測及び評価の手法	1次	6. 調査期間等について、調査時点の積雪状況にも左右されると思いますが、それぞれの調査の早春季・春季・夏季・秋季・冬季は何月頃を想定しているのかをご教示ください。	ご指摘のとおり、特に早春季や春季や冬季は積雪状況に応じた時期の設定が必要と考えています。各季節の調査月は目安として下記を考えていますが、調査実施年の気象条件も踏まえて詳細の時期を設定いたします。 ・早春季：3月中旬～4月中旬 ・春季：4月下旬～6月 ・夏季：7月～8月 ・秋季：9月～11月 ・冬季：12月～3月
			2次	①哺乳類（コウモリ類）の現地調査に関し、かすみ網及びハートラップによる捕獲は1回（夏季）とされていますが、コウモリ類は季節により活動状況が異なることを踏まえると、春季及び秋季にも実施する必要があるのではないのでしょうか。1回（夏期）のみとする調査期間が妥当である根拠をお示しください。 また、バットディテクターによる高度別飛翔状況の確認は、1回（春季～冬季）とされていますが、春季～冬季の間、継続して録音されると解してよろしかったでしょうか。なお、継続録音をされない場合は、具体的な調査期間及びその調査期間が妥当である根拠について回答してください。 ②各現地調査の回ごとの努力量（○人×○班×○日、等）をご教示願います。また、調査地点1地点あたりの調査努力量（●回/日）もお示し願います。 ③上記②に回答した努力量で十分と判断した根拠をご教示願います。	①コウモリ類の捕獲については、繁殖個体への影響を勘案し、春季の分娩期前～出産哺育期（5月～7月）を避け、幼獣の行動範囲が広がって行動が活発になる夏季を設定しています。秋季は分散期で、移動中の個体が多くなると考えられますが、かすみ網及びハートラップによる捕獲ではなく、専門家の指摘も踏まえ、洞穴や旧鉄道トンネル等の休息個体等の確認によりコウモリの確認に努める方針です。また、バットディテクターの高度別飛翔状況の調査は春季～冬季に連続して録音を行うため、風力発電事業の影響予測評価で重要な利用頻度はバットディテクターで把握することとし、捕獲調査は個体への影響も考慮して夏季1回としたものです。 ②努力量は現在の想定ではありますが、別添資料6-25に示します。 ③現時点で努力量が確実に十分である根拠を示すことは難しい状況です。十分であるかは調査結果を踏まえたデータの充足度から判断するものと考えており、現地調査結果に応じて、データ量が不足するようであれば、専門家の意見を踏まえて追加調査等を実施し、十分なデータを用いて予測評価を実施します。
			3次	お示しいただいた努力量について、これは全て1地点ごとのものであるという認識でよろしいですか。また同じ調査でも地域によって人数が違う理由についてご教示願います。	1地点あたりの努力量が回答できていませんでしたが、1地点あたりは1晩の調査をお示した人数で1回実施する計画ですので、各地区の調査地点数に応じて日数が異なります。人数については、調査対象地域の面積やアクセス性等を考慮して、想定している数量をお示したものです。
6-26	392 447 502	表6.2-9.34.59 動物に係る調査、予測及び評価の手法	1次	6. 予測の基本的な手法について、次の事項に対する見解をご教示ください。 ①施設の稼働に係る鳥類への影響に関する予測手法として、環境省の手引き等に基づき、風車への衝突確率等の推定を行うことが示されていますが、この場合、個々の風車だけでなく、事業区域全体についての推定結果が得られるとされます。したがって、準備書段階での風車の配置の検討に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の推定結果を踏まえ、配置を検討すべきであり、また、準備書では、この推定結果を地図上に示し、推定結果と風車の配置との関係を明らかにした上で、風車の配置の考え方を説明していただきたいと考えますが、今後の、貴社の対応方針を回答願います。 ②累積的影響について、他事業の事業内容等が明らかとなった場合において必要性を検討することが記載されていますが、本予測手法は地区ごとに別々に書かれており、結果もそれぞれ地区ごとにまとめられることになるとは思われますが、各地区の結果を統合した、影響的な影響についての予測を行う必要性があると考えますが、事業者の見解を伺います。	①ご指摘の手法で予測結果を風車の配置の検討に反映し、準備書において衝突確率の算出結果を平面図に示した上で風車の配置との関係についての説明を記載します。 ②地区ごとの結果も示しますが、事業の影響としては全地区で事業実施する場合の影響についても予測・評価し、適切な保全措置を検討する予定です。
			2次	6. 予測の基本的な手法のうち、1) 造成等の施工による一時的な影響について、チュウヒ保護の進め方（平成28年6月 環境省）においては、具体的な保全措置として、「繁殖に影響の少ない時期等に工事期間を変更」、「繁殖期における営巣中心域の外側直近での大きな騒音、人や車の大きな動きを伴う新たな工事の回避など」等の記載があります。 この環境保全措置は、チュウヒに限らず繁殖している可能性がある種に対して有効ではないかと考えますが、事業実施想定区域周辺で繁殖している種が確認された場合にどのように予測・評価し、環境保全措置を検討していくことを想定しているのか、ご教示ください。	1) 造成等の施工による一時的な影響については、ご指摘のとおり繁殖期を避けた工事工程とすることや工事用道路のルート変更等で繁殖への影響を回避・低減できるものと考えますので、希少猛禽類等の営巣地と施工箇所との離隔距離等から、適切な保全措置を実施して繁殖への影響を低減します。
			3次	「施工箇所との離隔距離」については、どのつがいにも一定の安全な値（例えば300m離れていれば大丈夫）があるわけではありません。十分な調査データを都度活用し、確認された個体に応じて適切な保全措置を実施してください。	距離は目安であり、それだけで判断することはありません。狩場の位置や主要な移動経路等を考慮して保全措置を実施します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-27	394	表6.2-10 動物に係る調査内容の詳細	1次	バットディテクターによる高度別飛翔状況の確認は、p.368の専門家ヒアリングを参考に設置高度を10, 30, 50mの3箇所と設定したものと但しありますが、ブレード下端よりやや下となる30m地点について、30mだと選定機種によってはブレード回転域内に相当するのではないのでしょうか。 選定機種が定まっていな中、調査機材の設置箇所が適切かどうか、事業者の見解を伺います。	バットディテクターの設置高さは専門家への聞き取りでも助言をいただいた内容を示しております。風力発電機の機種はご指摘のとおり確定していませんが、今後の現地調査までの期間で機種を選定についてより検討が進んだ場合は、現地調査実施時に高さの見直しについて再度専門家に相談した上で調査を実施いたします。
			2次	今後の現地調査までの期間で機種を選定について検討が進まず、調査後に機種選定の検討が進んだ場合は、専門家への相談や再調査は実施されないということでしょうか。	現段階では再調査を見込んでおりませんが、大幅に選定機種の大きさ等の仕様が変更される場合には、調査実施後であっても専門家への相談や補足の追加調査等を検討いたします。
			3次	大幅に仕様が変更した場合、追加調査等の実施はどのような基準で判断するのか、伺います。	大幅な仕様の変更となる可能性は限りなく低いことから、現段階で追加調査等の基準はありませんが、万が一大幅に変更となる場合には専門家への相談により判断してまいります。
6-28	394-395 406 449-450 461 504-505 515	表6.2-10, 17, 35, 42, 60, 67 動物・植物に係る調査内容の詳細	1次	任意踏査を実施する調査項目について、踏査ルートをお示しください。	任意踏査のルートについては、今後の風車の配置の検討に応じて、風車の変更区域内及び道路等の風車以外の変更区域も含めて確実に網羅できるようにルートを選定するため、現時点ではルートは確定していません。
			2次	質問番号6-46では、「林道の崩落があって車の移動が困難な箇所、ヒグマの痕跡が多いため、定点をおけない区域」があると回答されていますが、調査地点を設定せずに道路等の風車設置場所以外の変更区域も含めて調査区域を網羅できるのでしょうか。 調査が困難な箇所やそのような地点を補完できるルートを示し、「適切・最大限・安全側」の立場に立ち、最大影響の把握が可能である調査計画をお示しください。	現在調査が困難でも、林道の修復等で調査が可能になることもありますので、現時点では林道修復後にその箇所だけ調査実施年をずらすなどして調査を実施できるものとして対象事業実施区域を設定していますが、準備書段階までに同様な状況であれば、適切な影響予測評価は難しいと考えていますので、地点やルートの補完はせず、十分に調査ができない範囲を対象事業実施区域から除外することで対応することも想定しています。 なお、任意踏査のルートについては、今後の風車の配置の検討に応じて、風車の変更区域内及び道路等の風車以外の変更区域も含めて確実に網羅できるようにルートを選定するため、現時点ではルートは確定していません。
6-29	396-398 407 413 451-453 462 468 506-508 516 522	図6.2-6～8, 11, 14, 22～24, 27, 30, 38-40, 43, 46 動物・植物・生態系調査地域、調査地点	1次	調査地点の植生凡例の色が似通っており、判読を誤るおそれがあります。凡例に番号を振り、地図上にも示すなどして、判別できるようにしたものを示してください。また、地図上に数字を表す際は、必要に応じて地図を拡大するようにしてください。	拡大した図面を別添資料6-29に示します。
追加 6-55	396-404, 451-459, 506-513	図6.2-6～10, 6.2-22～26, 6.2-38～42 動物調査地域・調査経路 表6.2-11～15, 6.2-36～40, 6.2-61～65 動物の調査地点の根拠	1次		
			2次	図は(哺乳類、昆虫類)(一般鳥類)(コウモリ)(希少猛禽類、渡り鳥)(魚類、底生動物)の順だが、調査地点の概要及び設定根拠は(哺乳類(コウモリ類を除く)、昆虫類)(コウモリ類)(鳥類)(希少猛禽類)(魚類、底生動物)と一部で順序が入れ替わっていること、また、図に於いて渡り鳥の調査地点が示されていない理由を伺う。	図の順番が入れ替わっている点についてお詫びします。希少猛禽類の図面は渡り鳥と共通ですので、渡り鳥の記載が漏れていたことについてもお詫びします。準備書段階では十分なチェックを行う時間を設けて誤りの無いように対応します。
追加 6-56	396 401	図6.2-6 表6.2-11 調査地点の設定根拠(哺乳類)	1次		
			2次	質問6-33の1次回答において、「現地ですべて群落の状況を確認した上で、適切な地点を選定する予定」とされているが、現時点で設定されている地点は、各地点の環境(植生)を代表する地点として大いに疑問がある。 TK-2はササ群落とのことだが図では落葉広葉樹林、TK-4は針葉樹林に対して同じく河畔林、TK-6は落葉広葉樹林に対して同じく針葉混交林と接した場所、TK-9は牧草地に対して二次林と接した場所、TK-11はササ群落に対して落葉広葉樹林、TK-12は牧草地に対して落葉広葉樹林と接した場所、TK-13は落葉広葉樹林に対してササ群落と接した場所、TK-15は針葉樹林に対してササ群落及び落葉広葉樹林と接した場所、などから、改めて、それぞれの調査地点毎に見解を伺う。 ※コウモリ類においても同様	1次回答の記載に語弊があったかもしれませんが、調査地点を選定する段階では、ある程度現地の状況も確認し、植生図との環境の違いを考慮してしまっただけ、ベースの植生とのずれが生じている箇所があります。TK-2、TK-11は植生図と現地の状況が異なっている状況で、シラカンバ-ササ群落等の落葉広葉樹の凡例になっていたところ、実際にはシラカンバがほとんどなく、ササ群落が優占していたので、ササ群落の代表地点としたものです。TK-4も環境省植生図の凡例ではハシノキ群落となっていて河畔林の区分にしましたが、実際にはハシノキ林の中にトドマツ植林が入っており、既に植生が変わっていました。TK-6、TK-9、TK-12、TK-13、TK-15については確かに他の植生区分と接している箇所にはなりますが、一次回答のとおり現地を確認の上で、他の植生に接する場所ではなく、植生の内部に地点を設定します。



番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 6-57	397 401	図6. 2-7 表6. 2-13 調査地点の設 定根拠（一般 鳥類）	1次		
			2次	質問6-33の1次回答において、「現地で改めて群落の状況を確認した上で、適切な地点を選定する予定」とされているが、現時点で設定されている地点は、各地点の環境（植生）を代表する地点として大いに疑問がある。TK-R3は針葉樹林を代表する地点とのことだがルート全体を通して同植生は存在しない、また他のルートについても複数の植生帯を通過すること、などから、改めて、それぞれの調査地点毎に見解を伺う。	追加6-56の回答と重複しますが、TK-R3は環境省植生図の凡例ではハンノキ群落となっていて河畔林の区分にしましたが、実際にはハンノキ林の中にトドマツ植林が入っており、既に植生が変わっており、凡例と異なることを現地で確認しています。他のルートについては、道路沿い等にルートを設定している関係で、複数の植生を通過することになりますが、各植生毎の出現種については区別して記録することを想定しており、各植生ごとに結果は整理することとします。
			3次	各植生ごとに結果を整理するとのことだが、隣接する植生の影響を排除すると有効な調査範囲は短くなること、また、調査帯は片側50m、つまり100m幅であり、異なる植生の影響を排除するためには当該植生の幅が100m以上必要と考えるが、調査ルートが異なる環境（植生）の影響を受けない適切なものとなっているか、認識をその根拠とともに伺う。	結果の整理に当たっては、植生の境界に基づいてデータを分けるため、隣接する植生の影響は考慮せずに整理することを想定していますが、ご指摘も踏まえ、隣接する植生の影響があるかないかについては検証できるようにデータを取得するようにします。また、現地調査実施時に、植生の幅を考慮し、あまりにも各植生の延長が短くなるようなルートになってしまう場合には、適宜ルートをずらすことにより、隣接する植生の影響が含まれないように調査を実施するようにします。
6-30	399	図6. 2-9動物 調査地域、地 点（希少猛禽 類、渡り鳥）	1次	凡例の「対象事業実施区域から1500m」が「対象事業実施杭から1500m」となっているので、修正してください。	誤字ですので、修正した図面を別添資料6-30に示します。
6-31	399 454 509	図6. 2- 9, 25, 41 動物 調査地域、地 点（希少猛禽 類、渡り鳥）	1次	専門家ヒアリングにある「崖上への風力発電施設の設置はセットバックする等の配慮が望ましい」を踏まえると、風力発電機設置検討範囲に相当する海岸部は漏れなく調査ルートに設定するのが望ましいと考えますが、本調査ルートは海岸部の崖地を網羅しているという認識でよろしかったでしょうか。	希少猛禽類や渡り鳥の調査地点は海岸部の崖地を網羅して観察できる地点がありますので、海岸部の崖地に留意して調査を実施いたします。
			2次	1次回答について、それぞれの地点毎に ①調査範囲における「海岸部の崖地」とはどの範囲を指すのかお示しください。 ②「観察できる地点」とはどこを指すのかお示しください。 ③「観察できる地点」から当該範囲を撮影した写真を患と願います。	①②現地で海岸部の崖地が確認されている範囲は、初山別大沢地区の海岸部であり、観察できる地点で言うとP509のS03-1、S04-1、S04-3で、S04-3からは海岸線を一望できる地点です。 ③S04-3の写真を別添資料6-31に示します。
6-32	400 455 510	図6. 2- 10, 26, 42 動物 調査地点 （魚類、底生 動物）	1次	調査地点は水の濁りの調査地点と同箇所を選定していると思われませんが、専門家ヒアリングに「地点の上流部等に適した環境があれば、調査地点から少し範囲を広げて調査を行うとよい。」とあることから、調査地点上流部の風力発電機設置検討範囲と重複または隣接している地点も調査地として選定を検討する必要があるのではないのでしょうか。	水質調査は調査地点のポイントで実施しますが、魚類・底生動物は代表地点を示しているものになりますので、現地の環境に応じて調査箇所は上流部に延長して数箇所です採捕・採集を実施することを考えています。
			2次	上流部に延長しての採捕・採集は代表地点から何m程度の範囲まで実施される想定でしょうか。	地点から100m程度の範囲は環境を見ながら採捕・採集箇所を決めることを考えていますが、現地の状況や風力発電機の具体的な設置箇所との関係を踏まえて、100m以上延長する場合もあると考えています。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-33	401 456 511	表6.2-11～ 13、36～3861 ～63 哺乳 類・鳥類の調 査地点の概要 及び設定根拠	1次	調査地点の設定根拠の妥当性が不明です。例えばTK-T11が、調査範囲のササ群落を代表する地点として設定されていますが、TK-T11は本区域のササ群落の端部に設定されており、当該群落を利用する哺乳類や昆虫類を十分に把握できるかは疑問が残ります。群落を代表とする地点として設定した調査地点について、なぜこれらの位置が代表する地点と考えられるのか、それぞれお示しください。また、地区内で広い面積を占める群落等については、同じ地区の複数地点で調査をすることが望ましいと考えますが、事業者の見解を伺います。	調査地点については、端部に設定している箇所もありますが、群落の中にトラップ等を設置する計画です。縮尺の関係でかなり端に設定されるように見えるかと思いますが、現地でも改めて群落の状況を確認した上で適切な地点を選定する予定です。各地点については、植生図と衛星写真により事前に各群落の範囲を確認し、現地踏査でその個所が当該の植生であることを確認した上でアクセス性を考慮して設定したものですので、各地点の設定根拠は全て共通で「各群落（各植生）内に位置するため」としか回答できません（各地点それぞれに回答としても、～群落内に位置するためとし記載できません）。同じ地区内で面積の広い群落については、例えば北里牧場地区の牧草地は2地点を選定しています。事業全体としては各群落等について概ね2～3地点を設定し、牧草地は全体で5地点を選定しており、本事業としては面積に応じた各群落の地点数は網羅できていると考えます。
			2次	①具体的な調査地点及び手法が適切かを見るのが方法書です。1次回答にある「群落の状況を確認した上で適切な地点を選定する」については、その結果を示すのが方法書であり、貴見解に従えば、改めて、方法書の縦覧に遡ってやり直す必要がありますが、認識を伺います。 ②群落の状況をどのように確認し、どのような要素を満たす地点を選定するのか、その選定スキームを具体的に示してください。 ③同じ群落内でも内部とエッジでは生物組成が異なることが想定されますので、内部に位置することだけを根拠にトラップ等を設置することは不適切であると思われます。また、「面積に応じた各群落の地点数は網羅できている」ことを示す科学的根拠（専門家の意見ではない）をご教示ください。 ④重要な群落や、複数の群落が複雑に分布する状況であれば、その分慎重な調査を行うべきであり、本事業は風車の設置位置が明確ではなく、直接変更が見込まれる範囲が不明であること、また「適切・最大限・安全側」の立場に立った計画であるならば、少なくとも変更の可能性のある地点は全て網羅するよう調査地点を設定する必要がありますと考えますが、事業者の見解を伺います。	①1次回答の通り、現地踏査で群落の状況を確認した上で地点を設定していますが、実際の調査時には改めて現地の状況を確認するという意味合いです。方法書に遡ってやり直す必要はないと考えます。 ②あまり複雑な選定スキームというものはありませんので簡潔に回答すると、事前に把握した植生図の群落の場所を実際に現地でも目視及び写真撮影により確認し、地点を選定するというものです。 ③群落内ではエッジではなく、エッジから離れた群落の内部にトラップを設置して調査を行います。「面積に応じた各群落の地点数は網羅できている」ことを示す科学的根拠については、当然そのような明確な根拠があれば図書の中に引用文献等としてお示ししますが、それを示すことが困難であるため、専門家の意見を伺い、網羅できているとの考えを示したものです。 ④哺乳類、鳥類の観点からすると、移動性があるため、必ずしも直接変更にのみ調査地点の設定ではなく、周辺の利用環境も含めた調査の観点でも必要と考えられます。ただし、ご指摘のように環境の嗜好性が強く、移動性のない希少種の巣やねぐらは慎重な調査が必要と考えていますので、現地調査の中でそのような種や環境がある場合には、専門家のご意見を聞きながら、追加の調査を検討し、「適切・最大限・安全側」での影響予測評価をできるように対応します。
			3次	①2次回答②について、目視及び写真撮影を行えば、「群落を代表とする地点」であることが分かるということでしょうか。判断基準もなく、ただ見るだけで、しかも調査（予定）地点をピンポイントで確認するだけで群落を代表する地点かどうか判断できると思われませんが、「群落を代表する」とはどういう状況を指しているのかご説明いただくと共に、なぜ調査地点で目視及び写真撮影を行えばこの地点が群落を代表するかわかるのか、ご教示願います。 ②1次回答で「植生図と衛星写真により事前に各群落の範囲を確認し、現地踏査でその個所が当該の植生であることを確認した上でアクセス性を考慮して設定した」「設定根拠は全て共通で「各群落（各植生）内に位置するため」としか回答できない。」と回答されているとおり、現時点の地点を設定するに際し「この地点が植生を代表するかどうか」という観点は含まれておりませんが、「代表とする地点として設置した」と図書に記載されているものに対し、なぜ代表としているのか質問（1次）し、代表とするかどうかの判断を一切行わずに地点を設定していたことから質問番号1-4の2次質問③において誤りがあると指摘したのですが、なぜ誤りがないと考えられるのか分かりませんので、以下の内容について順に回答願います。 （1）植生を代表する地点とは何か。 （2）「図書に記載された地点」は「植生を代表する地点」か。 （3-1）「植生を代表する地点」であるならば、それはなぜか。質問6-33と矛盾しない回答を記載願います。 （3-2）「植生を代表する地点」でないならば、なぜ誤りがないと考えられるのか。	①目視や写真撮影では、その群落であるかどうかを確認したのみになります。群落の代表であるかについては、特に調査地区内全体でどの場所が代表かを比較検証したわけではありませんが、目視した際に群落名とした樹種や草本種が優占している箇所であることを確認した上で地点として設定したことになります。逆を言えば、多くの種が混生した特異的な優占度の低い群落ではなく、優占度の高い群落であることが確認できたことを理由に設定したものです。 ②（1）凡例としてその群落名の種が優占した箇所であり、調査地域全体として特異的な立地条件（例えば地域全体でならぬ地形なのにその場所は急傾斜であるなど）ではないこと。 （2）（1）を踏まえて現時点で代表であると考えられる地点を設定していますが、現地調査までの期間に植生は変わる可能性はあるので、植生が変わってしまった場合は、代表地点にならない箇所が生じる可能性は否定できません。 （3-1）（1）のとおりその植生群落であり、群落名にした種が優占した箇所であることが理由です。 （3-2）2次質問③の回答のとおり、図面上ではエッジに見えるような箇所もありますが、実際の現地ではエッジではなく、群落の内部となっていることを確認しているため、誤りとは考えていません。（2）の回答のとおり、今後の植生変化（他事業の変更や伐採等）に応じて、植生を代表する地点でなくなった場合は、地点変更を行います。
追加 6-58	405 460 514	6) 植物	1次		
			2次	図書115ページでは、国指定天然記念物焼尻の自然林（苫前郡羽幌町大字焼尻字緑岡2番外）が確認されていますので、影響について専門家の助言等に基づき、適切かつ十分に行ってください。専門家から追加・補足的な調査を要請された場合は適切に実施してください。これらの調査等に基づいて科学的なデータを提示し、事業計画が文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取してください。事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議してください。	本事業では焼尻島の自然林は対象事業実施区域に含まない、かつ北海道本土から離れた離島に指定されている箇所であることから、専門家の意見を伺うまでもなく、影響が及ぶ可能性は現段階ではないと考えていますが、今後の現地調査により、文化財保護法の保存に及ぼす影響が想定される場合は、文化庁との協議についても検討します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-34	406 461 515	表6.2-16, 41, 66 植物に係る調査、予測及び評価の手法	1次	調査時点の積雪状況にも左右されると思いますが、それぞれの調査の春季・夏季・秋季は何月頃を想定しているのか、ご教示いただくことは可能でしょうか。	ご指摘のとおり、特に早春季や春季や冬季は積雪状況に応じた時期の設定が必要と考えています。各季節の調査月は目安として下記を考えていますが、調査実施年の気象条件も踏まえて詳細の時期を設定いたします。 ・春季：4月下旬～6月 ・夏季：7月～8月 ・秋季：9月～11月
			2次	①春季は春植物の確認が大事であると考えますが、6月では遅いのではないのでしょうか。また、秋季についても11月では遅すぎるとは思いませんか。改めて、春季及び秋季の調査月をお示しいただくとともに、1次回答から変更されない場合には、変更しないことが妥当である根拠をお示しください。 ②各現地調査の回ごとの努力量（○人×○班×○日、等）をご教示願います。また、調査地点1地点あたりの調査努力量（●回/日）もお示し願います。 ③上記②に回答した努力量で十分と判断した根拠をご教示願います。	①春季、秋季に幅を持たせているのは、当該年の気象条件に応じた設定が必要と考えていますので、やや長めの期間をご提示しています。具体的には春季は消雪時期との関係で、山間部では5月くらいまで残雪が残る可能性があることから、6月までを含めて回答しております。秋季については、ご指摘のとおり、11月では当該地域の植物調査としては遅いと考えられますので、9月～10月に訂正いたします。 ②努力量は現在の想定ではありますが、別添資料6-34に示します。 ③現時点で努力量が確実に十分である根拠を示すことは難しい状況であるものの、対象事業実施区域周辺の植物項目の状況を把握できるよう設定しております。なお、この方針については、専門家にも確認いただき同意いただいております。
			3次	2次質問③について、質問番号追加6-51に対する回答からは、専門家への説明は「方針」であり、具体的な調査内容は説明していないようですので、専門家の見解は当てはまらなかと考えます。専門家の意見に係らず、貴社としての判断根拠を伺います。	回答のとおり、努力量について十分であるという根拠を現段階で示すことは困難です。現地調査を実施して結果を見ないと判断が難しいと考えており、現地調査での結果から十分でなければ追加調査を実施し、十分な調査を実施します。
6-35	406 461 515	表6.2-17, 42, 67 植物に係る調査内容の詳細	1次	植生調査について、調査地域の各植生タイプにおいて、植生がよく発達している均質な場所に調査区を設定するところありますが、具体的な位置が示されていません。区域内の調査区をどのように設定するのか、具体的に説明願います。	現在入手している植生の情報としては、環境省植生図の古いデータで解像度も高くない状況ですので、具体的な位置は植生調査を進めながら、より現地の現状の植生を把握した上で、各植生区分を代表する箇所を調査区を設定するのかが、具体的に説明願います。
			2次	①具体的な調査地点及び手法が適切かを見るのが方法書です。1次回答にある「植生調査を進めながら、より現地の現状の植生を把握した上で、各植生区分を代表する箇所を調査区を設定する計画」については、その結果を示すのが方法書であり、貴見解に従えば、改めて方法書の縦覧に遡ってやり直すべきですが、認識を伺います。 ②調査区の設定過程が具体的ではありません。植生調査の現地踏査を行い、その結果を踏まえて群落組成調査の調査区を設定するということでしょうか。また、現地踏査の結果から、どのようなスキームで「各植生区分を代表する箇所」を判断するのか、判断スキームをお示しください。 なお、林床植生がかなり多様であることも想定され、同じ林冠構造でも異なる林床植生のところであれば調査区を設置すべきであることを踏まえてご回答ください。 ③質問2-6への1次回答で、「現地調査計画の検討においては、設置検討範囲を基とすることであっても、最大影響を把握する観点から、調査計画の検討は可能である」、「方法書では現時点で最大限広かつた風車設置検討範囲を示しており、最も安全側な調査計画としている」とありましたが、であれば、現在「最も安全側な調査計画」である調査地点を提示し、それに基づいて検討を行うべきと考えます。方法書として、方法書段階での調査計画を示していただく必要がありますので、事業者自身が設定している設置検討範囲に基づく最大影響を把握できるような「最も安全側な調査計画」をお示しください。	①植生調査と群落組成調査は同時並行で進めていくため、植生調査結果から新たに群落組成調査の計画を検討することは想定していません。現段階での古い植生図の情報で調査地点をお示しすることも可能ではありませんが、実際の現地調査で実施する地点に変更が生じてしまう可能性があります。 ②基本的な考えは①に示す通り、現在の植生の分布や区分を現地で確認し、その結果を踏まえて同時変更で群落組成調査も設定して調査を進めます。代表箇所は各植生のよく発達した均質な調査区となりますが、例えば林床構造が異なれば、群落区分も別にして、別の群落区分として調査区を設定することを考えています。 ③1次回答では、設置範囲をこれ以上広げないという意味で、現在の風車設置検討範囲を基にした計画が安全側と示したものです。調査地点数等について最も安全側とすると、際限なく設定はできてしまうので、その観点での最大限の安全側という意味合いで回答したものではありません。ご理解下さい。
			3次	①海岸近くの地形も多様な地域では、まとまりのある大きさの均質な群落が見つけられないことも有り得ると考えますが、そのような場合には、どのように調査を行うのかをご教示ください。 ②「現段階での古い植生図の情報で調査地点をお示しすることも可能」であるなら、お示し願います。「実際の現地調査で実施する地点に変更が生じてしまう」ことは植生調査に限らず、また本事業に限らず当然生じると考えますが、現在把握できる範囲の情報から事業者がどのように調査地点を選定していくのかを審議会において審議し、そこから地点が不足する恐れがないか、より注意を払って調査すべき地点がないか等を確認することができたはずですが、この事業の質疑において様々な観点から指摘していますが、方法書手続における事業者の認識が根本的に不足しています。	①まとまりのあるような面積規模ではない場合は、群落として記録しないことがよくありますが、特に群落として残すべきと考えられる海浜植生等があれば、規模が小さくても群落として記録し、群落組成調査を実施するようにします。 ②環境省の植生図が古いだけでなく、現地調査段階では環境省の植生図（1:25,000）よりも細かい、解像度の高い植生図（1:5,000程度）を作成していくことになり得ます。例えば、外来種は短期間で繁殖、拡大している箇所も多く、環境省の植生図には示されていない群落も多く確認される可能性が高く、小規模な①の回答の海浜植生等の群落は環境省の植生図ベースでは設定がされないことになり得ます。特に群落組成の調査地点は、どの箇所に地点を設定するかを植生の被度、群度、優占種等の状況に応じて、設定していく必要があると考えますので、現段階で調査地点を設定したとしても、大部分の地点がその通り行われなくなり、調査地点の設定は控えたいと考えています。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-36	408 463 517	7) 生態系	1次	3地区全てで上位性注目種にオジロワシ・典型性注目種にウグイスを想定して調査手法が計画されていますが、どういった観点からこれらの種が想定されたのですか、また、その他の候補も全て鳥類であり、またどの地区でも共通となっていますが、3地区それぞれで優占している群落も違っており、対象とするべき種について、より幅広く且つ区域毎に検討を行うべきと考えますが、事業者の見解を伺います。	現在入手している文献等での鳥類の情報から、生態系上位性・注目種を想定で選定していますが、実際には現地調査で鳥類相や生息数を把握した上で、各地区の環境に応じた注目種を選定していく予定です。必ずしもオジロワシ、ウグイスになるとは考えていませんが、現地調査前の想定種と言うことで選定しています。風力発電事業の影響を受けやすいという観点で鳥類に着目していますが、こちらも現地調査を実施した上で、哺乳類等のその他の分類群の種についても比較検討をした上で注目種を現地調査の早い段階で選定し、生態系として評価するための生息密度や餌量の調査を同時並行で進めていく予定です。
			2次	典型性注目種として想定されているウグイスについて、一夫多妻であることを踏まえて、生息密度をどのように予測・評価するのかをお示しください。あわせて、図書に示されている調査手法により、予測に十分な調査結果が得られることをお示しください。	一夫多妻であっても、調査ルートをゆっくりと移動し、調査時間を長めに取ることで、テリトリーを主張する鳴き声の分布は把握できるものと考えています。予測については、一夫多妻の生態に関わらず、調査ルート内の面積でのテリトリーの分布や数から調査範囲全体の面積に換算して、調査範囲全体のテリトリーの分布や密度を推定しますので、できるだけ各植生区分で複数の調査ルートを設定し、調査範囲全体の密度を正確に把握できる調査結果を得ることで、予測に十分なデータを取得します。
			3次	①2次質問で回答された調査手法からは、雌の密度は把握できません。雌の密度をどのように把握し、種としての密度をどのように把握されるのかについて、回答願います。 また、ウグイスでは密度と生息地の質を示すそのほかの重要指標（巣立ち雛数/密度や繁殖成績など）との正の相関関係が成り立たなくなる恐れが高くなるように思えます。そのため、こうした重要指標を把握するための調査手法も合わせて検討したうえで実施してください。 なお、再度の指摘になりますが、調査対象種が変わる場合には、それに応じて適切な調査手法も変わります。安易に同じ手法が適用出来ると考えず、都度十分な検討を行ったうえで、最適な調査手法を検討し採用してください。 ②2次回答の「調査ルートをゆっくりと移動し、調査時間を長めに取る」について、通常よりどの程度移動速度を下げ、調査時間を延長するのか、通常のテリトリーマッピング法の移動時間及び調査時間と比較できる形でお示しください。	①雌の密度の把握については、ご指摘の内容も参考とし、同じルートでの複数回の調査等により、可能な限り分布を把握できるように調査を実施するようにします。現計画では、事業による生息場の直接改変の影響について予測評価を行うことを考えていますが、巣立ち雛数や繁殖成績についても、騒音等の間接的な影響を確認するための事業実施前の基盤データとしては重要となりますので、ご指摘を踏まえて可能な限り把握できるように調査を実施します。調査対象種についても、ウグイスを想定していますが、他種の場合には対象種の生態に応じた手法を検討します。 ②テリトリーマッピング法について、通常の調査時間が示されたマニュアル等がないため、比較をお示しする資料がない状況なので、定性的な表現となってしまっており申し訳ありません。調査時間、移動速度は対象とするルートの環境（樹林内、林道、舗装路等）によっても異なるので、一概にお示しすることは難しい状況です。舗装路や林道であれば、平均的な人の歩行速度の4~5km/hとすると1/3~1/2程度の速度で、樹林内では更に1/4~1/3程度の速度を想定します。調査時間のほかに同一ルートでの複数回（複数日）の調査を行うことで、調査精度を高めたいと考えています。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-37	408 409 463 464 517 518	表6. 2-18生態系に係る調査、予測及び評価の手法	1次	<p>注目種を上位性、典型性ともに「想定」として1種ずつを挙げて調査内容を示しているが、挙げた種と異なる種を調査対象とした場合、調査内容が示されていないので審査のしようがないが、どのように考えているのか伺う。</p>	<p>詳細な現地調査を実施する前の段階なので、想定するしかない状況で、現段階では想定種に対する調査内容が妥当かを審査いただくことになるかと考えていますが、基本的な考え方は他種であっても大きく変わらないと考えますので、調査内容は選定した注目種に応じた調査内容を実施するということになるかと考えます。</p>
			2次	<p>①上位性・典型性種の選定が適切であり、また、選定種に対して適切な調査が行われる計画であるかを見るのが方法書です。1次回答における「調査内容は選定した注目種に応じた調査内容を実施する」については、貴見解に従えば、注目種を選定し、調査内容を決定した後方法書の縦覧に遡ってやり直すべきですが、認識を伺います。</p> <p>②上位性・典型性種の選定の仕方について、具体的にお示しください。「現地調査に基づいて」のような曖昧な回答ではなく、どのような過程を経てどのような種を選ぶのか具体的にお示しください。そうすることで、可能性のある種また共通する特性を持つ機能群を絞り込むことが出来た場合については、それぞれについて調査内容についてお示しください。</p> <p>③現在の想定種が変わった場合には調査手法の妥当性が審議されないまま進むことになると考えられます。その場合、準備書段階で調査が十分でなかったと指摘される可能性が高くなりますが、それでも良いということでしょうか。事業者の見解をお示しください。</p> <p>④本質問では調査内容、つまり調査の手法、地点、時期及び回数等を問題にしているものであり、「選定した注目種に応じた調査内容」が必要と認識されているとおり、対象種が変われば、これらは都度検討が必要なものであると考えます。1次回答における「基本的な考え方」とは、どのような考え方を明瞭にした上で、「環境影響評価を行う方法」について記載されるべき方法書において、「基本的な考え方」が共通であれば、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全上の見地からの意見を求めるために十分な内容が記載されていると判断される根拠をお示しください。</p>	<p>①これまでのアセスメント手続きにおいて、他事業で本事業と同様に想定種を方法書で示し、その後注目種を変更された事例は沢山あると思いますが、方法書の縦覧に遡っている事例はないと認識しており、次の手続きの準備書で見直しした内容を審査していただいていることがほとんどかと思えます。注目種や調査方法、予測方法については方法書で提示しておりますが、1次回答では現地調査を進める中で適切に見直しを行うことについて回答したものです。</p> <p>②上位性・典型性種の選定については、「自然環境のアセスメント技術（Ⅰ）～生態系・自然との触れ合い分野のスコーピングの進め方～」（2000年3月、環境庁環境影響評価課編）、影響評価課編「自然環境アセスメント技術（Ⅱ）～生態系・自然との触れ合い分野の調査・予測の進め方～」（2000年9月環境庁環境影響評価課編）、「自然環境のアセスメント技術（Ⅲ）～生態系・自然との触れ合い分野の環境保全措置・評価・事後調査の進め方～」（2001年10月、環境庁環境影響評価課編）、「環境アセスメント技術ガイド生態系」（2002年10月、生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会編）、「環境アセスメント技術ガイド～生物の多様性・自然との触れ合い～」一般社団法人日本環境アセスメント協会発行（2017年3月、環境省総合環境政策局環境影響評価課監修・環境影響評価技術手法に関する検討会編集）等の図書に記載の方法を参考とし、現地調査結果を分析し、選定します。上位性種については生態系を形成する生物群集において栄養段階の上位に位置する種として、生態系の攪乱や環境変動などの影響を受けやすい猛禽類を対象として想定しており、特に風力発電事業の影響を受けやすく、当該地域で繁殖を行っているオジロワシを本方法書では選定していますが、対象事業実施区域周辺での繁殖等の利用状況を現地調査で把握した上で、他の猛禽類等（例えばクマタカ、チュウヒ、オオタカ、ミサゴ、ハチクマ、エゾフクロウ等）が確認されれば、上位性の観点から注目種としての適性をオジロワシと比較検討して、より上位性にふさわしい種を選定します。典型性種については、生態系の中で重要な機能的役割をもつ種とし、特に個体数が多い、広く分布している等の観点から、現地調査結果を基に選定します。特に風力発電事業の影響を受けやすい鳥類を対象として、本方法書では生息個体数からウグイスを選定していますが、他にも草地に多く生息するヒバリやノビタキ、樹林に生息するアオジやセンダイムシクイ等の候補は考えられるため、現地調査結果から見直しを行う可能性があり、典型性の注目種にふさわしい種を選定します。</p> <p>③想定種が変われば当然餌内容等が変わるので、採餌環境等の調査方法は餌となる動植物種によって変わることになり、調査方法についても見直しを行う可能性があります。準備書段階で調査が十分でなかったと指摘されないように、注目種の変更に応じた調査方法については、適宜専門家に意見を伺った上で、適切で十分な調査を行い、次の手続きの準備書段階で調査結果や影響予測評価結果を提示できるように進めます。</p> <p>④1次回答に記載した基本的な考えは、②の参考図書にも示されている生態系の調査、予測評価を行う上での観点や手順等になります。例えば、③の回答のとおり、上位性の対象種が変われば餌内容も変わり調査方法も変わることになりますが、餌動物の調査を実施し、採餌環境の分布・資源量について予測・評価するという調査や予測評価を行うという観点は変わらないということをお答えしました。また、同様に上位性注目種の餌動物が何かを文献から調べ、その餌動物の生息分布や生息数を調査で把握できる調査手法を選定するという手順は変わらないということをお答えしたものです。③の回答のとおり、注目種の対象を変える場合は調査手法を見直すことになるので、適宜専門家に意見を伺った上で、調査結果や予測評価結果を準備書でお示しします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-37	408 409 463 464 517 518	表6. 2-18生態系に係る調査、予測及び評価の手法	3次	<p>①5. 調査期間等において、オジロワシ生息状況の定点観察法による調査は、「月1回（2営巣期の調査）」と記載されていますが、392ページ等の動物に係る現地調査では、希少猛禽類の定点観察は「月1回（2営巣期の調査、計20回）」と記載されています。図書の記載からは、生態系の調査は営巣期にのみ行うと解されますが、オジロワシのつがいの多くは営巣地の周辺で周年生息することから、餌と考えられる動物の調査と同様に、2営巣期だけでなく、周年を通じた行動や餌環境利用の調査を行う必要はないでしょうか。事業者の見解をお示ください。</p> <p>②オジロワシの餌資源に関する調査について、魚類及び水鳥の調査は、3回（春季、夏季、秋季）とされていますが、冬季に実施しないことを妥当と判断された根拠をお示ください。</p> <p>③冬季は、餌資源としてエゾシカの調査を実施するとされていますが、留鳥のオジロワシと、渡りで渡来したオジロワシ及びオオワシが同所的に生息する季節であることを踏まえ、餌資源の調査結果をオジロワシへの影響に係る予測・評価にどのように反映されるのかをご教示ください。</p> <p>④餌資源としてエゾシカの調査につきまして、オジロワシの実際の餌は稀に幼獣をハンティングする以外はエゾシカの死骸である一方、調査対象は生体数とされています。餌資源量として算出が可能のように、生体個体数と死骸数との対応関係についても解析される予定であるかお伺いします。</p> <p>⑤オジロワシ生息状況の調査期間について、①において営巣期のみ実施すると回答された場合は、餌資源の季節別調査結果をオジロワシへの影響に係る予測・評価にどのように反映されるのかをご教示ください。</p> <p>⑥「基本的な考え方」として、「採餌環境の分布・資源量について予測・評価」、「餌動物の生息分布や生息数を調査で把握」するとありますが、これが基本的で共通であるとするのは正しいのでしょうか。採餌環境の分布・資源量（もしくは餌の分布・生息数）よりも、営巣可能な環境や、地形等の方がより強く生息条件を規定している種は想定されないということでしょうか。</p>	<p>①2営巣期を含む月1回の調査となります。具体的には、1月～翌年8月までの月1回の調査で、20回となりますので、周年の調査を実施しています。</p> <p>②魚類及び水鳥については、対象となる河川は冬季の12月～3月に結氷するので冬季を対象外としています。</p> <p>③餌資源としてのエゾシカの調査では、足跡や糞等の痕跡または直接個体確認により冬季の生息分布や個体数を把握します。留鳥や渡り鳥に関わらずオジロワシ、オオワシがよく利用する箇所を冬季の餌場として図面上に整理し、風車の近くにバードストライクが発生するような餌場があるかどうかを含めて、予測・評価を実施する方針です。</p> <p>④死骸についても調査で確認されたものは記録しますので、確認位置や死骸数についても結果として整理します。ご指摘の通り、冬季の主な餌となるのはエゾシカの死骸になるかと思っておりますので、死骸の確認箇所に注意して解析等を行いますが、死骸の発生はハンターの処理を行う場所によることから死骸発生箇所の予測は難しいと考えられ、死骸数が多い場所はエゾシカが一概に好んで生息する場所とは言えないと考えます。従って、確認された死骸はハンターが人為的に運んだものなのかを現地で確認した上で慎重に判断し、生体個体数の多い場所と死骸数の多い場所の分布が同じなのか異なるのかに着目して影響予測を行いたいと考えています。</p> <p>⑤①の回答のとおり、周年で調査を実施します。</p> <p>⑥回答が説明不足で申し訳ありませんが、営巣可能な環境や地形については、方法書のP411, 412ほかの生態系の調査及び予測フローや調査内容の詳細に記載したとおり、対象種の生息状況の調査として、対象つがいの繁殖状況、営巣地、行動圏の調査と合わせて確認し、予測評価を行うこととなります。これは対象種によって、調査手法が変わるものではないと考えており、二次回答は調査対象種によって手法が変わるものの例示として記載したのになります。</p>
6-38	409 464 518	表6. 2-18, 43, 68 生態系に係る調査、予測及び評価の手法	1次  2次	<p>5. 調査期間等について、調査時点の積雪状況にも左右されると思いますが、それぞれの調査の春季・夏季・秋季・冬季は何月頃を想定しているのか、ご教示いただくことは可能でしょうか。</p> <p>①各現地調査の回ごとの努力量（○人×○班×○日、等）をご教示願います。また、調査地点1地点あたりの調査努力量（●回/日）もお示し願います。 ②上記①に回答した努力量で十分と判断した根拠をご教示願います。</p>	<p>ご指摘のとおり、特に早春季や春季や冬季は積雪状況に応じた時期の設定が必要と考えています。各季節の調査月は目安として下記を考えていますが、調査実施年の気象条件も踏まえて詳細の時期を設定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・春季：4月～6月</li> <li>・夏季：7月～8月</li> <li>・秋季：9月～11月</li> <li>・冬季：12月～3月</li> </ul> <p>①努力量は現在の想定ではありますが、別添資料6-38に示します。 ②現時点で努力量が確実に十分である根拠を示すことは難しい状況であるものの、対象事業実施区域周辺の生態系に関する項目の状況を把握できるよう設定しております。十分であるかは調査結果を踏まえたデータの充足度から判断するものと考えており、現地調査結果に応じて、データ量が不足するようであれば、専門家の意見を踏まえて追加調査等を実施し、十分なデータを用いて予測評価を実施します。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 6-59	414 469 523	表6.2- 20,45,70 景 観に係る調 査、予測及び 評価の手法	1次		
			2次	2. 調査の基本的な手法の2)景観資源の状況において、「関連する文献及びその他の資料の収集及び整理を行う。」とされていますが、現段階で把握している主要な景観資源 (P127-130) を確認した出典資料以外に関連する文献及びその他の資料の収集は、どのように行うことを想定されているのか、ご教示ください。	関係町村へのヒアリングやヒアリング時に新規文献等の有無を確認することを想定しています。
			3次	対象事業実施区域周辺には、利尻礼文サロベツ国立公園、暑寒別天売焼尻国立公園、朱鞠内道立自然公園があることから、公園管理者にもヒアリングすることが望ましいと考えますが、事業者の見解をお示しください。	暑寒別天売焼尻国立公園、朱鞠内道立自然公園は主要な眺望点から15km以上離れている (P196) ことからヒアリングは不要と考えています。また、利尻礼文サロベツ国立公園については景観に影響があると想定される主要な眺望点の眺望方向が当該自然公園の方向であることからすでに影響予測の対象となっており、追加のヒアリングは不要と考えています。
6-39	415 470 524	表6.2- 20,45,70 景 観に係る調 査、予測及び 評価の手法	1次	5. 調査期間等について、現地調査の期間を「適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯」としていますが、調査期間等が適切か判断できないため、具体的な期間、時期及び時間帯をご教示願います。	原則として夏季 (7-8月) の日中の晴天時に眺望方向が逆光とならない時間帯を想定しています。ただし、天塩町町民スキー場については利用者が最大となる冬季 (12-3月)、金浦原生花園はエゾカンゾウがピークとなる6-7月を対象とします。
			2次	①夏季以外においても日中の晴天時と解してよしかつたでしょうか。異なる場合は、具体的な内容及びその調査期間等の妥当性についてお示しください。 ②「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン (環境省, 2011)」には「モニタージュは四季を通じて撮影した写真で複数点作成することが望ましい。特に積雪地で、積雪期も利用がある場合は、積雪期の状態でのモニタージュ作成も行うことが望ましい。」とあることから、1次質問の回答にある眺望点特有の景観が創出される季節の他に、四季を通じて調査することが必要と考えますが、1次回答で示された調査期間を妥当とする根拠をお示しください。	①基本的にどの時期においても日中の晴天時を想定しています。ただし、日本海に沈む夕日を景観資源としている地点については、施設は逆光となるものの、夕日についても対象とします。 ②対象地区では紅葉等の情報も少なく、春から秋にかけての景観変化が比較的少ないと考えられたことから、代表的な時期として夏季を選定しています。また、対象地区は特別豪雪地帯であり、ほとんどの調査地点が積雪期には利用がないと考えられることから天塩町町民スキー場以外は冬季を調査対象外としています。
			3次	2次回答②で「紅葉等の情報も少なく」とあります。観光としての利用は少ないかもしれませんが、日常生活で地域住民が眺望を利用すること、転葉・落葉により基調をなす色彩が大きく変化すること、風力発電機の見えの程度が大きく変化する可能性を考慮すると、「景観変化が比較的少ないと考えられた」と貴社の予想を理由に秋季調査を選定しないことは過小評価に繋がらないでしょうか。同じく冬季についても「ほとんどの調査地点が積雪期には利用がないと考えられる」ことを理由にスキー場以外の冬季調査を対象外としていますが、こちらも秋季同様の理由で過小評価に繋がらないか、事業者の見解を示した上で、調査対象とするかどうかをお示しください。なお、調査対象としない場合は、それが妥当である科学的根拠を示した回答としてください。	対象となる環境資源のうち、自然景観資源として挙げているものは主に地形に関わるものであり、植生等の季節変化にはあまり左右されないものです。また、地域の良好な自然環境として選定した景観資源についても神社や天文台などの施設であり、金浦原生花園や海水浴場などを除き、季節変化の影響は少ないと判断しました。ちなみに金浦原生花園の見どころはエゾカンゾウ、インツツジ、ヒオウギアヤメの花であり花期は6~8月であり、他の季節では周辺と大きな違いはありません。周辺の海水浴場は7~8月が利用期間のため金浦原生花園とともに、対象期間を夏季としています。冬季も開業している施設については準備書段階で季節別の利用状況を確認し、冬季にも不特定多数の利用が一定量あると判断された場合には対象に設定します。なお、日常的な景観については、自治体へのヒアリングを踏まえ、予測実施時期を調整します。冬季の調査については、選定した眺望点のうち、天塩川河川公園や遠別川河川公園は冬季に閉鎖されている他、通年営業している道の駅なども冬季には営業時間が短縮されるなど、冬季の利用頻度が少なく、スキー場以外は不特定多数の利用と言い難いと考え、冬季を対象外としました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-40	415 470 524	表6.2- 20.45.70 景 観に係る調 査、予測及び 評価の手法	1次	<p>6. 予測の基本的な手法について、</p> <p>①配慮書段階では、アンケートやヒアリングに関する質問に対し、「『眺望点・人と自然との触れ合いの活動の場』の利用状況等を踏まえるにあたり、利用者に対してアンケート・ヒアリング調査を行い、地域や利用者の意見を反映した予測評価・計画にすることを検討します。」と回答がりましたが、コンピューターグラフィックス等を用いて作成した予測資料を、眺望点や人と自然との触れ合いの活動の場の利用者に対してアンケート・ヒアリング調査を行い、地域や利用者の意見を反映した予測・評価を実施する必要はないでしょうか。</p> <p>②他事業との累積的な影響の予測については、他事業の実施内容等が明らかとなった場合において、必要性を検討の上実施とありますが、ここでいう「必要性」について具体的に説明願います。</p>	<p>①現地調査においては、利用者の現状を把握するために管理者等へのヒアリングなどを行いますが、その一環として利用者の状況が十分に把握できない場合には利用者数のカウント等を必要に応じて実施します。ただし、方法書段階ではフォトモンタージュの作成や予測評価が未実施のため、今後のフォトモンタージュの結果や予測評価の結果を踏まえて、改めて風車の配置を検討する予定です。</p> <p>②他事業の風車位置が本事業の眺望点からの視野内で本事業と同等以上の割合を占めることが確認できた際に、累積的な影響として予測評価対象とすることを検討します。</p>
			2次	<p>①主要な眺望点からの眺望に配慮した位置・配置となるように、地域との合意形成を図ることは重要であると考えますが、1次回答①における「管理者等」の「等」には、地域住民や利用者が含まれると解してよろしかったでしょうか。</p> <p>また、地域との合意形成に向け、ヒアリング結果を予測・評価においてどのように活用されるのかをお示ください。</p> <p>②1次回答②において、「本事業と同等以上の割合を占めることが確認できた際に、予測評価対象とすることを検討」するとされていますが、本事業と同等以上の割合を占めるかどうかの確認は、予測の段階で行われるものであり、準備書において予測評価結果として示すことが適切ではないでしょうか。改めて、事業者の見解をお示ください。</p> <p>③対象事業実施区域周辺には、利尻礼文サロベツ国立公園、暑寒別天売焼尻国立公園、朱鞠内道立自然公園があることから、自然環境や景観に対する重大な影響が懸念される。</p> <p>このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>①管理者等の「等」に対しては、地点にもよりますが地域住民や利用者を含む場合も想定しています。また、ヒアリング結果においては、景観や利用への影響の有無の評価に用いることも検討します。</p> <p>②現地調査時に主要な眺望点からの写真撮影を行うことから、予測評価の着手前に、おおまかな影響の概要を把握できると考えられます。また、建設前の段階のものについては公開資料や当該事業者への情報提供依頼により、概要を把握できるものと考えています。</p> <p>③風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減します。</p>
			3次	<p>1次及び2次回答②より、他事業との累積的な影響の予測については、準備書において予測評価結果として示すことができるといえることでしょうか。</p>	<p>既設の事業については、現地調査時に背景として映り込むため、累積的影響の予測を準備書で示すことが可能です。</p> <p>計画段階の他事業では施設規模や施設配置が入手可能（公開済み）されているという前提条件下にはなりますがフォトモンタージュ作成時に他事業の風車計画を踏まえた予測を準備書に反映することも想定しています。</p>



番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 6-60	416	図6.2-15 景観調査地点 (主要な眺望点)	1次		
			2次	垂直見込み角1度の範囲の北側には、幌延町が含まれるのではないのでしょうか。幌延町を関係地域としていない理由及びその妥当性について事業者の見解をご教示願います。	幌延町については、配慮書当時の事業実施想定区域の北側を大きく削減したことにより、環境影響が及び想定される範囲(「景観対策ガイドライン(案)」(UHV送電特別委員会環境部会立地分科会1981年)において「景観的にほとんど気にならない」とされる視野角1度を下回る距離)が風力発電機の最大高を210mと想定したところ、対象事業実施区域から12kmの範囲となりました。この範囲に含まれる幌延町は天塩川河口部のごく一部のみであり、主要な眺望点が存在しないことから、関係自治体から除外したものです。 なお、幌延町とは関係自治体の除外について協議は行っておりませんが、方法書縦覧後に関係自治体からの除外及び身近な眺望点についての問い合わせは来ておりません。
			3次	①2次回答において、幌延町には主要な眺望点が存在しないとされていますが、図書P417において主要な眺望点と設定されている天塩川河口大橋は、天塩町と幌延町の町境に架かることを踏まえ、幌延町には主要な眺望点が存在しないとすることが妥当である根拠をお示しください。 また、図書P129では、天塩川河口大橋から風車設置位置方向にも景観資源があるとされていますので、眺望方向を利尻山方向のみとすることが妥当である根拠をお示しください。 ②2次回答において、身近な眺望点についての問い合わせは来ていないとされていますが、方法書作成に当たって、身近な眺望点がないことをどのように確認されたのかをご教示ください。また、本方法書は、幌延町内に縦覧場所は設置されておらず、また、幌延町内での説明会も実施されていませんが、幌延町在住の方に本事業計画を十分に周知した上で、身近な眺望点(地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所のうち、発電所を望むことができる場所)についての問い合わせがないと言えるのか、事業者の見解をお示しください。	①天塩川河口大橋は天塩町と幌延町の境に架かっていますが、最北端の風力発電機設置検討範囲から橋までの距離については東側の天塩町側の方が短いことから、天塩町の眺望点として設定することが適切と考えました。 また、方法書p129では天塩川河口大橋から風力発電機設置検討範囲方向(南方向)に景観資源として天塩厳島神社、浜更岸一天塩川東岸が存在すると記載されていますが、天塩厳島神社については天塩川河口大橋からは手前の海岸林及び寺林に遮蔽されてほとんど視認できないこと、浜更岸一天塩川東岸については当該地域に広く分布する砂丘であり天塩川河口大橋からの眺望に限定されるものではないことから、主要な眺望方向は利尻山方向とするのが適切であると考えます。しかしながら、ご指摘をふまえて、河口大橋から浜更岸一天塩川東岸を望む方向の調査・予測・評価についても追加を検討したいと思います。 ②垂直見込み角1度以上となる幌延町の範囲については、天塩川右岸の河口域にオロロンラインが南北に通っている状況であり、公園や展望台等の立ち止まるスポットがないことを確認しました。また、幌延町に事業実施想定区域が近接していた配慮書時点の幌延町長意見においても、特定の眺望点に言及する内容はありませんでした。 なお、本方法書は配慮書から事業区域を大きく変更していますが、幌延町に近い北側のエリアを大きく削減する方向の計画変更であり、幌延町に対する景観の影響は低減する方向の計画変更であると考えます。 以上の点及び2次回答でも回答しました理由から幌延町は関係地域としていないため、縦覧及び住民説明会も実施しておりません。
追加 6-61	416 417 471 472 525 526	図6.2-15, 31, 70 景観調査地点 (主要な眺望点) 表6.2-21, 46, 71 景観調査地点の概要及び設定根拠	1次	①金浦原生花園の眺望方向を西側としていますが、木道上からの眺望方向によっては全方位が眺望方向になり得るため、町のガイドラインも踏まえ、眺望方向の妥当性についてもヒアリングが必要ではないでしょうか。 ②その他主要な眺望点についても、表に記載されている概要において、「日本海」等の眺望範囲が広いと考えられる状況が確認されていることから、主要な眺望方向をより広くとる必要はないか、地域住民や利用者、関係町村にヒアリングの上、決定すべきと考えますが、事業者の見解をお示しください。 ③身近な視点場については、主要な眺望方向が示されていませんが、風車を含む景観について必ず予測評価する(準備書において、主要な眺望方向に風車がないことを理由に予測評価しないということは生じない)ものとして地点設定されていると解してよろしかったでしょうか。また、眺望方向が一方のみで良いかについては、地域住民や関係町村にヒアリングの上、決定すべきと考えますが、事業者の見解をお示しください。 ④金浦原生花園は、風力発電機設置検討範囲内にあることから、設定根拠に「直接的変容を受ける景観資源である」旨も記載する必要はないでしょうか。事業者の見解をお示しください。 ⑤417ページと472ページ、526ページに記載のあるE-LM1地点は、名称が統一されていません。また、472ページに記載のあるE-LM2地点は、526ページではS-LM2地点と記載されています。さらに、471ページの図にある遠別町生涯学習センターは472ページの表に記載されていません。調査地点が適切に設定されているとは判断されませんが、事業者の見解をお示しただくとともに、適切に調査・予測・評価するためにどのような改善をされるのかをお示しください。	①金浦原生花園からの景観資源は主に利尻富士との対比であることから、西側方向のみを対象としています。別途、遠別町への追加ヒアリングにより他の方向の必要性についても検討します。 ②主要な眺望点から景観資源となる利尻富士方面の景観には、雄大な日本海の眺望も含まれると考えられることから、方向については現状でよいと考えています。ただし、撮影写真はパノラマのように横方向に広がりがあるものとするなど、雄大な日本海を評価できるものとしていきます。 ③身近な視点場からの景観については眺望点との関係より日常風景に対する影響を検討することを想定しているため、風車に対する景観を予測することを想定しています。なお、複数方向に風車がみられる場合には、原則として主要な方向を予測評価の対象としますが、複数方向の対象についても必要に応じて検討します。 ④当初は金浦原生花園が直接改変の可能性があると想定していましたが、その後の設計検討により、改変区域からは除外することになりました。このため、特に追記は行わないことを考えています。 ⑤準備書においてご指摘部分を別添追加6-61に示す通り以下について修正いたします P472: TK-LM4 北更岸町内会館 天塩町のご意見を参考に不特定多数が利用する場所として選定した。⇒E-LM1 遠別町生涯学習センター 遠別町のご意見を参考に不特定多数が利用する場所として選定した。 P472 E-LM1 ⇒ S-LM1 P472 E-LM2 ⇒ S-LM2 なお、改善対応については1-4に記載した手法により、誤記等が発生しないように改善するものとします

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-41	417 526	表6.2-21, 71 景観調査地点 の概要及び設 定根拠	1次	景観資源に対しても予測・評価を行うのであれば、景観資源であり、重要な地形でもある「浜更岸-天塩川東岸」、「豊岬段丘」を調査地点に追加する必要はないでしょうか。	本方法書では「文化財保護法」及び「日本の地形レッドデータブック第2集-保存すべき地形-」に指定されるものを重要地形として定義しており、「浜更岸-天塩川東岸」及び「豊岬段丘」は、「自然環境保全基礎調査」に記載されているものですが、本文献は、重要度に関する記載がなく重要度を判定するものでないため参考までに整理させていただきます。
			2次	「浜更岸-天塩川東岸」及び「豊岬段丘」は、第3章において主要な景観資源とされており、対象事業実施区域に含まれるとされており、直接改変を受けることに対する調査、予測及び評価が必要ではないでしょうか。改めて事業者の見解をお示しください。	「浜更岸-天塩川東岸」及び「豊岬段丘」はある程度まとまった範囲の地形として位置付けられています。風車の設置に対する直接改変は地形変化を与えるような規模ではないため、現地調査は不要と考えています。なお、予測については、風車の設置による改変割合で判断するものとし、その結果、景観に対する影響が多大と判断された場合には評価対象とすることを検討します。
			3次	①調査・予測の対象とし、準備書に記載されると解してよろしかったでしょうか。 ②調査・予測を実施し、影響が多大と判断されなかった場合には評価対象としないとのことですが、影響が多大と判断されないことを評価結果として示さないのでしょうか。調査・予測を実施した上で評価結果は示さないことを妥当とする根拠をお示しください。	①調査・予測の対象とします。 ②「浜更岸-天塩川東岸」及び「豊岬段丘」はある程度まとまった範囲の地形として位置付けられています。風車の設置に対する直接改変は地形変化を与えるような規模ではないため、現地調査は不要と考えています。なお、予測については、準備書段階で風車の設置による改変割合で予測評価を実施し、景観に対する影響が多大と判断された場合には評価対象保全対策を検討します。
6-42	418 473 527	表6.2-22, 47, 72 人と自然との触れ合いの活動の場に 係る調査、予測及び評価の手法	1次	5. 調査期間等について、地点の特性やアクセスルートを勘案した適切な季節としていますが、「適切な季節」とは何月頃を想定しているのでしょうか。	原則として夏季（7-8月）を想定しています。ただし、金浦原生花園はエゾカンゾウがピークとなる6-7月を対象とします。
			2次	本調査地点を主要な眺望点から選定したとされていますが、なぜ眺望点から選出したのでしょうか。本項目では、人と自然との触れ合いの活動ができるキャンプ場、海水浴場、公園、登山道、遊歩道等の調査が必要と思われませんが、そうしなかった理由をご教示願います。	P418、表6.2-22、P473、表6.2-47、P527、表6.2-72の4. 調査地点の記載に「第4章に示す主要な眺望点のうち～」としていましたが、「第4章に示す主要な人と自然との触れ合いの活動の場のうち～」に修正します。
6-43	420	図6.2-16 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点	1次	①対象事業実施区域から10km以内に存在する地点を選定したとしていますが、天塩川のカヌー下りは選定する必要はないでしょうか。 ②調査範囲外ではありますが、大型資材の輸送経路と隣接しているため、北緯45度モニュメントについても選定し、予測・評価する必要はないでしょうか。	①本事業では河川域の改変は行わないため、天塩川のカヌー下りは選定する必要はないと考えています。 ②大型資材とは風車のタワー、ブレード等の大型トレーラーで運搬する資材のことですが、これらの資材運搬は低速での運搬になることから、交通への障害を考慮して通常は深夜に運搬します。そのため、昼間の景観ポイントとなる北緯45度モニュメントについては選定は不要と考えています。
			2次	①1次回答の①について、河川域の改変は行われなため、選定の必要はないとのことですが、利用者がカヌーからの景色を利用する可能性があります。それを踏まえ、選定する必要はないでしょうか。 ②1次回答の②について、大型資材を深夜に運搬することから選定不要とされていますが、質問2-15に対する1次回答で示された別添資料からは、工事資材運搬車両の走行経路とも隣接していると判断されます。当該別添資料からは、北緯45度モニュメント以外にも、名山台展望公園、パンケ沼園地、幌延ビジターセンター、ふるさとの森森林公園キャンプ場及びトナカイ観光牧場もアクセスルートが重複することによる影響が懸念されますので、改めて、調査地点として選定する必要がないか、事業者の見解をお示しください。 ③調査地点の設定根拠について、アクセスルート上であるため、工事用資材等の搬入による影響が生じる可能性があるのは理解できますが、地形改変及び施設存在により影響が生じる可能性があるとしているのは、どの地点においてどのような影響を想定しているのかをお示しください。	①カヌー下りのルートの大半は視野角1度以下となる範囲であり景観への影響はほとんどないと考えられることから、景観に基づくカヌー下りへの影響はないと考えられます。このためカヌー下りは調査地点に選定しないものとしています。 ②工事資材運搬車両の走行経路や数量が未定のため、現時点では追加の調査は考えていません。計画の熟度があり、具体的な走行経路や数量がある程度確定した段階で追加調査地点の精査を行い、現状より走行車両が大幅に増加することが想定されるような場合には、必要に応じて地点の追加等を検討します。 ③当初は金浦原生花園が直接改変の可能性があると想定していましたが、その後の設計検討により、改変を行わない方針で進めていることから、直接改変の対象は現計画では存在していません。
			3次	①2次回答②における「現状より走行車両が大幅に増加」及び「必要に応じて」とは、具体的にどのような状況を指すのかをそれぞれご教示ください。 ②質問番号6-19の1次回答及び2次回答の②からは、隣接する工事資材運搬車両の走行経路も「一般車両台数に比べ、工事用資材等の搬入に用いる自動車の割合が大きいルート」に該当することから、数量が未定であっても調査・予測・評価の対象とする必要はないでしょうか。4つの発電所を同一工期で施工する計画であることも踏まえ、改めて事業者の見解をお示しください。	①現状の道路のキャパシティを超えて渋滞等の発生が増加する場合を想定しています。このため、単純に走行車両が増加したが渋滞が発生しないような場合には追加調査は行わないものとします。 ②6-19三次回答②のとおり、現時点での走行計画において、幌延町内について想定される工事用車両の台数が上回らないと考えられるため、幌延町内の沿道においては調査地点を設定しませんでした。なお、具体的な走行経路や数量がある程度確定した段階で追加調査地点の精査を行い、「全国道路・街路交通情勢調査」で把握されている各路線の交通量よりも走行車両が大幅に増加することが想定されるような場合には、必要に応じて地点の追加等を検討します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-44	422 477 531	表6. 2-24, 49, 74 産業廃棄物に係る調査、予測及び評価の手法	1次	1. 予測の基本的な手法において、「発生量、有効利用量及び最終処分量を工事計画等に基づいて予測する。」とされていますが、発電所に係る環境影響評価の手引では、「発生量に加えて最終処分量、再生利用量、中間処理量等の把握を通じた調査、予測を行う。」とされています。中間処理量の予測は不要と判断された理由をご教示ください。	記載にあたっては、中間処理も含めるものと想定していましたが、文章中からは読み取れないのご指摘を踏まえ、中間処理量についても文章に追記します。
追加 6-62	451 456	調査地点の設定根拠(哺乳類)	1次 2次	質問6-33の1次回答において、「現地で改めて群落の状況を確認した上で、適切な地点を選定する予定」とされているが、現時点で設定されている地点は、各地点の環境(植生)を代表する地点として大いに疑問がある。E-T1は落葉広葉樹林を代表とする地点とのことだが針葉樹林と接した場所、E-T2はヤナギ低木群落とのことだが現存植生図(P102)ではハンノキ群落、E-T3は耕作放棄地を代表とする地点とのことだが当該植生の範囲は極めて狭いこと、E-T4はササ群落、E-T5は砂丘植生とのことだが図からは当該植生とはなっていない、E-T9は針葉混交林を代表する地点とのことだがササ群落が近く分布していること、E-T10は針葉樹林を代表する地点とのことだが針葉樹林及び落葉広葉樹林と接していること、などから、改めて、それぞれの調査地点毎に見解を伺う。 ※コウモリ類においても同様	1次回答の記載に語弊があったかもしれませんが、調査地点を選定する段階では、ある程度現地の状況も確認し、植生図との環境の違いを考慮してしまっただけ、ベースの植生とのずれが生じている箇所があります。E-T2は現地で植生を確認した上でヤナギ低木林であることを確認し、E-T3は現地で確認したところ耕作放棄地の面積は植生図よりも広がっていることを確認し、E-T4は、落葉広葉樹林の凡例ですが、実際に樹林はなく、ササ群落が優占していることを確認し、E-T5は現地で確認したところ砂丘植生群落を確認し、植生図と現地の状況が異なっている状況で植生図の情報と現地の状況は異なることを確認しています。E-T1、E-T9、E-T10については確かに他の植生区分と接している箇所にはなりませんが、一次回答のとおり現地を確認の上で、他の植生に接する場所ではなく、植生の内部に地点を設定します。
追加 6-63	452 456	調査地点の設定根拠(鳥類)	1次 2次	質問6-33の1次回答において、「現地で改めて群落の状況を確認した上で、適切な地点を選定する予定」とされているが、現時点で設定されている地点は、各地点の環境(植生)を代表する地点として大いに疑問がある。E-R3は落葉広葉樹林を代表する地点とのことだがルート全体を通して同植生帯の幅は狭く針葉混交林に接している一方で落葉広葉樹林が広がっている場所が他に存在すること、E-R4及びE-R5は針葉樹林を代表する地点とのことだがルートの多くの区間が落葉広葉樹林と接している一方で針葉樹林が広がっている場所は他に存在すること、E-R6は牧草地を代表とする地点とのことだがルート上に同群落は存在しないこと、などから、改めて、それぞれの調査地点毎に見解を伺う。	E-R3は帯状ではありますが、現地で確認したところ、よく発達した落葉広葉樹林でしたので、落葉広葉樹林のルートとして設定したものです。E-R5、E-R6は林道沿いにルートを設定している関係で複数の植生を通過するルートとなっていますが、現地で確認したところ、ルート周辺は針葉樹林を主体とした植生であることを確認し、針葉樹林の代表としています。各植生毎の出現種については区別して記録することを想定しており、各植生ごとに結果は整理することとします。E-R6は凡例、ラベルが分かりにくいかもしれませんが、大部分が牧草地の植生にルートを設定しています。
6-45	453	図6. 2-24 動物調査地域、調査地点(コウモリ)	1次	専門家から、山側にもバットディテクターを設置した方が良いという指摘があり、その内容を踏まえ調査の手法を検討した(368ページ)としているにもかかわらず、バットディテクターが海側の一箇所しかありませんが、これで十分とした理由を伺います。	現在風況観測塔を山側に1箇所追加で設置予定ですが、現段階でまだ設置前であったので、方法書の図書には反映できておりませんでした。追加で山側1箇所は確実に実施する予定で、風況観測塔の設置候補地を別添資料6-45に示しますが、今後地権者との協議や実地調査結果を踏まえて設置場所を詳細に確定する予定なので、この候補地から場所が変更になる可能性があります。
6-46	454	図6. 2-25 動物調査地域、地点(希少猛禽類、渡り鳥)	1次	①対象事業実施区域の東端部が可視領域外となっていますが、調査地点の再設定の必要はないでしょうか。 ②対象事業実施区域(道路改良等)と重複している調査地点が確認しにくいので、調査地点を前面に出した図を提示してください。	①対象事業実施区域東端部の可視領域外の区域については、林道の崩落があって車での移動が困難な箇所、ヒグマの痕跡が多いため、定点を置けない区域となっています。現在進めている前倒し調査では、上記の林道沿いで短時間の移動観察により調査を行っている状況で、定点としては設置できていないため、視野図には反映できておりませんでした。また、定点からの観察可能な上空の範囲を2kmとして視野図を示しておりますが、実際には2km以上も観察できており、方法書に示したEF5-5の地点から可視領域外の箇所でも猛禽類の飛翔は確認しております。準備書以降の図書では実際に観察できている範囲や移動観察による可視領域等が分かるように図面作成を行います。 ②作成した図面を別添資料6-30に示します。
6-47	471	図6. 2-31 景観調査地点(主要な眺望点)	1次 2次	追加された事業実施想定区域の周囲には居住宅が複数ありますが、眺望点が選定されていません。身近な視点場として選定すべき地点はなかったのでしょうか。どのように確認されたのかも含めご回答をお願いします。 ①各町村へのヒアリングに当たっては、実施日とヒアリング部署、ヒアリング方法についてご教示願います。 ②事業実施想定区域に隣接する遠別旭温泉は不特定かつ多数の者が利用する場所であり、また、表6. 2-73(530ページ)において、区分欄に「自然観賞」とありますが、身近な視点場として選定する必要がないとした理由及びその理由が妥当であると判断される根拠をご教示ください。	身近な視点場は不特定多数の住民等が利用する場所として、天塩町、遠別町、初山別村にその観点での追加地点をヒアリングし選定しています。その際に眺望点としての追加意見がなかったため特に追加選定は行っていません。 なお、人と自然の触れ合い活動の場としては、遠別旭温泉を地点に追加しています。 ①以下に示す各町村の担当部署に不特定多数の町村民が利用する場所として集会場や施設等を挙げていただき、その中から近接している場所を取捨選択させていただいた地点を再度確認していただき調査地点としています。 天塩町：総務課 R5年4月10日回答 遠別町：商工観光課 R5年4月4日回答 初山別村：企画振興室 R5年4月4日回答 ②遠別旭温泉については、事前の現地踏査で地点を確認した際に、地形上谷地となっている関係で風車が視認できないと判断しました。 なお、今後の配置計画の具体化に伴い、視認ができると判断された場合には、必要に応じて調査地点として設定することも検討します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 6-64	506 511	調査地点の設定根拠（哺乳類）	1次		
			2次	質問6-33の1次回答において、「現地で改めて群落の状況を確認した上で、適切な地点を選定する予定」とされているが、現時点で設定されている地点は、各地点の環境（植生）を代表する地点として大いに疑問がある。S-T1はササ群落とのことだが図では牧草地に接している、S-T2は伐跡群落に対して同じくヨシクラス及びササ群落に接している、S-T4は高茎草地に対して落葉広葉樹林となっている、S-T5は落葉広葉樹林に対して高茎草地となっている、S-T6は耕作放棄地に対して二次林やササ群落などと接している、S-T7は針葉樹林に対して落葉広葉樹林となっている、S-T8は牧草地对して落葉広葉樹林に接した針葉樹林、S-T9は針広混交林に対して落葉広葉樹林及び針葉樹林に接している、などから、改めて、それぞれの調査地点毎に見解を伺う。 ※コウモリ類においても同様	1次回答の記載に語弊があったかもしれませんが、調査地点を選定する段階では、ある程度現地の状況も確認し、植生図との環境の違いを考慮していただいたため、ベースの植生とのずれが生じている箇所があります。S-T4、S-T5、S-T7、S-T8は表6.2-61の記載に誤りがあり、それぞれS-T4が落葉広葉樹林、S-T5は高茎草地、S-T7が牧草地、S-T8が針葉樹林の代表地点と設定したものでしたので、別添資料6-64のように訂正させていただきます。S-T1、S-T2、S-T6、S-T9については確かに他の植生区分と接している箇所にはなりますが、一次回答のとおり現地を確認の上で、他の植生に接する場所ではなく、植生の内部に地点を設定します。
追加 6-65	507 511	調査地点の設定根拠（鳥類）	1次		
			2次	質問6-33の1次回答において、「現地で改めて群落の状況を確認した上で、適切な地点を選定する予定」とされているが、現時点で設定されている地点は、各地点の環境（植生）を代表する地点として大いに疑問がある。S-R2は落葉広葉樹林を代表する地点とのことだがルートの後半はササ群落などである一方で落葉広葉樹林が広がっている場所は他に存在すること、S-R4は高茎草本とのことだがルート後半は他の環境（植生）が占めていること、S-R7は針広混交林とのことだが調査対象区域を外れる地点が含まれる一方で針広混交林が広がっている場所は他に存在すること、などから、改めて、それぞれの調査地点毎に見解を伺う。	S-R2、S-R4、S-R7は道路沿い、林道沿いにルートを設定している関係で複数の植生を通過するルートとなっていますが、現地で確認したところ、部分的に他の植生がルート沿いに見られるものの、S-R2は落葉広葉樹林、S-R4は高茎草地、S-R7は針葉樹林を主体とした植生であることを確認し、設定しています。各植生毎の出現種については区別して記録することを想定しており、各植生ごとに結果は整理することとします。
6-48	529	図6.2-48 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点	1次	遠別旭温泉に向かう1本道である道道971号が、道路改良等の事業対象区域に含まれていますが、この道が工事期間等に不通になることはないでしょうか。	当該道路については大型資材の輸送を行う為の道路拡幅等の工事を行うことを想定して事業実施区域に設定しておりますが、拡幅工事に伴う一時的な片側通行とさせていただきますことは想定されますが、輸送期間中も含め全面通行止めとすることは想定しておりません。
			2次	拡幅工事に伴う一時的な片側通行とさせていただくことは想定されるとのことですが、道路管理者や旭温泉の管理者とは協議しているでしょうか。している場合は協議の概要を、していない場合は今後の協議予定をご教示願います。	道路管理者や旭温泉との協議は未着手です。準備書作成において、風力発電機設置位置や建設工事の計画が具体的になってくる中で協議に着手する予定です。

## 7. 「第7章 その他環境省令で定める事項」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
7-1	537	表7.1-1 計画段階環境配慮書についての提出された意見と事業者の見解	1次	No. 3に対する見解として、「関係する自然保護団体様等への紙媒体の図書提供についても、検討してまいります。」とされていますが、本図書については、検討の結果、どのような対応をされたのかをご教示ください。	自然保護団体様等への図書提供については社内でも検討中であり、本案件については提供は行っておりません。なお、鳥類の専門家のうち、1名は自然保護団体の職員になりますが、その方にはヒアリングの際、方法書の該当ページをお渡ししています。
			2次	該当ページとは、方法書の何ページから何ページの部分ですか。	方法書本編の全ページをお渡ししました。
			3次	方法書本編の全ページをお渡しした上で、ヒアリングを実施されたとのことですが、1次質問・2次質問において、多数の修正が加えられています。調査実施前に修正後の内容を示した上で、調査・予測・評価の手法について改めてヒアリングを実施する必要はないでしょうか。事業者の見解をお示しください。	事前のヒアリングにおいて、調査・予測・評価の地点、時期、手法については、地域を網羅できるような内容で相談しております。1次質問・2次質問において修正等はありませんが、地域を網羅できる計画としてヒアリングを受けたものであり、改めてヒアリングする必要はないと考えます。
7-2	555	配慮書に対する北海道知事の意見及び事業者の見解	1次	総括的事項3において、区域の設定について事業者の見解として、「土砂流出等の防止に配慮した検討過程については、方法書以降において必要に応じて整理」とされているが、具体的にどのような検討を行ったのか伺う。	未だ工事計画の詳細が固まっていないため、今後の検討事項としています。
			2次	①工事計画の詳細が固まっていないと区域設定について説明できない理由を示してください。 ②現段階で設定されている区域は、土砂流出等の防止に配慮した検討を実施していない区域であるという認識でよろしいでしょうか。	①現段階においては環境影響評価の評価項目外の事項も踏まえつつ配置の素案を検討している段階であり、現地調査および土砂流出防止対策も含めた工事計画の詳細を検討を踏まえないことには配置案・道路線形が固まらないため、変更区域の設定の詳細はお示しできない状況にあります。 ②現段階で設定している事業実施区域には土砂流出の防止という観点から配慮を要する地区が引き続き含まれており、検討が完了していない状況です。したが、今後現地調査を踏まえ、工事計画を検討していく中で、土砂流出防止対策の検討や可能な限り風車の配置範囲からの除外を検討してまいります。
7-3	574	2) 風車の影への配慮	1次	「Update of UK Shadow Flicker evidence base Final Report」(2011年、英国エネルギー・気候変動省)によると、風車の影の考慮すべき範囲はローター径の10倍とのこと(229ページ)ですが、159~160ページによると、住宅や環境の保全についての配慮が特に必要な施設と、風車設置予定区域との離隔がローター径の10倍以内の施設等が多くあります。風車の影への配慮として天塩町市街地を除外したとありますが、この配慮のみでよいとした根拠を伺います。	天塩町のエリアについては風車の影の影響だけではなく、北側に位置する利尻礼文サロベツ国立公園への影響も考慮し、総合的な配慮の必要性を考慮して除外したものです。風車の影の影響について、天塩町市街地を除外したのみで十分かどうかについては方法書段階では予測評価が未実施のため、今後の予測評価の結果を踏まえて、準備書以降改めて検討する予定です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
7-4	574	6) 景観への配慮	1次	配慮書段階より設置基数が増大し、事業実施区域は縮小していることから、風車の密度が上がり、景観への影響が変わっていると思います。このことに対する配慮として、どのような検討をされたのか、ご教示ください。	風車の密度が上がったことによる景観の影響については未だ検討できておりません。方法書段階ではフォトモニタージュの作成や予測評価が未実施のため、今後のフォトモニタージュの結果や予測評価の結果を踏まえて、準備書以降に改めて風車の配置を検討する予定です。
			2次	①配慮書段階では、主要な眺望点からの垂直見込角は1.8度～70.8度となる可能性があるとしていましたが、現段階における各主要な眺望点からの垂直見込角をお示しください。 ②準備書段階での風車の配置検討に当たり、最大垂直見込角を何度以下（又は未満）とすることを想定されているのかをご教示ください。	①風車の詳細な位置が未確定のため誤差がありますが、現時点では、最近地点の遠別町・天塩町共同斎場（約0.6km）で垂直見込角約19.0度、最遠地点の雄信内老人憩いの家（約12.5km）で垂直見込角約1.0度を想定しています。 ②景観の評価については、垂直見込角だけではなく、風車の適地や地形・樹木等の繁茂状況、その他の条件を踏まえ、現地調査に基づくフォトモニタージュ等により総合的に判断することを想定しています。
7-5	576	図7.2-10事業実施想定区域（配慮書段階）と対象事業実施区域（方法書段階）	1次	①配慮書段階では、「本事業の配慮書では風車設置範囲や工事想定範囲を最大限設定していることから、方法書以降において事業区域が拡大することはない」と回答しているが、追加された区域が存在する。 拡大する理由を「事業としての採算性の確保」としているが、環境保全の観点から絞り込みを行うアセス手続きに抵触するような対応を行うことに関して、貴社のアセス制度に対する認識を伺う。  ②対象事業実施区域の追加において、「周辺に保全対象が存在せず環境影響が小さいと考えられるエリアを追加した」とあります。 追加したエリアは、植生自然度9、10の箇所があり（107ページ 図3.2-17(3)）、水源かん養保安林（212ページ 図3.2-18(2)）であり、崩壊土砂流出危険区域（214ページ 図3.2-19(2)）も含まれていますが、「周辺に保全対象が存在せず環境影響が小さいエリア」と言えるでしょうか。事業者の見解を伺います。	①遠別富士見地区ではご指摘のとおり、配慮書から事業実施区域が拡大していますが、環境影響評価法では配慮書から方法書での区域の拡大は制限されていないことから、方法書以降において然るべき調査・予測・評価を行えば、区域の拡大は許容されるものと考えます。なお、事業全体としては大幅に事業実施想定区域から事業実施区域を縮減しており（配慮書：40,877ha⇒方法書：8,339ha）、環境影響は低減する方向の変更であると認識しています。また、今回追加したエリアについては周辺に住居等がないこと、既存文献において希少種の生育地・生息地がないことを確認しており、追加した経緯については経済産業省及び環境省にも確認いただいています。  ②保全対象とは既存文献上から個別の詳細な位置が特定できたもの、具体的には生活環境では住居や学校・病院・福祉施設、自然環境では動物の重要な生息地、重要な植物群落、景観資源、眺望点、人と自然との触れ合いの活動の場を指しています。今回追加した事業実施区域内にはこれらの分布は存在しないことから、現時点では環境影響の小さいエリアだと考えており、こちらの内容については経済産業省及び環境省に確認いただきました。ただし、詳細については今後の調査・予測・評価を踏まえて検討していく予定です。なお、ご指摘の自然植生度9、10、水源涵養保安林、崩壊土砂流出危険区域については、追加したエリアには自然植生度9、10が約254ha、水源涵養保安林が518ha、崩壊土砂流出危険区域が330m(33ha)含まれています。ただし、配慮書段階の事業実施想定区域から方法書段階の事業実施への絞り込みにおいて削減した自然植生9、10は9,518ha、水源涵養保安林は2,112ha、崩壊土砂流出危険区域は10,320m(1,032ha)であり、大きく減少しています。 (※崩壊土砂流出危険区域はラインデータのため、幅100mとして計算しています)
			2次	配慮書段階で指摘したとおり、本事業の区域設定は、発電規模に対する想定区域面積が他事業平均の6倍程度あり、通常の事業では配慮書前に行われている、区域設定における配慮が多く要素に対して行われていない状況であったことや、配慮書段階では「本事業の配慮書では風車設置範囲や工事想定範囲を最大限設定していることから、方法書以降において事業区域が拡大することはない」、「風力発電機の設置箇所が絞り込めていないことから、想定される変更範囲を最大限にとり、本事業による環境影響の及ぶ範囲を安全側に設定した予測評価」を行ったと回答しており、これらを踏まえると、元々事業実施想定区域全域が対象事業実施区域となるような計画ではなく、計画が進むにつれ区域面積は当然に減少するものと考えられます。方法書段階で面積が大きく減少したからといって、そのことのみから十分な配慮が行われているとは考えられません。例えば今回追加したエリアに水源涵養保安林が518ha含まれているとのことですが、これだけの面積の保安林を区域に含む事業計画は十分に大きな影響が想定されると考えますが、配慮書段階からの相対的な比較以外で、本区域の環境影響が大きくないとする根拠があればお示しください。	現時点では、現地調査・予測・評価を行っていないことから、配慮書時点との相対的比較以外では、環境影響の程度をご説明することはできません。

8. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
8-1	意見概要 3	一般の意見 No. 1	1次		
			2次		
			3次	ツメナガセキレイをはじめとした小鳥の営巣について意見がありますが、図書における動物に係る調査内容の詳細では、希少猛禽類の調査においては「営巣地の有無を把握する。」とあるのに対し、鳥類（一般鳥類）の調査においては営巣地の有無の把握について記載されていません。ツメナガセキレイをはじめとした小鳥の営巣地の有無を把握する必要性について事業者の見解をお示しください。併せて、営巣地が確認された場合には、予測・評価にどのように反映するのがご教示ください。	ツメナガセキレイ等の小鳥の営巣地の分布を網羅的に把握することは困難であると考えておりますが、ライセンス法等の調査で確認された営巣地については記録します。小鳥の営巣地の分布を網羅的に把握できない以上は、営巣地に対する影響予測・評価までは難しいと考えておりますが、営巣地を営巣環境とし、例えば営巣可能な樹林の改変がどの程度生じるか等の営巣環境の改変率の観点で予測・評価を行うことを考えています。
8-2	意見概要 5	一般の意見 No. 3	1次		
			2次		
			3次	調査方法の観点からの意見に対し、より良い調査方法を検討すると見解を示していますが、本意見を受け、調査方法の再検討を予定している項目、そしてどのように調査方法を変更することを検討しているか、ご教示願います。	ご意見の①は、ご意見通りの回数的大幅な増加は難しいと考えていますが、四季に1回を基本としつつ、確認状況に応じて繁殖期の追加調査も検討します。②のタンチョウ等の鳥類重要種を対象とした調査については、現地調査結果を踏まえた対応となりますので、タンチョウ等の重要種の繁殖が対象事業実施区域内で確認された場合には、営巣地、繁殖状況、行動圏の把握等の追加調査を検討します。③のチュウヒの調査は、毎月1回の調査を基本としつつ、チュウヒの営巣が確認された場合には、追加の調査等も検討します。④の希少猛禽類の視野図作成と観察定点の追加については、視野の状況を見ながら対応していきます。⑤のチュウヒ調査における注意点は、ご指摘の通り営巣地から500m以遠からの観察を基本として対応します。⑥渡り鳥の調査については、全地点、全調査でレーザーレンジファインダーを使用することは難しいですが、部分的にレーザー測距計等を活用して、なるべく正確な飛翔位置や高度を確認します。
8-3	意見概要 6	一般の意見 No. 4	1次		
			2次		
			3次	天塩町の計画区域は幌延町の市街地から十分に視認できる位置にあるとの意見に対し、視野角が1度以上の範囲を対象として検討した旨の見解が示されています。しかし、発電所に係る環境影響評価の手引（経済産業省令和2年11月）では、「主要な眺望点とは、調査地域内に存在する（中略）地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所のうち、発電所を望むことができる場所」とされており、視野角が1度以上であるとの条件は示されておりません。市街地からの景観がどのように変わるかについて地域住民の方々にお示しし、理解していただくよう取り組むことはされないのでしょうか。改めて、事業者の見解をご教示ください。	視野角との関係については、「景観対策ガイドライン（案）」（UHV送電特別委員会環境部会立地分科会 1981年）において、視角1度で「十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい」とされていることから、1度以上の視野角となる範囲を設定しました。また、幌延町市街地から最寄りの対象事業実施区域まで約19kmあり、視野角は約0.6度となっており、輪郭がやっとわかるレベルとなります。このため、景観上の問題はないと考えています。なお、視野角0.6度は45cm離れた五円玉の穴の大きさに相当します。
8-4	意見概要 6	一般の意見 No. 7	1次		
			2次		
			3次	①騒音調査地点として、金浦原生花園、旭温泉及び遠別川沿い計画事業区域から近い農家周辺を加えるべきとの意見に対し、当該地点における騒音の影響は把握できるものと考えているとの見解を示されていますが、その予測、評価の結果は準備書に記載されると考えてよろしかったでしょうか。なお、記載されない場合には、記載されないことを妥当とする理由も併せてご回答ください。 ②他の調査地点における調査結果を基に予測・評価する場合には、残留騒音が同程度である必要があると考えますが、残留騒音が同程度であると判断できる根拠をお示しください。	①準備書においては現在の方法書に記載している地点に対する予測、評価の結果を示す方針で、ご指摘の地点についての記載は考えておりません。現在選定している地点は、影響が大きくなる安全側の地点を選定しているため、この地点の予測評価で影響がないと評価されれば、ご指摘の地点についても基準を満たすことになるかと考えております。 ②ご指摘の通り、他の調査地点における調査結果を基に予測・評価する場合には、残留騒音が同程度である必要があります。今回選定した調査地点は、対象事業実施区域及びその周囲のうち、地域の集落の分布から地域を区分し、その集落に大きな騒音発生源がなく、残留騒音が概ね同程度と考えられる地域ごとに選定しております。金浦原生花園、旭温泉、遠別川沿い計画事業区域には現在地点を設けておりませんが、金浦原生花園はオロロンライン付近というE-N4、旭温泉は温泉のアクセスルート沿いにあるE-N5、遠別川沿い対象事業実施区域から近い農家周辺は近隣のE-N3の調査結果を前提に予測することを考えています。

番号	頁	項目等	区分		質問事項	事業者回答
			1次	2次		
8-5	意見概要7	一般の意見 No. 8	1次			
			2次			
			3次	<p>①追加の調査地点の必要性について自治体とも調整することですが、なぜ、自治体と調整しなければ地点追加の必要性が判断できないのか理由をご教示ください。</p> <p>②事前の現地調査において、意見に記載されている景観地点の位置等の確認を行ったのかをご教示ください。また、確認を行った場合には、視認可能であったのか、及びなぜ調査地点としなかったのかについてご教示ください。</p> <p>③眺望点は利尻山方向のみだけではなく、風景全てが重要であるため、360度を調査対象にすべきとの声があり、これに対して事業者からは、広範囲のフォトモンタージュの作成を検討するとの見解を述べています。質問3-14と同様、主要な眺望方向が1方向とは限らない眺望点もあることから、ここにおける広範囲とは、利尻山方向の横方向への広がりだけではなく、利尻山方向以外も眺望方向として調査及び評価することを検討しているという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>①調査地点の設定にあたっては、1個人の意見のみに基づくのではなく、ある程度の客観的な位置づけが必要と考え、公共性の高い各自治体に当社の地点案を提示し、ご意見を伺いたうえで地点設定に反映しています。</p> <p>②説明会で挙げられた天塩町運動公園、鏡沼公園、旭温泉、みさき台公園については現地踏査で現状を確認しています。茂初山別川公園は踏査時の地点候補に上がっていないため、東山樹園は工事実施範囲から12km以上位置するため現地踏査は実施していません。このうち、天塩町運動公園、鏡沼公園の2箇所は、天塩町の意見を踏まえ、近接（景観資源、風車設置方向もほぼ同じとなる）する天塩川河川公園を代表地点として設定しました。旭温泉については踏査時に山中にあり、視野が得られないことを現地踏査で確認したため眺望点に設定しませんでした。みさき台公園については、初山別村の意見に基づき眺望点に設定しませんでした。茂初山別川公園は位置が特定できないため、東山樹園は工事実施範囲から12km以上位置するため、眺望点には設定しないものとしました。</p> <p>③3-14の回答にもあるとおり、景観資源が主要な眺望方向以外に存在する眺望点に対しては現地調査で景観資源が確認可能かを判断し、パノラマ撮影を行うなどの対応を行います。</p> <p>なお、各景観調査地点となる眺望点については、各自治体に地点案を提示したうえで、地点に対する意見をいただき、そのうえで設定しました。</p> <p>初山別村さんからは案として提示した地点のうち対象外とした地点はそれほど人が利用していないため眺望点として不適との意見をいただいたことから、その意見を反映しています。</p>	
8-6	意見概要9	一般の意見 No. 15	1次			
			2次			
			3次	<p>水の濁りの調査地点が不足しているとの意見に対し、専門家等からの助言を得ながら設定する旨の見解を示されていますが、地域の状況に精通した専門家等にヒアリングすることが可能な目途がたっているのでしょうか。図書における水の濁りの調査地点図には、更岸貯水池が記載されておらず、また、質問番号6-21においては、調査地点の設定に当たり、水道利水町村との協議は行わず、漁業関係者との協議も必要に応じて検討するとされています。</p> <p>適切な調査地点を設定するためには、河川・湖沼・海域・地下水の位置や利用状況を正しく把握していることが必要であると考えますが、適切な調査地点を設定できると判断されている根拠をお示しください。</p>	<p>水の濁りの調査地点については、各水域の流域界を整理したうえで、工事の影響を受けると想定される流域を抽出し、その流末や主要な支川等の合流点付近など、代表的な地点を設定しています。このため、工事実施範囲内の代表的な影響を網羅できると考えています。</p> <p>ちなみに、説明会で意見のあった更岸貯水池の上流側の影響については、更岸貯水池より上流の流域に係る施設計画は流域界での設置を想定しており、更岸貯水池側には濁水を流下させない計画を想定していたことから調査地点には設定していませんでした。なお、専門家の助言により必要とされた場合には、貯水池上流側にも地点を追加します。</p> <p>なお、助言をいただく専門家については、現時点では想定段階でありヒアリングの具体的な目処は未定です。</p>	